

国連婦人の地位委員会
第二十回会議報告書

労働省婦人少年局

国連婦人の地位委員会報告書

は し が き

この報告書は、1967年2月13日より3月6日までニューヨークの国連本部において開催された国連婦人の地位委員会第20回会議の討議と成果について、同委員会が経済社会理事会に提出した報告書(E/4316—E/CN.6/487)を全訳したものである。

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の原則を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的規模で行ない、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓発活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコ会議において国連憲章の起草が成り、その条文の中に男女の権利の平等が宣言されるとともに、国際連合の中に婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認された。これにもとづいて1946年、経済社会理事会は、15カ国の委員をもつて構成(任期3年、毎年委員国の1/3を改選)する委員会の設置を決定、1947年第1回会議を開催した。以来、1964年に休会したほかは毎年1回会議が開かれてきた。委員国数は1951年に3カ国、1961年にさらに3カ国、1966年には11カ国が追加され、現在は32カ国の構成となっている。

わが国としては、1950年の第4回会議に非公式オブザーバーとして数人の婦人が出席したのをはじめとして、とくに1952年以降は、数次にわたり労働省婦人局長が正式オブザーバーとして出席し、委員会の事業に多大の関心を払ってきた。そして、1956年末の日本の国連加盟を機として委員会に立候補し、1958年から1963年まで2期にわたり谷野婦人少年局長を代表として委員国をつとめた。その後の2年間は諸般の事情から委員会への参加をとりやめたが、1965年3月の改選にあたり再立候補し当選、藤田たき氏が政府代表に任命され、第19回及び第20回会議に出席した。なお、1967年5月の改選にあたり継続立候補し当選したので、ひきつづ

き1968年から3カ年の任期が予定されている。

婦人の地位の問題が、国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決が図られているかを知る上に、この資料が参考になれば幸いである。

1967年9月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

婦人の地位委員会第20回会議報告書

第1章 会議の構成	1 頁
開会と期間	1 頁
出席者	1 頁
役員選挙	7 頁
会議、決議および文書	8 頁
議題	8 頁
第2章 婦人に対する差別撤廃宣言案	11 頁
起草委員会の設立	13 頁
起草委員会第1次報告	14 頁
起草委員会の拡大	26 頁
起草委員会第2次報告	27 頁
同報告の審議	37 頁
宣言案の採択	47 頁
決議1 (XX)	47 頁
第3章 人権に関する定期報告	48 頁
決議2 (XX)	51 頁
第4章 婦人の政治的権利	53 頁
決議3 (XX)	56 頁
決議4 (XX)	59 頁
第5章 私法上の婦人の地位	61 頁
決議5 (XX)	74 頁
決議6 (XX)	78 頁
第6章 婦人の教育の機会	80 頁

婦人に特に関係のあるユネスコ活動	80頁
決議7 (XX)	85頁
少女と婦人の高等教育の機会	85頁
決議8 (XX)	92頁
第7章 婦人の経済的権利及び機会	94頁
決議9 (XX)	104頁
第8章 人権の分野における助言的事業	107頁
決議10 (XX)	110頁
決議11 (XX)	112頁
第9章 婦人の進歩のための国連援助	114頁
決議12 (XX)	120頁
決議13 (XX)	122頁
決議14 (XX)	125頁
第10章 国際人権年	126頁
決議15 (XX)	131頁
第11章 委員会の決議および勧告の国内法に及ぼす影響	133頁
第12章 結婚婦人の国籍	134頁
第13章 人権委員会第22回会議(1966年)および少数者の差別防止及び保護に関する小委員会第19回会議(1967年)に出席した婦人の地位委員会代表の報告	135頁
第14章 全米婦人委員会の報告	137頁
第15章 婦人の地位に関する通信	138頁
第16章 委員会の事業総覧、事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限	139頁
第17章 第21回会議の開催場所	147頁
決議16 (XX)	147頁

第18章 報告書の採択	148頁
第19章 経済社会理事会の採択を求める決議案	149頁

付 属

I 婦人の地位委員会第20回会議において審議された文書一覧	158頁
II 婦人の地位委員会第20回会議の決定事項にともなう財政措置	167頁

第 1 章 会議の構成

開 会 と 期 間

1. 婦人の地位委員会は、1967年2月13日より3月6日まで、ニューヨークの国際連合本部において、第20回会議を開催した。
2. 会議は、第19回会議の議長ヘレナ・ベニテス女史（フィリピン）によって開会された。

出 席 者

3. 会議出席者は次のとおりである。

オーストラリア

メーベル・ミラー夫人 D.B.E.

J.A.ペンソン氏（代理）

オーストリア

イルムガルト・ブロスト女史

白ロシア

L.P.マリネクヴィツチ夫人

O.A.テイコーノフ氏（顧問）

I.F.シダツシュ氏（顧問）

チリ

ミミ・マリノヴィック・ド・ハドレシック
夫人

中 国

ヤーチュアン・ワン女史

フィンランド

ヘルヴィ・L.シビラ夫人

クラウス・テルヌッド氏（代理）

クルト・ウジエルダール氏（顧問）

フランス

ジャン・H.シャトン女史

J.D.パオリニ氏（顧問）

ガーナ

フローレンス・アディソン女史

ガラリエット・ウィルモ夫人(顧問)
アグネス・Y・アグレイオルレアン夫人(顧問)
ガテマラ ルネス・シカス・ド・ガルシア夫人
ギニア ソーマ・ティギダンケ夫人
ホンデュラス トウレ・ハディ氏(代理)
ハンガリー エステラ・ド・ロベス・ヴィラギル夫人
イラン ハンナ・ボーコル夫人
イラク ヘレンコ・ガルマチ氏(代理)
日本 エファ・ナビー夫人
ケニヤ ゾーレ・ファルシッド夫人(顧問)
リベリア スアド・アルラチ夫人
マレーシア アブダル・フセイン・アリサ氏(代理)
モーリタニア 藤田たき
メキシコ 池田迪彦(代理)
オランダ 久保田真苗(顧問)
アンジェリカ・ワンジール・キガンダ夫人
ユージェニア・A・スチープンスン夫人
アイジャ・ピンチ・ハチ・ガーニ夫人
イスメイル・ビン・アンビア氏(代理)
アブダライ・ウルド・ダダ・トルキア夫人
ヤビア・ウルド・シエキ・アブダレー氏
(代理)
マリヤ・ラバリエ・ウルビナ女史
メルセデス・カブリラ夫人(顧問)
J・C・H・H・ド・ヴィンク女史
J・C・フェリンガ女史(顧問)

ベルギー エバ・マリヤ・ロバートソン・ド・オタイ
ザ夫人
フィリピン ヘレナ・Z・ベニテス女史
ポーランド ローデス・パレデス・サンディエゴ夫人
チュニジア (代理)
トルコ アントニオ・J・ユイ氏(顧問)
ウガンダ マリヤ・O・シャーンレイ夫人(顧問)
ソヴィエト連邦 ソフィア・デンビンスカ夫人
アラブ連合共和国 シアド・シャテル夫人
英国 ライルツ・ディンズメン夫人
米国 アリ・ウスタン氏(顧問)
グエネズエラ ノラ・E・P・ビエンキヤ夫人
リナ・ジャガー夫人(代理)
バルバラ・リチャード女史(代理)
シーラ・ハーデン女史(顧問)
グラディス・A・テイレッズ夫人
アリス・A・モリソン女史(顧問)
キルステン・キャンベル・パウロス夫人
(顧問)
デヴィッド・H・スモール氏(顧問)
パウリナ・ド・アルモスニイ夫人

マリア・クレメンシア・ロベス女史(代理)
 ヨセ・アントニオ・マヨール2世氏
 (顧問)

オブザーガー

カナダ

マリオン・A・マックファーソン女史

ダホメ

M・フレッチャー女史

ドミニカ共和国

マキシムレオポルド・ゾルナー氏

イタリア

リスロット・マルテ・ド・バリ奥斯夫人

マダガスカル

ジョヴァンニ・スコラミニエロ氏

ニカラグア

レーナ・ラオリーナ夫人

ルーマニア

テルマ・オコン・ソロールサノ女史

スウェーデン

ゲオルゲ・ニカ氏

ユーゴスラヴィア

マツト・ベルキスト氏

ゾラン・ラザレヴィッチ氏

専門機関及びユニセフ

国際労働機関 (ILO)

エリザベス・M・ジョンストン夫人

国連食糧農業機関 (FAO)

L・M・アンドレ博士

国際連合教育科学文化

機関 (UNESCO)

ニコール・M・フレデリック女史

世界保健機関 (WHO)

ルイス・F・トーマン博士

国連児童基金 (UNICEF)

エレナ・メデロス・ド・ゴンザレス夫人

政府間団体

全米婦人委員会

ガブリエラ・ガズマリ・ド・トーレ夫人

非政府団体

A 群

国際自由労連

アーヴィング・ブラウン氏

ドロシー・カテッド夫人

パウリン・N・ニューマン夫人

ベシー・ヒルマン夫人

ジョセフィーヌ・ティレスコ夫人

セイル・カリガン夫人

ドリー・ロビンソン夫人

グローリア・ホナカー夫人

ゲルトルド・ド・ヴィット夫人

ブシュバ・ニヤワン夫人

世界国際連合協会

B 群

全パキスタン婦人協会
 (パキスタン)

アビダ・バシヤ夫人

ラウシヤナラ・ダストジール夫人

世界農村婦人協会

アイリーン・L・ムーン夫人

国際問題協会委員会

ロビンス・ストロング夫人

リチャード・M・ファグレイ氏

国際婦人同盟

フリーダ・S・ミラー夫人

ウィリアム・B・ドイル夫人

国際カトリック

ルイス・ロンガルズ博士

社会事業連盟

国際ユダヤ婦人協議会

ロイ・ブラウト夫人

国際婦人協議会

メアリー・クレイグ・シユラー・マックギー
 シー夫人

ローズ・P・パーソン夫人

国際有職婦人クラブ連合会	エーサン・ヤルシヤテル夫人
国際大学婦人協会	マーガレット・バーナード女史
国際法律職婦人連盟	エスター・ハイマー夫人
国際婦人法律家協会	エルシー・M・マッククリーブ夫人
	ドロシー・G・ストラットン女史
	エルミナ・R・ルツケ夫人
	エデイス・ゴモリ夫人
	ローズ・コーン・ハーシュマン夫人
	ベアトリス・H・ムラニー判事
	ヒルデガルド・ヴォーレ・エゲノルフ夫人
国際人権連盟	アンナマリー・V・パテルノ夫人
	ヒルデガルド・ヴォーレ・エゲノルフ夫人
国際家族団体連合会	クローディア・ラヴェンスタイン夫人
	ピーター・ロートン・コリンズ夫人
汎太平洋東南アジア婦人協会	レイモンド・A・ウアーベ夫人
	A・デイ・ブラッドレイ夫人
婦人国際シオニスト団体	リー・ホルヴィッツ夫人
世界精神衛生連盟	エグエリン・ソマー夫人
世界カトリック女子青年連盟	マイヤー・コーヘン夫人
世界カトリック婦人団体連盟	ローズマリー・ヒギンス・カス夫人
	キャサリン・シエーフ女史
	マリー・アンドレ修道尼
	アルバ・ジイザミア女史
世界YWCA	ジェームス・G・フォースス夫人
	リチャード・B・バージンガー夫人
世界キリスト教婦人矯風会	ダイアナ・リード夫人

登録団体

国際社会民主主義婦人協議会	スザンヌ・フィンドレイ夫人
国際人道主義倫理同盟	ウォルター・M・ウァイス夫人
聖ジョン国際連盟	フランセス・マックギリガディ女史
国際プロパティミスト協会	ドラ・S・ルイス夫人
	マリー・バーブリッジ夫人
	エセル・J・ロード夫人
	ドロシー・フロスト夫人
世界ガール・ガイド、 ガール・スカウト連盟	エドワード・F・ジョンソン夫人
	ジョン・J・カーニイ夫人
	バーバラ・スチレス女史
国際ゾンタクラブ	エドナ・ナイルン女史
	マルガリーテ・ローワルト夫人
	ロイス・ブラウン・ワード夫人

4. 人権局長マルク・シュライバー氏と婦人の地位課長マーガレット・K・ブルース夫人が事務総長代理として出席した。ビラー・サントンダー・ダウニング夫人が委員会書記をつとめた。

役員選挙

5. 委員会は、1967年2月13日、第465次会議において、次の役員を全会一致で選出した。

議長	ヘルビ・シビラ夫人(フィンランド)
第一副議長	アジザ・フセイン夫人(アラブ連合)
第二副議長	ハンナ・ボーコル夫人(ハンガリー)
記録係	ミミ・マリノヴィック・ド・ハドレシク夫人 (チリ)

会議、決議および文書

6. 委員会は22回の本会議を開催した。これらの会議でのべられた意見は、第465次～第491次会議議事録(E/CN.6/SR.465-491)に要録してある。
7. 委員会の決議及び決定は、本報告書の関係議題のところ載せてあり、経済社会理事会の審議にかけるべき決議案は、本報告書第19章に掲載してある。
8. 委員会第20回会議に提出された文書は、本報告書付属Iに一覧として記載してある。
9. 第20回会議中、委員会は、実施予算増の措置を必要とするような提案に関して事務総長がのべた財政措置の説明に注目した。委員会が採択した提案に関連して事務総長がのべた意見の概略が、本報告書の付属IIに記載してある。

議 題

10. 委員会は第465、466次会議で議題について審議した。事務総長が第19回会議の議長と協議して作成した仮議題(E/CN.6/466とAdd.1)が提出された。
11. 婦人に対する差別撤廃宣言案に関する項目を議題中のどこにおくかを討議した際、多くの代表は、これは最も重要な議題であるので、最優先させるべきであるといつた。しかし、他の代表たちは、本委員会の審議の結果を、婦人の地位委員会と同時に開催される人権委員会に提出しなければならないので、人権に関する定期報告の議題を最初に審議しなければならぬと思うとのべた。そこで、婦人に対する差別撤廃宣言案の審議の手続を決めるまで、この2つの議題の順序をきめないでおくことに意見が一致した。
12. ソ連代表は、仮議題中の議題14を「婦人の地位に関係ある地域的政

府間団体の報告」とすべきであると提案した。同代表はその理由として、経済社会理事会決議48(V)をあげ、また事実婦人の地位委員会の会議に、婦人の権利の分野の他の地域的政府間団体をオブザーバーとして出席させられない理由は何もないとのべた。しかし、多くの代表は、他の政府間団体からは婦人の地位委員会の会議に出席の希望が一つも出ていないので、この議題の名称はそのままにしておく方がよいと考えた。第465次会議で、委員会は13対8、棄権9で、仮議題の議題14をもとのままにしておくことを決定した。

13. 委員会は、第465次会議で、仮議題を全会一致で採択し、第466次会議において、婦人に対する差別撤廃宣言案を議題3、人権に関する定期報告を議題4とすることを決定した。
14. 採択された議題(E/CN.6/466/Rev.1)は下記のとおりである。

1. 役員選挙
2. 議題の採択
3. 婦人に対する差別撤廃宣言案
4. 人権に関する定期報告
5. 婦人の政治的権利
 - a. 政治的権利の分野における進歩の実績
 - b. 婦人参政権条約の実施状況
 - c. 非自治領における婦人の地位
6. 私法上の婦人の地位——子の後見を含む親の権利と義務
7. 婦人の教育の機会
 - a. 婦人に特に関係あるユネスコ活動
 - b. 婦人の高等教育の機会
8. 婦人の経済的権利及び機会
 - a. 婦人の雇用に関するILOの活動

第2章 婦人に対する差別撤廃宣言案

- b. 婦人労働者保護に関するILO基準
- c. 同一労働同一賃金
- 9. 人権の分野における助言的事業
- 10. 婦人の進歩のための国連援助——統一長期計画
- 11. 国際人権年
- 12. 婦人の地位委員会決議及び勧告の国内法に及ぼす影響
- 13. 結婚婦人の国籍
- 14. 人権委員会第22回会議(1966年)及び少数者の差別防止及び保護に関する小委員会第19回会議(1967年)に出席した婦人の地位委員会代表の報告
- 15. 全米婦人委員会の報告
- 16. 婦人の地位に関する通信
- 17. 委員会の事業総覧、事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限
- 18. 経済社会理事会に対する第20回会議の報告

15. 総会は、1963年12月5日の決議1921(XIV)において、経済社会理事会が婦人の地位委員会に対し、できれば第20回総会(1965年)の審議にまいるように、婦人に対する差別撤廃宣言案の作成を依頼するよう要請した。総会はまた、加盟国政府、専門諸機関及び関係民間団体に対して、婦人の地位委員会の審議の参考とするため、宣言案にもりこむべき諸原則についての意見や提案を事務総長に送付するよう要請した。
16. そこで、30カ国、4専門機関及び15民間団体から寄せられた意見や提案が、1965年3月の第18回会議に提出された(E/CN.6/426とAdd. 1-2)。同会議は、12人の委員をもつて構成する起草委員会を設置し、提出されたすべての意見と提案を検討して委員会の審議に付すべく宣言案テキストをとりまとめる作業を託した。ポーランド代表から提出された宣言案テキスト(E/CN.6/L.396)、ワーキング・ペーパーの形でガーナから出されたテキスト、ポーランド案にもとづいて起草委員会議長が作成した2つのワーキング・ペーパーが起草委員会に提出された。起草委員会は7回にわたる会議で宣言案テキストを作成し、婦人の地位委員会の審議に付するため提出した。(E/4025 77節)。

委員会はこのテキストについて一通りの討議を行なった後、次のことを決定した(E/4025 110節)。すなわち——(1)この議題についての討議を第19回会議まで延期すること、(2)現在の形のままの宣言案と、起草委員会に提出された本件関係のワーキング・ペーパーと委員会の議事録とを、委員会委員に送付して各委員の意見を求めるよう、事務総長に要請すること、(3)第19回会議までに全委員に以上の意見を配布するよう、事務総長に要請すること。

17. 1966年2月～3月に開催された第19回会議において、ガーナが

ら提出された宣言案テキストを含む9人の委員から出された意見(E/CN.6/447とAdd.1)が委員会に提出された。

英国が別に作成した宣言案も配布された(E/CN.6/L.437)。委員会は、第18回会議において設立された起草委員会(E/4025-77節)が作成したテキストを討議の基礎資料とし、その他の提案をこのテキストの修正案として、審議をすすめることを決定した。委員会はまた、フランス代表を議長としガーナ、ハンガリー、メキシコ、フィリピンの各代表をもつて構成するスタイル委員(作文委員会)を設置し、宣言案テキストに各国語で文章上の仕上げをする仕事を託した。委員会は15回にわたる本会議で宣言案テキストを審議し、1966年3月8日全会一致で宣言案を採択した。(E/4175-155節)。委員会は、理事会がこの宣言案を総会に転達するよう決議案を付して、このテキストを第41回経済社会理事会に提出した。

18. 経済社会理事会は1966年7月～8月の第41回会議において、宣言案については詳細な検討を行なわないことを決定した。しかし、いくつかの修正案が提出され、一般的意見の交換が行われた。理事会は、1966年7月26日に決議1131(XLI)により、第41回経済社会理事会に提出された修正案、同理事会における本件に関する討議の要録、婦人の地位委員会第19回会議の報告書、これに関する議事要録などを付して、婦人の地位委員会が第19回会議で採択した宣言案を総会に転達した。

19. その結果、これらの各種文書は第21回総会に提出され、1966年12月1日と2日の第三委員会第1442次～第1445次会议において審議された。第三委員会は、時間不足のため宣言案を十分審議することができなかった。しかし、多くの修正案(E/CN.6/484, 付属I)が提出され、宣言案テキストについての一応の一般的討論が行われた(A/6555とA/C.3/SR.1142～1145)。総会は、1966年12月

16日全会一致で採択した決議2199(XXI)によつて、経済社会理事会に対し、婦人の地位委員会が提出された修正案を念頭におき、各国政府の意見及び、婦人の地位委員会第19回会議、第41回経済社会理事会、第21回総会の討議を考慮に入れた上で、1967年の第20回会議において宣言案テキストを再検討するよう要請した。総会はまた、宣言案は1967年の第22回総会において最優先順位を与えられることも決定した。

20. 経済社会理事会は1966年12月21日の第1459次会议において、決議2199(XXI)を婦人の地位委員会に転達した。

21. 委員会第20回会議は第466、467、482、488及び489次会议において、婦人に対する差別撤廃案に関する議題3を審議した。委員会には、宣言案テキストの作成に関する簡単な経過報告と2つの付属文書を内容とする事務総長覚書(E/CN.6/484)が提出された。付属Iには、委員会第19回会議で採択された宣言案テキストとこのテキストに対し第41回経済社会理事会及び第21回総会に出された修正案が表の形で記載されている。付属IIは、総会決議2199(XXI)の全文である。

22. 次の民間団体から意見書が提出された—— 国際自由労連(E/CN.6/NGO/188)、世界労連(E/CN.6/NGO/190) 国際有職婦人クラブ連合会(E/CN.6/NGO/180)、国際機会均等協会(E/CN.6/NGO/177)。

23. ソヴェト政権50年間に於けるソ連邦の婦人の進歩を示す覚書(E/CN.6/488)がソ連代表から提出され、委員会委員に配布された。

起草委員会の設立

24. 委員会は1967年2月14日の第466次会议で、議長の示唆により次のことを決定した。

すなわち、オーストラリア、フィンランド、フランス、ガーナ、ハンガ

リー、メキシコ、フィリピン、ポーランド、アラブ連合の各代表で構成する起草委員会を設立すること。起草委員会は委員会第19回会議で全会一致採択された宣言案テキストを、その後提出された修正案及び経済社会理事会(第41回)と総会(第21回)の討議を念頭においた上で再検討し、委員会の審議に付すべく宣言案改訂テキストを提出すること。

起草委員会第1次報告

2.5. 起草委員会は第1回会議で、マリア・ラファエル・ウルピナ女史(メキシコ)を議長に、ジャンヌ・シャトン女史(フランス)を記録係にえらんだ。

2.6. 起草委員会は1967年2月14日から21日まで7回の会議をもった。起草委員会は宣言案テキストの再検討にあたって、まず初めに総会と経済社会理事会に提出された修正案及びこれに出席した各国代表から出された意見のみを考慮することを決定した。したがって、現在の各条の内容についての変更は、起草委員会に出されている修正案や意見の中にすでに含まれているものに限って考慮されることになった。また、委員会委員からの修正について、委員会議長は、その最終期限を1967年2月24日金曜日(この期限はその後1967年2月27日月曜日まで延期された)と定め、これらの修正案についてもその後起草委員会で検討することになった。

2.7. 起草委員会は、宣言案の前文と第1条から第11条及び提出された修正案(E/CN.6/484と付属I)について審議した。

前 文

2.8. 起草委員会は前文の初めの3節を変更なしに採択した。原案どおり採択された前文第1〜3節は次のとおりである。

「総会は、

「国際連合の諸国民が、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳と価値ならびに男女の同権についての信念を再確認したことを考慮し、

「世界人権宣言が無差別の原則を確認し、すべての人間は生れながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であり、すべての人が性別による差別をはじめいかなる種類の差別をも受けることなく、宣言のかかげるすべての権利と自由とを享有することができると宣言していること

「男女同権の促進を意図して国連及び専門諸機関の採択した決議、宣言、条約および勧告を考慮にいれ、

起草委員会はソ連(A/6349, 付属II, 9節)とポーランド(A/C.3/L.1400 1節)の修正案をとり入れたいことを決定した。ソ連修正案は第2節の後に次の1節を挿入しようとするものであつた。

「あらゆる形の人種差別撤廃に関する宣言及び植民地とその住民に独立を与える宣言が、婦人に男子と同様の権利を確保する新しい可能性を開いたことを考慮し、

ポーランド修正案は、第3節の「決議、宣言、条約および勧告」を「あらゆる形の人種差別撤廃に関する宣言と国際条約、及びその他の宣言、条約、決議、勧告」という表現におきかえようとするものであつた。

2.9. 起草委員会は前文第4節に対するコロンビア、ジャマイカの共同修正案(A/C.3/L.1401 2節)を採択した。この修正案は、「婦人に対するかなりの差別がまだ残っている」を削除し、そのかわりに「権利の平等に関して」と「婦人に対するかなりの差別が依然として存続する」の語を入れるというものである。起草委員会は白ロシアの修正案(A/C.3/L.1406)を否決した。この修正案は「婦人に対するかなりの差別」の後に「多くの国々において」を加えようというものであつた。修正された前文第4節は次のとおりである。

「国連憲章、世界人権宣言、及び国連と専門諸機関が採択したその他の文書にもかかわらず、また権利の平等に関する進歩の実績にもかかわらず、婦人に対するかなりの差別が依然として存続することに関心をいだき、」

3 0. 起草委員会はルーマニア (A/C.3/L.1384 1節) とポーランド (A/C.3/L.1400 2節) の各修正案を否決した。ルーマニアの修正案は第4節の後に次のような新しい節を加えるというものであつた。

「婦人が数世紀にもわたつて、確実な進歩とよりよい生活の獲得のため、人類の努力に大いに貢献してきたこと、及び人類社会の発展の現段階において婦人の役割が不断に増大していることを心にとめ、」

ポーランド修正案はルーマニアが提案した節の後に次のような新しい節を加えるというものであつた。

「社会、経済、文化生活一般及び家庭生活、特に子どもの養育に婦人が果たした重要な役割を心にとめ、」

3 1. 起草委員会は前文第5節を変更なしに採択した。原案どおり採択された第5節は次のとおりである。

「婦人に対する差別は人間としての婦人の尊厳及び家族と社会の福祉に反し、婦人が国の政治的、社会的、経済的、文化的生活に、男子と同等に参加することを妨げ、また、国家と人類への寄与に役立つ婦人の能力の完全な開発に対する障害であると考え、」

3 2. 起草委員会は前文第6節に、コロンビア、ジャマイカ修正案 (A/C.3/L.1401 1節) の意味をもちこむことを決定した。この修正案の原文は第3節と第4節の間に、次のような新しい節を加えるというものであつた。

「婦人も男子と同様世界の福祉ならびに平和のために貢献すべきことを確信して、」

起草委員会は「世界の福祉ならびに平和のために」という語を「国の発

展」の後に入れることを決定し、その修正に伴つて、第6節を書き改めた。起草委員会は第6節に対するコロンビア、ジャマイカ修正案 (A/C.3/L.1401 3節) を否決した。この修正案は第6節を次のように変えようというものであつた。

「国の開発計画の実施に婦人が平等の条件のもとで、積極的に参加する必要性を確信し、」

修正された第6節は次のとおりである。

「国の豊かな且つ完全な発展と世界の福祉ならびに平和のためには、婦人の最大限の参加を必要とすると確信し、」

3 3. 起草委員会は前文第7節に対するルーマニア修正案 (A/C.3/L.1384 2節) を否決した。これは同節の末尾に次の語句を加えようというものであつた。

「……また婦人が社会的に認められた役割りを果しうるよう、婦人の能力と適性の開発に必要な条件をつくりだすために、」

起草委員会は前文第7節を次のとおり、変更なしで採択した。

「男女平等の原則に法律上事実上の全世界的承認を確保することが必要であると考え、」

第 1 案

3 4. 起草委員会は第1条に対するユーゴスラヴィアの次の2つの修正案 (A/C.3/L.1341/Rev.1 1, 2節) を否決した。

(1) 「基本的に不正であり」の後に「経済的、社会的、文化的発展を阻害し」を加える。

(2) 「人間の尊厳」の後に「及び人類共通の利益」を加える。

起草委員会は「破壊」の語を「否定」におきかえるというコロンビア、ジャマイカ修正案 (A/C.3/L.1401 4節) を受入れ、従つて第1条を次のようにかえた。

第 1 条

「男女の同権を事実上否定または制限する性にもとづく差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。」

第 2 条、第 3 条

3.5. 起草委員会は次のとおり第2条及び3条を原案どおり、修正なしに採決した。

第 2 条

「婦人を差別的に扱う現行の法律、習慣、規則および慣行を廃止し、男女の権利の平等に対し充分な法的保護を確立するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。とくに

(a) 同権の原則は各国の憲法またはそれに相当する法律にうたわれなければならない。

(b) 婦人に対する差別撤廃に関する国連および専門諸機関の国際文書は、できるだけ早く批准し、完全に実施しなければならない。

第 3 条

「偏見を打破し、婦人が劣等であるという考え方にもとづく習慣的その他すべての慣行を廃止する方向に、与論を育成し、国の熱意を向けるために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。

3.6. 起草委員会は第2条の後に次の新しい1条を加えるというルーマニアの修正案(A/C.3/L.1384 3節)を否決した。

「婦人がその能力と適性を自由に開発、顕現して、真の同権を享受するために必要な条件をつくるために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。

起草委員会はまた、第3条を次のようにかえるというスウェーデンの修正案(A/C.3/L.1385 1節)を否決した。

「偏見と婦人に対する差別を打破し、個人の可能性を伸ばす同等の機会

が婦人と男子に平等に与えられる権利が一般に認められる方向に、与論を育成し国民の熱意を向けるために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。」

起草委員会は第3条と第4条の間に次の新しい1条を挿入するというコロンビアとジャマイカの修正案(A/C.3/L.1405 5節)を否決した。

「婦人を政治的、社会的分野で社会の活発な成員たらしめるため、次の方法により適切な方策が行なわれなければならない。

(a) 政治的、市民的権利について、またこれらの権利から生ずる義務と責任について婦人を教育することによつて。

(b) 人権、特に婦人の権利に関する国連の国際文書にもられた諸原則を広めることによつて。

第 4 条

3.7. 起草委員会は第4条に対して出されたスウェーデンの2つの修正案(A/C.3/L.1385 2節)を採択した。修正案は次のようなものである。

(1) 序節に「いかなる差別もなく男子と同等に」を挿入する。

(2) (b)項の「いかなる差別もなく男子と同等に」を削除する。

起草委員会は、第4条の新しい表現は、(a)項の「権利」の語を「同等の権利」にかえるというソ連の修正案(A/6349 付属II 10節)をも考慮に入れたものであるとした。(a)項の「公的」の語を「すべての」にかえるよう提案したチェコスロヴァキアの修正案(A/C.3/L.1403 1節)を審議した後、起草委員会は「すべての」を入れ、かつ「公的」も残すことを決定した。同委員会はまた、最終節の「に表現され」の語を「によつて保証され」にかえるという白ロシアの修正案(A/C.3/L.1406)も受入れた。

3.8. 修正された第4条は次のとおりである。

第 4 条

「次の権利をいかなる差別もなく男子と同等に婦人に保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。

(a) すべての選挙において投票する権利とすべての公選機関への選挙における被選挙権。

(b) 公職につき、すべての公務を行なう権利

これらの権利は立法によつて保証されねばならない。

第 5 条

39. 起草委員会は第5条を無修正で採択した。原案どおりの第5条は次のとおりである。

第 5 条

「婦人は国籍を取得し、変更し、または保持する男子と同一の権利をもたねばならない。他国人との婚姻が、あるいは妻を無国籍とし、あるいは夫の国籍を妻に強制することによつて、妻の国籍に自動的に影響を及ぼしてはならない。

第 6 条

40. 起草委員会は第6条に対して出されたベルギー(A/C.3/L.1386)、インド(A/6349. 付属II. 3、4、5節)、ギリシア(A/C.3/L.1383/Rev.1)、スウェーデン(A/C.3/L.1385.3節)、ソ連(A/6349. 付属II. 11節)の修正案をいずれも受入れなかつた。ベルギーの修正案(A/C.3/L.1386.1節)は第6条を次のものとしかえようとするものであつた。

「既婚または未婚のすべての婦人に対して、私法の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、まず立法による措置をはじめとしてすべての適切な方策が行なわれねばならない。

1. 個人的権利

(a) 住所を選択し、夫と協力して、夫婦の居所を定める権利

(b) 移動の自由に対する権利

(c) 婚姻、とくに夫を自由に選び、自ら表明する自由かつ完全な同意によつてのみ婚姻する権利に關する夫と同等の権利。したがつて、

(i) 児童婚及び婚姻適令以前の少女の婚約は固く禁じらねばならない。

(ii) 各国は婚姻最低年令を定める立法措置をとらねばならない。

(iii) すべての婚姻を公の登録簿に登録することを義務づけねばならない。

(d) 婚姻中及び婚姻解消に際しての夫と同等の権利及び義務

(e) 子に關する父と同等の権利及び義務。この権利行使および義務の遂行に際し、子の利益が最優先的に考慮されねばならない。

2. 財産権

(a) 婚姻中の取得財産も含め、財産を取得、管理、享有、処分する権利

(b) 男子と同等の相続、生前贈与、遺言処分による財産取得及び譲渡の権利

インドの第1の修正案(A/6349. 付属II. 3節)は、第2節(a)項の「夫を自由に選び」を削除しようというものであつた。ギリシアの修正案(A/C.3/L.1383/Rev.1)は第2節(b)項の末尾に「及び夫の姓と共に実家の姓を名乗る権利」を加えるというものであつた。スウェーデンの修正案(A/C.3/L.1385.3節)は第2節(b)項を次のようにかえるというものであつた。「男女は婚姻中及び婚姻解消に際して同等の権利及び義務をもたねばならない。」ソ連修正案(A/6349. 付属II. 11節)は第2節(c)項の後に次のような新しい第3節を加えるというものであつた。

「未婚の母に対する差別を撤廃し、出生状況の如何にかかわらずすべての児童を保護することに関して、」児童の権利に関する宣言」の定める諸原則に効力を与えるため、婚姻による子と婚姻外の子の法的地位の間に如何なる法的差別をももたせてはならない。すべての児童は同じ社会的保護を享受しなければならない。

インドの第2の修正案(A/6349、付属II、4節)は第2節(c)項の「両親は」の後に「できる限り」の語を挿入するというものであつた。インドの第3の修正案(A/6349、付属II、5節)は第3節の「婚姻適令期以前の少女の婚約」を削除し、同節の「公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく」の前に「できる限り」の語を挿入するというものであつた。

4.1. 起草委員会は第1節の「民事」の後に「及び行政」の語を挿入するというポーランドの修正案(A/C.3/L.1400、3節)を婦人の地位委員会の決定にゆだねるべく、カッパの中に入れることを決定した。同委員会はまた、第1節(d)項「住所及び居所を選ぶ権利」の削除を決定した。

4.2. 修正された第6条は次のとおりであつた。

第 6 条

「1. 既婚または未婚の婦人に対して、民事〔及び行政〕の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、まず立法による措置をはじめとしてすべての適切な方策が行なわれなければならない。

(a) 婚姻中の取得財産をも含め、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利

(b) 法的能力とその行使の平等に対する権利

(c) 移動の自由に対する権利

「2. 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。とくに、

(a) 婦人は夫を自由に選び、自己の自由且つ完全な同意によつてのみ

婚姻する権利をもたねばならない。

(b) 婦人は婚姻中及び婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたねばならない。

(c) 両親は子に関する事項について平等の権利と義務をもたねばならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先するものとする。

「3. 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年令を規定し公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、立法措置をはじめ効果的な措置が行なわれねばならない。」

第 7 条、第 8 条

4.3. 第7条と第8条は無修正で採択された。原案どおりの第7条、第8条は次のとおりである。

第 7 条

「婦人を差別する一切の刑法上の規定は廃止されねばならない。

第 8 条

「あらゆる形の婦人売買及び婦人の売春搾取とたたかうために、立法をはじめすべての適切な方策が行なわれねばならない。」

第 9 条

4.4. 起草委員会は第9条(a)項の初めに「実行可能な地域では」の語を挿入するというインドの修正案(A/6349、付属II、6節)を否決し、(a)項として1項を加えるという米国の修正案(A/6349、付属II、13節)を採択した。

4.5. 修正された第9条は次のとおりである。

第 9 条

「既婚または未婚の少女と婦人に対し、すべての段階の教育において男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれねば

ならない。とくに、

(a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設で教育を受ける機会及びこれらの学校での勉学における平等の条件。

(b) 共学の施設であると否とを問わず、同一の学課選択、同一の試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の校舎と設備

(c) 奨学金その他の勉学補助金から利益を受ける平等の機会

(d) 成人向け読み書き教育計画を含む継続教育計画に受入れられる平等の機会

(e) 家族の健康及び福祉の確保をたずける教育的情報を受ける機会

第 10 条

第 10 条

4.6. 第 10 条の原案は次のとおりである。

第 10 条

「1. 既婚または未婚の婦人に対し、経済的・社会的生活の分野において男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。とくに、

(a) 婚姻上の地位その他いかなる理由による差別をも受けることなく、職業教育を受ける機会、働く機会、その労働の危険性及び重労働的性格の故に必要とされる例外を除き職業と雇用の自由な選択の機会、専門的職業をも含め職業上の昇進の機会。

(b) 同一価値の労働に関し男子と同一の報酬及び待遇の平等に対する権利。

(c) 有給休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令またはその他の労働不能に関する保障を与えられる権利。

「2. 母性の故に婦人が差別を受けることを防止し、これらの婦人の実効ある労働権を保証するために、元の雇用への復帰の保証を伴う有給出

産休暇の付与、及び保育施設をはじめ必要な社会サービスの用意のための措置が講じられなければならない。」

起草委員会は次のようなインドの修正案(A/6349、付属I.7、8節)を否決した。

(1) 第1節(a)項の「重労働的性格」の後に「及び特殊な職業への適性の配慮」の語を挿入する。

(2) 第2節の「及び保育施設をはじめ必要な社会サービスの用意」を削除する。

起草委員会は、第1節(a)項の「その労働の危険性及び重労働的性格の故に必要とされる例外を除き」を削除するというスウェーデンの修正案(A/C.3/L.1385 4節)を受入れた。また、第1節(a)項の初めに「男子と同等の働く権利」の語を挿入するというソ連の修正案(A/6349、付属II.12節)と、(c)項を次のようにかえるというベルギー修正案(A/C.3/L.1386)の一部分を受入れた。

「(c) 男子に適用されると同じ条件で、退職または老令年金、失業手当金、疾病手当、傷病給付、家族手当、有給休暇等のすべての社会福祉給付を受ける権利。

起草委員会はこの修正案の内容の一部を新しい(d)項として次のとおり入れることを決定した。

「男子と同等に家族手当を受ける権利」

4.7. 修正された第10条は次のとおりである。

第 10 条

「1. 既婚または未婚の婦人に対し、経済的・社会的生活の分野において男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。とくに、

(a) 婚姻上の地位その他いかなる理由による差別をも受けることなく、職業教育を受ける権利、働く権利、職業と雇用の自由な選択の権利、専

門的職業をも含め職業上の昇進の権利。

(b) 同一価値の労働に対し男子と同一の報酬及び待遇の平等に関する権利

(c) 有給休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令またはその他の労働不能に関する保障を与えられる権利。

(d) 男子と同等に家族手当をうける権利。

・ 2 母性の故に婦人が差別をうけることを防止し、これらの婦人の実効ある労働権を保証するために、元の雇用への復帰の保証を伴う有給出産休暇の付与、及び保育施設をはじめ必要な社会サービスの用意のための措置が講じられねばならない。

第 11 条

4.8 第 11 条について起草委員会は第 1 節で世界人権宣言への言及をも加えることを決定した。また、起草委員会は、チエコスロヴァキア修正案 (A/C.3/L.1403, 2 節) の「実施及び」追加は必要ないのではないかと考え、「実施」と「遵守」のいずれをえらぶかの決定を婦人の地位委員会にゆだねるべく、「実施」をカッコに入れることを決定した。

4.9 修正された第 11 条は次のとおりである。

第 11 条

・ 男女同権の原則は、国連憲章ならびに世界人権宣言の諸原則にしたがつてすべての国において実施されなければならない。

・ 故に、政府、民間団体及び個人は、本宣言の掲げる諸原則の〔実施〕遵守を促進するために、全力を挙げるよう促がされる。

起草委員会の拡大

5.0 宣言案テキストに対して次の諸国から修正案が提出された。

フランス、ギニア、アラブ連合 (E/CN.6/L.508)

フランス、ギニア、イラク、アラブ連合 (E/CN.6/L.509)

フランス、ギニア、イラク、アラブ連合 (E/CN.6/L.510)

オランダ (E/CN.6/L.511)

英 国 (E/CN.6/L.512)

フランス (E/CN.6/L.513)

白ロシア (E/CN.6/L.515)

リベリア (E/CN.6/L.516)

オーストラリア (E/CL.6/L.517)

5.1 1967年2月27日の第482次会議で、婦人の地位委員会議長は、起草委員会がこれまでに採択した宣言案テキストに修正案を提出している国々の代表に対して、起草委員会の討議に加わるよう要請することを決定した。そこでオーストラリア、白ロシア、ギニア、イラク、リベリア、オランダ、ソ連、英国の代表が1967年2月28日及び3月1日の起草委員会の討議に参加した。

起草委員会の第2次報告

5.2 起草委員会は、これまでに採択したテキストとこれに対する修正案 (上記5.0節参照) を審議するにあたり、修正案提案者が起草委員会委員と共に討議に参加し、修正案の採択に加わるよう要請することを決定した。

前 文

5.3 1967年2月28日の会議で、起草委員会は宣言案の前文と第1条を審議し、1967年3月1日の会議で、宣言案第2条から第11条を審議した。

5.4 起草委員会は前文第1節と第2節については修正案が出されていなかったため審議を行なわなかった。

5.5 起草委員会はフランス、ギニア、アラブ連合が前文第3節に対して出

した修正案(E/CN.6/L.508)を採択した。この修正案は「男女同権の促進を意図して」の前に「一切の差別の撤廃および」を挿入するといふものである。修正された第3節は次のとおりである。

「一切の差別の撤廃および男女同権の促進を意図して国連及び専門諸機関の採択した決議、宣言、条約および勧告を考慮にいれ、」

5.6. 白ロシア代表は前文第4節に対する自国の修正案(E/CN.6/L.515)を撤回した。この修正案は「婦人に対するかなりの差別が依然として存続する」を「婦人に対するかなりの差別が多く、多くの国々において依然として存続する」にかえるというものであつた。

5.7. 起草委員会は、リベリア代表の提出した前文第5節への修正案(E/CN.6/L.515 1節)を採択した。この修正案は「人間としての婦人の尊厳」を「人間の尊厳」におきかえるものである。修正された第5節は次のとおりである。

「婦人に対する差別は人間の尊厳及び家族と社会の福祉に反し、婦人が国の政治的・社会的・経済的・文化的生活に男子と同等に参加することを妨げ、また、国家と人類への寄与に役立つ婦人の能力の完全な開発の障害であると考え、」

5.8. 英国代表は第5節への自国の修正案(E/CN.6/L.512 1節)を撤回した。この修正案は「婦人が国の政治的・社会的・経済的・文化的生活に、男子と同等に参加することを妨げ」を削除するというものであつた。

5.9. 起草委員会はフランス、ギニア、イラク、アラブ連合の代表から出された第6節への修正案(E/CN.6/L.509)を審議した。この修正案は同節の最後の語である「婦人」を削除し、「男女」の語を入れようというものであつた。フランス代表は若干の語句の変更を提案し、修正案共同提案者の同意を得た。次いで起草委員会は改訂された修正案を採択した。修正された前文第6節は次のとおりである。

「国の豊かな且つ完全な発展と世界の福祉ならびに平和のためには、す

べての分野の男女の最大限の参加を必要とすると確信し、」

第 1 条

6.0. 起草委員会はリベリア代表が提出した修正案(E/CN.6/L.516 2節)を否決した。この修正案は「男女の同権を事実上否定または制限する」を削除するというものであつた。

第 2 条

6.1. 起草委員会は第2条序節に対するフランス、ギニア、イラク、アラブ連合の修正案(E/CN.6/L.510 1節)を7対6、棄権3で採択した。この修正案は第2条序節1行目の「廃止し」という言葉を「制限あるいは変更し」に変えようというものである。

6.2. 英国代表は第2条序節に対する自国の修正案(E/CN.6/L.512 2節(a))を撤回した。この修正案は「現行の法律」の前に「民事上、刑事上を問わず」を挿入するというものであつた。

6.3. 起草委員会は第2条(a)項に対してオランダ代表から提出された修正案(E/CN.6/L.511)を13対3棄権なしで否決した。この修正案は「各国の憲法またはそれに相当する法律にうたわれねばならない」を「立法により保証されねばならない」におきかえるものであつた。

6.4. 起草委員会は第2条(b)項に対するフランス、ギニア、イラク、アラブ連合の修正案(E/CN.6/L.510)を、9対7、棄権なしで否決した。この修正案は(b)項を次のようにかえるというものであつた。

「婦人に対する差別撤廃に関する国連および専門諸機関の国際文書は完全に実施されねばならない。」

提案者はその後この修正案を撤回した。

6.5. 修正された第2条は次のとおりである。

第 2 条

「婦人を差別的に扱う現行の法律、習慣、規則および慣行を制限あるいは変更し、男女の権利の平等に対し充分な法的保護を確立するために、

すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

(a) 同権の原則は各国の憲法またはそれに相当する法律にうたわれねばならない。

(b) 婦人に対する差別撤廃に関する国連および専門諸機関の国際文書は、できるだけ早く批准し、完全に実施しなければならない。

第 3 条

6.6 第3条に対しては修正案が出されていないので、起草委員会は第3条の審議を行なわなかった。

第 4 条

6.7 起草委員会は新しい(b)項を挿入するというフランス修正案を、若干の変更を加えて受入れた。また、この修正案は現在の(b)項を(c)項として残すことを提案した。(E/CN.6/L.513、1節)

6.8 修正された第4条は次のとおりである。

第 4 条

「次の権利をいかなる差別もなく男子と同等に婦人に保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。

(a) すべての選挙において投票する権利とすべての公選機関への選挙における被選挙権。

(b) すべての公的の国民投票における投票権。

(c) 公職につき、すべての公務を行なう権利。

「これらの権利は立法によつて保証されねばならない。」

第 5 条

6.9 第5条に対しては修正案が出されていないので、起草委員会は第5条の審議を行なわなかった。

第 6 条

7.0 起草委員会は第6条第1節に対する英国、オーストラリアの修正案(E/CN.6/L.512、3節)を受け入れた。この修正案は「まず立法による措置をはじめとして」の語を削除し、「とくに立法による措置をはじめとして」とするものである。

7.1 起草委員会は第6条第1節序節に対するリベリア代表の修正案(E/CN.6/L.516、3節)を否決した。この修正案は「既婚または未婚」の語を削除するというものであつた。

7.2 ポーランド代表は、第6条第1節序節中の「民事」の後に「及び行政」の語を加えるという修正案を撤回した。この修正案はさきに起草委員会にポーランド代表から提案され、起草委員会テキスト(E/CN.6/L.503)(前掲4.1節参照)にカッコ付きで入れられていたものである。

7.3 起草委員会は第6条第2節(a)項に対する英国、オーストラリアの修正案(E/CN.6/L.512、4節)を12対2、棄権1で否決した。この修正案は「夫を自由に選ぶ権利」を「配偶者を自由に選ぶ男子と同等の権利」とするものであつた。

7.4 起草委員会は第6条第2節(c)項に対するフランスの修正案(E/CN.6/L.513)を8対4、棄権2で否決した。この修正案は(c)項を次のようにおきかえようというものであつた。

「(c) 社会の基礎単位である家庭の構成、維持、保護に対する責任は、両配偶者が負わねばならない。両親は、子の利益を最優先して、子に対する義務を協同して行ない、〔公平に分け合〕ねばならない。」

7.5 修正された第6条は次のとおりである。

「1. 既婚または未婚の婦人に対して、民事法の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、とくに立法による措置をはじめとしてすべての適切な方策が行なわれねばならない。

(a) 婚姻中の取得財産をも含め、財産を取得し、管理し、享有し、処

分し、相続する権利。

(b) 法的能力とその行使の平等に対する権利。

(c) 移動の自由に対する権利。

「2. 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

(a) 婦人は夫を自由に選び、自己の自由且つ完全な同意によつてのみ婚姻する権利をもたねばならない。

(b) 婦人は婚姻中及び婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたねばならない。

(c) 両親は子に関する事項について平等の権利と義務をもたねばならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先するものとする。

「3. 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年令を規定し公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、立法措置をはじめ効果的な措置が行なわれねばならない。」

第 7 条

7.6. 起草委員会は第7条を削除するという英国の修正案(E/CN.6/L.512.2節b))を11対3、棄権1で否決した。

第 8 条

7.7. 起草委員会は第7条を削除するというリベリアの修正案(E/CN.6/L.516)を6対2、棄権7で否決した。

第 9 条

7.8. 起草委員会はリベリアの修正案(E/CN.6/L.516.)を否決した。この修正案は第9条序節の「既婚または未婚の」の語を削除するというものであつた。

第 10 条

7.9. 起草委員会はリベリアの修正案(E/CN.6/L.516)を否決した。

この修正案は第1節序節から「既婚または未婚の」の語を削除するというものであつた。

8.0. 起草委員会は第10条1節(a)項に対するオーストラリアの修正案(E/CN.6/L.517)を13対2、棄権なしで否決した。この修正案は第1節(a)項の「権利」を「機会」にかえるというものであつた。

8.1. 起草委員会は13対2、棄権なしで英国、オーストラリアの修正案(E/CN.6/L.512.5節)を否決した。この修正案は「元の雇用への復帰の保証を伴う」を「できる限り元の雇用への復帰または同等の資格の再雇用を保証する」にかえるというものであつた。

第 11 条

8.2. 第11条には修正案が提出されていないので、起草委員会は第11条の審議を行なわなかつた。

8.3. 修正案提出者を含む起草委員会が採択した宣言案テキストは次のとおりである。

前 文

総会は、

国際連合の諸国民が、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳ならびに男女の同権についての信念を再確認したことを考慮し、

世界人権宣言が無差別の原則を確認し、すべての人間は生れながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であり、すべての人が性別による差別をはじめいかなる種類の差別をも受けることなく、宣言のかかげるすべての権利と自由とを享有することができると宣言していることを考慮し、

一切の差別の撤廃および男女同権の促進を意図して国連及び専門諸

機関の採択した決議、宣言、条約および勧告を考慮にいれ、

国連憲章、世界人権宣言、及び国連と専門諸機関が採択したその他の文書にもかかわらず、また権利の平等に関する進歩の実績にもかかわらず、婦人に対するかなりの差別が依然として存続することに関心をいだし、

婦人に対する差別は人間の尊厳及び家族と社会の福祉に反し、婦人が国の政治的・社会的・経済的・文化的生活に、男子と同等に参加することを妨げ、また、国家と人類への寄与に役立つ婦人の能力の完全な開発に対する障害であると考え、

国の豊かな且つ完全な発展と世界の福祉ならびに平和のためには、すべての分野の男女の最大限の参加を必要とすると確信し、

男女平等の原則に法律上事実上の全世界的承認を確保することが必要であると考え、敢しゆくに本宣言を公布する。

第 1 条

男女の同権を事実上否定または制限する性にもとづく差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。

第 2 条

婦人を差別的に扱う現行の法律、習慣、規則および慣行を制限あるいは変更し、男女の権利の平等に対し充分な法的保護を確立するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。とくに、

- (a) 同権の原則は各国の憲法またはそれに相当する法律にうたわれなければならない。
- (b) 婦人に対する差別撤廃に関する国連および専門諸機関の国際文書は、できるだけ早く批准し、完全に実施しなければならない。

第 3 条

偏見を打破し、婦人が劣等であるという考え方にもとづく習慣的その他すべての慣行を廃止する方向に、与論を育成し国民の熱意を向けるた

めに、すべての適切な方策が行なわれなければならない。

第 4 条

次の権利をいかなる差別もなく男子と同等に婦人に保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。

- (a) すべての選挙において投票する権利とすべての公選機関への選挙における被選挙権。
 - (b) すべての公的の国民投票における投票権。
 - (c) 公職につき、すべての公務を行なう権利。
- これらの権利は立法によつて保証されなければならない。

第 5 条

婦人は国籍を取得し、変更し、または保持する男子と同一の権利をもたなければならない。他国人との婚姻が、あるいは妻を無国籍とし、あるいは夫の国籍を妻に強制することによつて、妻の国籍に自動的に影響を及ぼしてはならない。

第 6 条

- 1. 既婚または未婚の婦人に対して、民事法の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、とくに立法による措置をはじめとしてすべての適切な方策が行なわれなければならない。

- (a) 婚姻中の取得財産をも含め、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利。
- (b) 法的能力とその行使の平等に対する権利。
- (c) 移動の自由に対する権利。

- 2. 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。とくに、

- (a) 婦人は夫を自由に選び、自己の自由且つ完全な同意によつてのみ婚姻する権利をもたなければならない。
- (b) 婦人は婚姻中及び婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたね

ばならない。

(c) 両親は子に関する事項について平等の権利と義務をもたねばならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先するものとする。

3. 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年令を規定し公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、立法措置をはじめ効果的な措置が行なわれねばならない。

第 7 条

婦人を差別する一切の刑法上の規定はあらためられねばならない。

第 8 条

あらゆる形の婦人売買及び婦人の売春搾取とたたかうために、立法をはじめすべての適切な方策が行なわれねばならない。

第 9 条

既婚または未婚の少女と婦人に対し、すべての段階の教育において男子と平等の権利を保障するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

(a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設で教育を受ける機会及びこれらの学校での勉学における平等の条件。

(b) 共学の施設であると否とを問わず、同一の学課選択、同一の試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の校舎と設備、

(c) 奨学金その他の勉学補助金から利益を受ける平等の機会。

(d) 成人向け読み書き教育計画を含む継続教育計画に受入れられる平等の機会。

(e) 家族の健康及び福祉の確保をたずける教育的情報を受ける機会。

第 10 条

1. 既婚または未婚の婦人に対し、経済的・社会的生活の分野において男子と平等の権利を保障するために、すべての適切な方策が行なわれ

ねばならない。とくに、

(a) 婚姻上の地位その他いかなる理由による差別をも受けることなく、職業教育を受ける権利、働く権利、職業と雇用の自由な選択の権利、専門的職業をもふくめ職業上の昇進の権利。

(b) 同一価値の労働に関し男子と同一の報酬及び待遇の平等に対する権利。

(c) 有給休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令またはその他の労働不能に関する保障を与えられる権利。

(d) 男子と同等に家族手当を受ける権利。

2. 母性の故に婦人が差別を受けることを防止し、これら婦人の実効ある労働権を保障するために、元の雇用への復帰の保証を伴う有給出産休暇の付与、及び保育施設をはじめ必要な社会サービスの用意のための措置が講じられねばならない。

第 11 条

男女同権の原則は、国連憲章ならびに世界人権宣言の諸原則にしたがってすべての国において実施されなければならない。

故に、政府、民間団体及び個人は、本宣言の掲げる諸原則の〔実施〕¹⁾ 遵守を促進するために、全力を挙げるよう促がされる。

注 1) この部分については起草委員会は合意に到らなかった。(48 節参照)

起草委員会第 2 次報告 (E/CN.6/L.523) の審議

- 8.4. 婦人の地位委員会は、総会がその決議 2119 (XXI) をもって委員会に委任したのは、一般的討議の要請ではなく、単に宣言案の原テキストと提出された修正案を検討することであることを考慮し、議長の示唆により宣言案テキストに関する一般的討議を行わないことを決定した。

- 8.5. 委員会は以上のような検討を行なうために次の手続をとることを、さ

らに決定した。

- (a) 委員会は基本テキストとして、1966年3月8日、第19回会議において委員会が全会一致で採択した宣言案(E/CN.6/484.付属I)を審議する。
- (b) 委員会は検討用資料として、起草委員会の第2次報告(前掲8.3節参照)中のテキストを審議する。
- (c) 委員会はこの2つのテキストを各条、各節毎に比較していく。
- (d) 委員会は第19回会議の基本テキストを修正した各条、各節を個々に審議する。修正された節や条は、起草委員会記録係の正式提案により採決に付される。修正されたテキストが否決された場合は、第19回会議で採択された基本テキストが採決に付される。
- (e) 起草委員会で否決された修正案については、その提案者は委員会の採決をのぞむか否かを決定することができる。
- (f) 委員会はこの段階での新しい修正案は審議しない。

8.6. 宣言案の前文及び各条に関して委員会が第488次会議で行なった決定は次のとおりである。

前 文

8.7. 前文1と2については修正案が出されていないので、委員会は審議を行なわなかった。

前文第3節

8.8. 委員会は第3節への起草委員会の修正案を全会一致で採択した。この修正案は「男女の同権の促進を意図して」の前に次の語句を挿入するものである。

「一切の差別の撤廃および」

修正された第3節は次のとおりである。

「一切の差別の撤廃および男女同権の促進を意図して国連及び専門諸機

関の採択した決議、宣言、条約および勧告を考慮にいれ、」

8.9. 委員会は前文第3節を修正どおり全会一致で採択した。

前文第4節

9.0. 委員会は前文第4節に対して起草委員会が提出した修正案を全会一致で採択した。この修正案は「権利の平等に関する」を「進歩」の前に入れ、「婦人に対するかなりの差別が」の後の「まだ残っている」を「依然として存続する」に代えるというものである。修正された第4節は次のとおりである。

「国連憲章、世界人権宣言、及び国連と専門諸機関が採択したその他の文書にもかかわらず、また権利の平等に関する進歩の実績にもかかわらず、婦人に対するかなりの差別が依然として存続することに関心をいだき、」

9.1. 委員会は前文4節を修正どおり全会一致で採決した。

前文第5節

9.2. 委員会は起草委員会が提出した修正案を全会一致で採択した。この修正案は「人間としての婦人の尊厳」を「人間の尊厳」に代えるというものである。修正された第5節は次のとおりである。

「婦人に対する差別は人間の尊厳及び家族と社会の福祉に反し、婦人が国の政治的・社会的・経済的・文化的生活に、男子と同等に参加することを妨げ、また、国家と人類への寄与に役立つ婦人の能力の完全な開発に対する障害であると考え、」

9.3. 委員会は前文5節を修正通り全会一致で採択した。

前文第6節

9.4. 委員会は起草委員会が提出した修正案を全会一致で採択した。この修正案は「世界の福祉ならびに平和のためには」と「すべての分野の男女の」を挿入するというものである。

9.5. 修正された第6節は次のとおりである。

「国の豊かな且つ完全な発展と世界の福祉ならびに平和のためには、すべての分野の男女の最大限の参加を必要とすると確信し、」

9.6. 委員会は前文第6節を修正どおり全会一致で採択した。

前文第7節

9.7. 第7節に対しては修正案が提出されていないので、委員会は第7節の審議を行なわなかった。

前文の採択

9.8. 委員会は前文を修正どおり全会一致で採択した。

第1条

9.9. 委員会は起草委員会が提出した修正案を全会一致で採択した。この修正案は「男女の同権を」の後の「事実上破壊または廃止する」を「事実上否定または制限する」にかえるというものである。

10.0. 修正された第1条は次のとおりである。

「男女の同権を事実上否定または制限する性にもとづく差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。」

10.1. 委員会は第1条を修正どおり全会一致で採択した。

第2条

10.2. 委員会は第2条序節第1行に対して起草委員会が提出した修正案を、15対14、棄権2で否決した。この修正案は「廃止し」を「制限あるいは変更し」とするものであつた。採決はロールコールに付され、結果は次のとおりである。

賛成： オーストラリア・オーストリア・白ロシア・チリ・フランス・ギニア・イラン・イラク・日本・トルコ・ウガンダ・ソ連・アラブ連合・英国

反対： 中国・フィンランド・ガーナ・ガテマラ・ホンデュラス・ハンガリー・ケニア・リベリア・マレーシア・オランダ・ペルー・フィリピン・ポーランド・チェンジア・米国

棄権： メキシコ・ヴェネズエラ

10.3. したがって第2条は変更なく、もとのままとなつた。

10.4. 委員会は30対0、棄権1で、第2条を原案どおり採択した。

10.5. オランダ代表は(a)項に対する修正案(E/CN.6/L.511)を撤回したが、総会でこれを再び提出する権利を留保した。

第3条

10.6. 第3条には修正案が提出されていないので、委員会は第3条の審議を行なわなかった。

第4条

10.7. 委員会は起草委員会が提出した修正案を全会一致で採択した。修正案は次のとおりである。

(1) 序節に「いかなる差別もなく男子と同等に」を入れる。

(2) (a)項の「公選機関」の前に「すべての」を入れる。

(3) 「すべての公的な国民投票における投票権」という新しい(b)項を加える。

(4) 新しく(c)項となるもとの(b)項中の「いかなる差別をも受けることなく」を削除する。

(5) 結びの句の「表現され」を「保証され」にかえる。

10.8. 修正された第4条は次のとおりである。

「次の権利をいかなる差別もなく男子と同等に婦人に保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。

(a) すべての選挙において投票する権利とすべての公選機関への選挙における被選挙権。

(b) すべての公的な国民投票における投票権

(c) 公職につき、すべての公務を行なう権利

これらの権利は立法によつて保証されなければならない。」

10.9. 委員会は第4条を修正どおり全会一致で採択した。

第 5 条

110. 第5条に対しては修正案が出されていないので、委員会は第5条の審議を行なわなかった。

第 6 条

111. 委員会は起草委員会が提出した修正案を全会一致で採択した。修正案は次のとおりである。

(1) 第1節中の「まず立法による措置をはじめとして」を削除し、「とくに立法による措置をはじめとして」とする。

(2) 第1節(d)「住所及び居所を選ぶ権利」を削除する。

112. イラン代表の要求により第1、2節の各項を別々に採択した。

113. 委員会は第1節(a)項を27対0、棄権4で採択した。

114. 委員会は第1節(b)項を全会一致で採択した。

115. 委員会は第1節(c)項を27対0、棄権4で採択した。

116. 委員会は第2節(a)項を全会一致で採択した。

117. 委員会は第2節(b)項を28対0、棄権3で採択した。

118. 委員会は第2節(c)項を25対0、棄権6で採択した。

119. 修正された第6条は次のとおりである。

1. 既婚または未婚の婦人に対して、民事法の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、とくに立法による措置をはじめとしてすべての適切な方策が行なわれなければならない。

(a) 婚姻中の取得財産をも含め、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利。

(b) 法的能力とその行使の平等に対する権利

(c) 移動の自由に対する権利。

2. 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。とくに、

(a) 婦人は夫を自由に選び、自己の自由且つ完全な同意によつてのみ

婚姻する権利をもたねばならない。

(b) 婦人は婚姻中及び婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたねばならない。

(c) 両親は子に関する事項について平等の権利と義務をもたねばならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先するものとする。

3. 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年令を規定し公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、立法措置をはじめ効果的な措置が行なわれなければならない。

120. 委員会は27対0、棄権4で、第6条を修正どおり採択した。

121. 多くの代表が投票の説明を行ない、第6条の一定箇所について態度を保留したことを記録にとどめるよう要求した。

第 7 条

122. 英国代表は第7条を削除する修正案(E/ON.6/L.512.2節(b))を正式に提出した。この修正案はさきに起草委員会によつて否決されたものである(第76節参照)。この修正案の提出に際し、英国代表は第7条にもらわれている根本理念に反対するものではないが、第7条は第2条の繰返しであると思うと説明した。即ち同代表の考えでは、第2条のすべての現行法という中には刑法も含まれると考えるので、特に刑法に言及している第7条の採択は、宣言があらゆる種類の法律についてそれぞれ別の条項をもうけていない限り不合理であるとのべた。他の代表たちは、婦人に対する差別は多くの国々において刑法の面で特に顕著であると考え、第7条を残すことに賛成した。彼らはまた、第2条ですべての法律へのアツピールがなされてはいるが、宣言案は政治的権利・労働法について別の条文をもうけていることに注目した。彼らの見解によれば、第7条の削除は賢明でなく、まさに基本的人権に対する保証は、刑法のもとで与えられるものであるというのであつた。

123. 委員会はこの修正案を17対8、棄権3で否決した。

124. 委員会は22対4、棄権4で原案第7条を採択した。

第8条

125. リベリア代表は第8条を削除する修正案(E/CN.6/L.516)を正式に提案した。この修正案はさきに起草委員会で否決されたものである(第77節参照)。この削除を主張してリベリア代表は、第8条は宣言案の主目的である男女同権の原則の保証に関係ないと述べ、数人の代表がこの見解を支持した。

126. 委員会は15対9、棄権7で第8条を削除する修正案を否決した。

127. 委員会は22対6、棄権3で原案第8条を採択した。

第9条

128. 委員会は26対1、棄権4で起草委員会が提出した修正案を採択した。修正案は新しく(a)項として次の1項を挿入するというものである。

「家族の健康及び福祉の確保をたずける教育的情報をうける機会」

129. 修正された第9条は次のとおりである。

「既婚または未婚の少女と婦人に対し、すべての段階の教育において男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

(a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設で教育をうける機会及びこれらの学校での勉学における平等の条件。

(b) 共学の施設であると否とを問わず、同一の学課選択、同一の試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の校舎と設備

(c) 奨学金その他の勉学補助金から利益をうける平等の機会。

(d) 成人向け読み書き教育計画を含む継続教育計画に受入れられる平等の機会。

(e) 家族の健康及び福祉の確保をたずける教育的情報をうける機会。」

130. 委員会は第9条を修正どおり全会一致で採択した。

131. 数人の代表は(a)項を挿入することの妥当性について留保を表明した。というのは単に男女同権の促進を目指す宣言案の目的をこえるものであると考えたからである。

第10条

132. オーストラリア代表の要求により、起草委員会が提出した3つの修正案が別々に採択された。この修正案は次のとおりである。

(1) 第1節(a)項の「機会」という言葉を「権利」におきかえる。

(2) 第1節(a)項の「その労働の危険性及び重労働的性格の故に必要とされる例外を除き」を削除する。

(3) 第1節に新しく(a)項として「男子と同等に家族手当をうける権利」を加える。

133. 第(1)の修正案は27対2、棄権1で採択された。

134. 第(2)の修正案は23対1、棄権7で採択された。

135. 第(3)の修正案は29対0、棄権2で採択された。

136. イラン及びトルコ代表の要求により、第1節(a)項については別に採決が行われた。委員会は第1節(a)項を27対2、棄権2で採択した。

137. 英国代表の要求により、第2節について別に採決が行われた。委員会は30対0、棄権1で第2節を採択した。

138. 修正された第10条は次のとおりである。

1. 既婚または未婚の婦人に対し、経済的・社会的生活の分野において、男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

(a) 婚姻の上地位その他いかなる理由による差別をも受けることなく、職業教育をうける権利、働く権利、職業と雇用の自由な選択の権利、専門的職業をもふくめ職業上の昇進の権利。

(b) 同一価値の労働に関し男子と同一の報酬及び待遇の平等に対する権利。

(c) 有給休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令またはその他の労働不能に関する保障を与えられる権利。

(d) 男子と同等に家族手当をうける権利。

2. 母性の故に婦人が差別をうけることを防止し、これら婦人の実効ある労働権を保障するために、元の雇用への復帰の保証を伴う有給出産休暇の付与、及び保育施設をはじめ必要な社会サービスの用意のための措置が講じられなければならない。

139. 委員会は第10条を修正どおり30対0、棄権1で採択した。

140. 英国及びオーストラリア代表は、総会において第2節に対する修正案(E/CN.6/L.512 5節)を再び提出する権利を留保した(前掲81節参照)。

141. 多くの代表は投票の説明を行なつて、一定の箇所について態度を留保したことを記録にとどめるよう要求した。

第 11 条

142. 委員会は起草委員会が提出した修正案を全会一致で採択した。この修正案は第1節に「ならびに世界の人権宣言」を加えるというものである。

143. 委員会は起草委員会が提出したテキスト中の「遵守」と「実施」のいずれをとるかについて、「実施」の方を残すことを、21対6、棄権4で決定した(前掲48節参照)。

144. 委員会は30対0、棄権1で第2節を修正どおり採択した。

145. 修正された第11条は次のとおりである。

「男女同権の原則は、国連憲章ならびに世界人権宣言の諸原則にしたがつてすべての国において実施されなければならない。

故に、政府、民間団体及び個人は、本宣言の掲げる諸原則の実施を促進するために、全力を挙げるよう促がされる。」

146. 委員会は第11条を修正どおり全会一致で採択した。

宣言案の採択

147. 1967年3月2日の第488次会议において、委員会は修正を経た宣言案全文を全会一致で採択した。

148. 1967年3月3日の第489次会议において、委員会は、起草委員会が提出した宣言案を経済社会理事会及び総会に転達する決議案(E/CN.6/L.525)を、全会一致で採択した。

149. 宣言案の価値とこれが総会で採択された場合の意義についての論評に際し、多くの代表は、この宣言に表明された諸原則を各国の政府が実施することを完全に保証するために、これにひきつづいて「婦人に対する差別撤廃条約」が採択されるよう希望を表明した。

150. 第488次、489次会议において、多くの代表は投票の説明を行ない、宣言案の一定の箇所について態度を保留したことを記録にとどめるよう要求した。

151. 第489次会议で採択された決議案は次のとおりである。

I. (XX) 婦人に対する差別撤廃宣言案

婦人の地位委員会は、

総会決議2199(XXI)に従つて婦人に対する差別撤廃宣言案を検討し、

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう要請する。

<決議案及び宣言案テキストは第19章決議案I参照>

第3章 人権に関する定期報告

152 委員会は第466、469、474次会議で議題4、人権に関する定期報告を審議した。次の資料が提出された。(a)人権に関する定期報告の進展に関する事務総長覚書(E/CN.6/479)。(b)1963年1月1日から1965年6月30日までの期間について市民的、政治的権利に関して加盟国政府からよせられた報告(E/CN.4/892とAdd.1-26)。(c)1963年1月1日から1965年6月30日までの期間について市民的、政治的権利に関してILOからよせられた報告(E/CN.4/893)。(d)1963年1月1日から1966年6月30日までの期間について経済的、社会的、文化的権利に関して加盟国政府からよせられた報告(E/CN.4/917とAdd.1-12)。(e)1966年6月30日までの期間について経済的、社会的、文化的権利に関して専門諸機関からよせられた報告(E/CN.4/918とAdd.1-2)。(f)テーマ別国別索引(E/CN.4/933-E/CN.6/481)。

153 民間団体からの情報とこれに対する関係加盟国政府の意見も委員会に提出された。

154 新しい定期報告の方式を定めた1965年7月28日の決議1074C(XXXX)によつて、委員会はこの決議に従つてよせられた情報に関する意見と委員会の勧告を、人権委員会に通知するよう要請されている。

155 改訂された人権に関する定期報告の方式は、継続する3年の周期で次のような計画で行なわれるものである。(a)1年目——市民的、政治的権利に関して、最初の報告は1965年6月30日までのもの。(b)2年目——経済的、社会的、文化的権利に関して、最初の報告は1966年6月30日までのもの。(c)3年目——報道の自由に関して、最初の報告は1967年6月30日までのもの。

156 市民的、政治的権利に関する最初の一連の報告は、1966年に、少数者の差別防止及び保護に関する小委員会、婦人の地位委員会、人権委員会において審議された。しかしながら、数カ国政府がこれらの権利に関する報告を、これら3委員会の審議に間に合うよう提出しなかつたので、人権委員会は1966年4月2日の決議12(XXII)で、1967年の第23回会議において、経済的、社会的、文化的権利に関する情報と同時に、市民的、政治的権利に関する情報の研究と評価をも引続き行なうことを決定した。そのため、市民的、政治的権利と経済的、社会的、文化的権利に関する情報が婦人の地位委員会第20回会議に提出された。

157 この議題の一般討議で、数人の代表は人権の伸長に関して定期報告の重要性を強調した。彼らは、これらの報告は国連の人権関係の機関に提供される情報として価値があるのみならず、これらの権利の促進に努力している加盟国政府に与える刺激としても有効であることを考えた。また、委員会はこの報告が必要に応じ婦人の地位の向上のためにできる限り利用されるようにすべきである、という見解がのべられた。婦人に対する差別撤廃宣言の規定する諸権利について報告がなされるべきであること示唆もなされた。

158 他の代表達は、委員会は人権に関する定期報告の審議からいかなる利益も得ることはないと考えた。彼らの見解では、加盟国政府に依頼して、婦人に直接関係ある特定の問題に関してもつとくわしい情報の提供を受けた方が婦人の地位委員会の事業にとつてずっと有益である。委員会は、仕事が多すぎて、提出される報告のすべてを検討することが困難になつており、しかもその多くは婦人の地位に殆んどまたは全く関係ない情報である。それ故、人権に関する定期報告という項目は議題から削除すべきであるというのがこれら代表の意見であつた。

決議案の審議

159 第474次会議で委員会は英国が提出した決議案(E/CN.6/L.4.9.4/Rev.1)を審議した。決議案を説明して提案者は、よせられた報告の検討の結果、市民的、政治的権利と経済的、社会的、文化的権利の双方について、多数の国々の婦人の地位にいくらかの進歩がみられたと思うと述べた。同代表は、現在の方式では委員会の事業に関係ある報告箇所を見分けることが困難であることを指摘して、今後の報告はもつと能率的なものに作られるよう希望を表明し、また、今後の報告はもつと簡潔なものにして、当該期間により直接的関係ある特別な情報が入れられるよう希望した。同代表は、もし報告が変化の進度や方向を、例えば数字の比較などの方法で示すとか、遭遇した困難の分析を含むものとすれば、有益であろうと考えた。決議案は、当該期間中に婦人の権利のどんな分野で進歩があったかを報告書から確認しようとしており、また、今後の価値を高め、これを委員会の事業とよりよく関連づける方法について示唆を試みるものであった。

160 多くの代表は、この報告に遭遇した困難についての情報をより多く含めるといふ考えに賛成した。数人の代表は専門諸機関、特にILO、ユネスコから出された報告中の情報に特別の関心を示し、また定期報告への民間団体からの情報提供をも歓迎した。

161 他の代表達は、決議案に反対して、委員会は婦人の権利の問題を人権の一般的進展のなかで検討するよりも、むしろそのために特に用意された報告にもとづいて討議を行なうのが最も良いと思うとのべた。彼らの見解では、民間団体から出された情報の多くは客観的でないということであった。

162 フランス代表は第4節に次のような(e)項の追加を提案した。

(e) 婦人の教育の機会及び労働条件について専門諸機関の権限ある機関が採択した諸文書の定める基準を、多くの国の政府が受入れたこと、

また、これらの諸基準の実施状況に関する専門諸機関の報告書が、順調な発展と未だに存在する困難との両面について委員会に有益な情報を提供していること。

この修正案は決議案提案者に受け入れられた。

163 1967年2月20日の第474次会議で、委員会は決議案を修正どおり、25対4、棄権1で採択した。

164 決議文は次のとおりである。

2 (XX) 人権に関する定期報告

婦人の地位委員会は、

1966年2月24日の委員会決議2(XIX)及び人権に関する定期報告及び報道の自由の報告に関する1965年7月28日の経済社会理事会決議10740(XXXIX)の諸規定を想起し、

政府、専門諸機関および諮問的地位をもつ民間団体からの内容豊富な最新の報告書が、婦人の地位委員会の事業に対してもつ継続的価値を意識し、

1. 人権委員会決議12(XXII)を歓迎する。
2. 経済社会理事会決議10740(XXXIX)に従って、婦人の地位委員会第19回会議以後、市民的・政治的権利に関する報告あるいは追加情報を提出した政府、並びに1963年1月1日から1966年6月30日までの期間についての経済的、社会的、文化的権利に関する報告を提出した政府、専門諸機関に感謝を表明する。
3. 政府に対し報告の提出を継続するよう要請する。
4. 当該期間中に行なわれた、次のことを満足をもつて注目する。
 - (a) 数カ国の政府が、婦人の市民的、政治的権利、特に投票権、陪審参与、婚姻及び子の後見に関する権利を促進する立法上、行政上の措置をとつたこと。

(b) いくつかの国の立法府の婦人の数が増加したこと。

(c) 数カ国の政府が、婦人に男子と同等の経済的、社会的、文化的権利、特に平等の雇用機会、報酬、退職、家族手当、扶養手当、教育の機会に関する権利を保証する法律を制定したこと。

(d) 多くの国の政府が、家庭と職業の責任の二重負担および母性に関連して生じる婦人の問題に特に意をはらったこと。

(e) 婦人の教育の機会及び労働条件について専門諸機関の権限ある機関が採択した諸文書の定める基準を、多くの国の政府が受入れたこと、また、これらの諸基準の実施状況に関する専門諸機関の報告書が、順調な発展と未だに存在する困難との両面について委員会に有益な情報を提供していること。

5. 諮問的地位にある民間諸団体から提出された婦人の権利に関係ある事項についての情報と意見の価値を強調する。

6. もし次のことが行なわれるならば、婦人の地位委員会が今後婦人の権利向上の進展状況と問題点について検討するうえに大いに、役だつであろうと考える。

(a) 政府からの報告に、当該期間中に婦人の権利の面でなされた進歩に関するより多くの情報を含めるとともに、遭遇した特殊な困難や憲法または法律の規定に実際的な効果を及ぼすためとられた、あるいは考慮中の措置についてもものべること。

(b) 民間団体からの報告に婦人の権利に関するより多くの情報を含めること。なお、以上に関連して、

7. 人権委員会が、その決議12(XXII)の7節において、今後の報告に対する方針について示唆を行なったことを賛意をもって注目する。

8. 人権委員会が、この一連の報告について今後さらに指針を作成するさいには、上記決議6節にのべられている点を考慮に入れるよう要請する。

第4章 婦人の政治的権利

1.65. 第466、467、468、471、472次会議で、委員会は婦人の政治的権利に関する議題5を審議した。次の資料が提出された。憲法選挙法、その他の婦人参政権に関する法律に関する事務総長統合報告(A/6447)。婦人参政権条約実施に関する事務総長報告(E/CN.6/470とAdd.1-3)。非自治領における婦人の地位に関する情報についての事務総長報告(E/CN.6/464)。

1.66. 第21回国連総会に配布された憲法、選挙法、その他の婦人参政権に関する法律についての事務総長統合報告は、1966年9月1日現在、婦人がすべての選挙に選挙権、被選挙権を与えられている国は114カ国であること、3カ国では婦人の選挙権、被選挙権が男子にはない制限付きであること、及び婦人が選挙権も被選挙権ももたない国が8カ国あることを示している。

1.67. 委員達は、政治的権利の分野でひきつづき進歩が達成されたことに満足の意を表した。低開発国の状況は有望であることが指摘され、新しく独立した数カ国が婦人の政治的権利を保証する条文を含む進歩的法律をもつことが注目された。しかしながら数人の代表は、婦人が選挙権も公的機関に選ばれる権利も与えられていない国が未だに存在することを強調し、これらの国々がこの状態をあらためるように、憲法、選挙法、その他の婦人参政権に関係ある法律についての事務総長報告をこれらの国の政府に送達すべきであるという示唆がなされた。ある代表は、進歩があつたにも拘らず、1952年に総会で採択された婦人参政権条約(決議640(VII)付属)に、国連加盟国のわずか半分しか批准ないしは加入をしていないことは遺憾であると述べた。

1.68. 多くの代表は、多くの国々で婦人に政治的権利が与えられているに

も拘らず、これらの権利の完全な実施が未だとに残されていることを指摘し、公職につくことに関しては、法律上の婦人の地位と実際との間には大きなずれがあることに意見が一致した。婦人は未だ政治的権利の実現をさまたげている伝統や偏見とたたかわねばならないことが確認された。

169. 何人かの代表は、政治的権利の行使に婦人が示した初期の情熱が次第にうすれていることに関心を示した。多くの国々で政治的機関の婦人代表の数が減っていること、またある国々では政治的関心のうすいことが若い婦人達の間で特に顕著なことが指摘された。

170. 公的生活への婦人の参加を増進する方法について、何人かの代表は教育が公的生活参加への鍵であることを指摘した。数人の代表は、婦人がどの程度政治的権利を行使しているか、またこの権利の行使に影響を及ぼすものは何かについての研究がなされるべきであることを示唆した。実数及び割合についての適切なデータが有益であろうとのべられた。また、各国の不利な立場にある婦人たちによりなされた進歩が政治的権利における進歩の尺度とみなされるべきであるという意見が出された。公選機関、政府、地域団体に参加している婦人の数及び公職についている婦人の数は、政治的分野への婦人の積極的参加の重要な指標となる、とのべられた。

1965年に委員会が着手した、婦人の市民・政治教育に関するセミナーが有益であることを、数人の代表が強調した。

171. 加盟国政府は、経済社会理事会決議961B(XXXVI.)に従って提出する婦人参政権条約の実施状況に関する報告に、より完全な情報をよせる必要があることに留意すべきであると示唆された。くわしい注釈や割合を示す数字をもつと入れる必要があることも強調された。

172. 非自治領における婦人の地位に関して、数人の代表は婦人の政治的権利における進歩の実績について好意的に論評した。一方、施政当局から提供された事務総長報告中の情報は、これらの地域における真の状況を伝えていないという見解も表明された。

決議案の審議

173. ノ連代表は次のような「平和維持における婦人の役割」と題する決議案(E/CN.6/L.489)を提出した。

「婦人の地位委員会は、

「経済社会理事会が、次の決議を採択するよう要請する。

「経済社会理事会は、

「婦人と家族の福祉はまず第一に、国際平和の維持にかかつており、平和共存と内政不干渉は平和にとつて不可欠であることを意識し、

「内政干渉の禁止及び国の独立及び主権の保護に関する宣言(1966年12月21日総会決議2131(XX))を心にとめ、

「婦人の平等の権利獲得という国連の目的は、戦争及び戦争による苦しみが人類の創造力を無にしている限り、決して達成されないことを考慮し、

「何百万の子どもの運命が戦禍のもとにあつて、正常な成育と発達の可能性を奪われていることを深く憂慮し、

「婦人は、政治的分野にその力を及ぼすことによつて、他国の内政干渉と侵略の阻止と防止に貢献しうることを考慮し、

「すべての国の婦人がその政治的権利と影響力を世界の流血の拡大と大量殺りく阻止のため活用するよう求める。

「国際及び国内婦人団体が平和維持と諸国の内政干渉禁止の目的のために力を結集するよう要請する。

「平和の運命に責任あるすべての人々が侵略と武器による干渉を阻止し、世界の戦争の温床を排除するため全力をつくすよう求める。

174. 米国代表はこの決議案の審議は婦人の地位委員会の権限内であろうかという疑問を出した。引続く討論で数人の代表は、1947年3月29日の理事会決議48(IV)に定められている付託事項のもとでは、婦人の地位委員会がこの決議案を審議するのは適当でないと述べた。しかしな

がら、他の代表たちは決議案の審議と採択は委員会の権限内であることを考えた。このような見解の相違にかんがみ、アラブ連合代表は、委員会は、この決議案を審議する委員会の権限または決議案そのものの内容について採択を行わないことを提案した。この提案は受入れられ、この決議案を経済社会理事会への報告書に含めるということで意見が一致した。

175. 委員会は、チリ、フランス、ホンデュラス、メキシコ、ペルー、フィリピン、ヴェネズエラが提出し、後にイランも共同提案国となった憲法、選挙法、その他の婦人参政権に関する法律に関する事務総長統合報告書の印刷についての決議案(E/CN.6/L.490)を審議した。この提案の財政措置についての事務総長の意見書が配布された(E/CN.6/L.492)。

176. 決議案を説明した代表は、多くの代表が事務総長報告(A/6447)は全世界の婦人の政治的権利の状況を示しており、非常に有益な資料であるという見解を表明しているのを、この報告書の貴重な情報ができる限り広範囲に利用されるようにしたいというのが提案者達の意見であるとのべた。また、この報告書は民間団体その他の団体が婦人の地位向上を進める活動の助けとなると思うとのべた。

177. リベリア代表は、口頭で、第2節の「国連」の後に「専門諸機関」を加えるという修正案を提出し、この修正案は提案者達に受け入れられた。

178. ツ連代表の要求により、第1節(c)項に関して別に採決が行なわれた。委員会は(c)項を22対0、棄権4で採択した。

179. 1967年2月17日の第472次会議で、委員会は全会一致で決議案(E/CN.6/L.490)を修正どおり採択した。決議文は次のとおりである。

3(X X) 憲法、選挙法その他の婦人参政権に関する法律に関する報告

婦人の地位委員会は、

1966年7月26日の経済社会理事会決議1132(XLI)が事務総長に対し、憲法、選挙法その他の婦人参政権に関係ある法律に関する年次報告をもととしてそれに必要な改訂を加え、一貫した報告書を作成するよう、そして以後はその報告書の追加報告を毎年出すよう要請していることを想起し、

上記決議に従って作成された憲法、選挙法その他の婦人参政権に関係ある法律に関するよく整理された事務総長報告(A/6447)を満足をもって注目し、

この報告書中の貴重な情報は、婦人の進歩の推進を目的とする諸計画に関する事業を行なう政府及び民間団体への手引きとして極めて重要であることを考慮し、

1. 事務総長に次のことを要請する。

- (a) 国連及び専門諸機関の加盟国政府に報告書(A/6447)を送付し、追加情報の提供を要請する。
- (b) 政府から得た回答にてらして報告書を改訂する。
- (c) この有益な情報をさらに広報するために、可及的速かに改訂報告書を印刷するよう準備する。

2. 国連並びに専門諸機関加盟国及び民間団体が、各自国の婦人の進歩のための計画にこの報告書を活用するよう要請する。

180. 経済社会理事会決議1067A(XXXIX)で勧告された婦人の市民・政治教育に関する一連のセミナーに関する決議案が、委員会第471次会議に、イラン、オランダ、米国の代表から提出された(E/CN.6/L.491)。日本、ペルー、フィリピンの代表も後にこの決議案の共同提案国となった。

181. 決議案の提出にあたり、一人の提案者は、この決議案の目的は婦人

の政治的権利の完全行使と公的生活への参加をさまたげる障害や圧力を発見し、完全に克服しようという試みであると説明した。提案者達はまた、障害だけでなく、婦人の権利の完全行使を助け、促進する方法も検討されるべきであると考えた。人権の分野における助言的事業のもとで計画されている婦人の市民・政治教育に関する一連のセミナーは、そのために良い機会を与えることになるであろう。それ故、これらのセミナーの参加者は、各自国の状況についての情報を文書にして提出すること、また、事務総長はできれば情報の作成のために概要を用意することをこの決議案は提案している。婦人の家庭責任、家庭外での勤務、市民生活への参加、この三者の関係について検討するのも有意義であろうと示唆された。提案者達はまた、選挙区と公選機関所在地との距離、機関が会合する年間の時間の長さなどが、公職の選挙に出る婦人の数に影響を及ぼす要因となるという意見をのべた、これらの問題は1967年8月にフィンランドで開かれる最初のセミナーで審議されることが指摘された。

182 委員会第472次会議で、フィリピン代表から、口頭でいくつかの修正案が提出された。修正案は次のとおりである。

1. 第1節(a)項中、「影響を及ぼす」の前に「不利に」と、「参加」の前に「より活潑な」を挿入する。
2. 第1節(b)項を次のように修正する。「婦人がその政治的権利と義務を最大限に生かすよう援助し奨励する方法とそれを助ける積極的要因を確認するため」。

数人の代表がこの修正案を支持した。しかしある代表は、「援助し奨励する」という言葉は婦人が保護を求めているという誤ったイメージを与えるものであると感じた。第1節(a)項に「不利に」を加えることに関して障害だけでなく、積極的要因も探究されるべきことが指摘された。一人の代表は「不利に」という言葉は「影響を及ぼす」という言葉の意味を限定するものであるとのべた。フィリピン代表は、「不利に」という

言葉の挿入は、事実の把握についてのべている(a)項と、とられるべき手段に関する(b)項との相異をはつきりさせるためのものであるとのべた。

183 意見交換の後、提案者達は決議案を改訂し、第1節(a)項の「要因」の後に「障害」を加え、同節(b)項の「政治的権利」の後に「と義務」を加えることとした。

184 1967年2月17日の第472次会議で、委員会は全会一致で決議案(E/CN.6/L.491)を改訂どおり採択した。決議文は次のとおりである。

4 (XX) 婦人の市民・政治教育に関するセミナー

婦人の地位委員会は、

婦人は、その政治的権利を十分に行使すべきであると信じ、

法律上はいかなる差別も存在しない処においても、なお、往々にして公的生活への婦人の事実上の参加や婦人参政権の十分な行使をさまたげている障害や圧力についての理解が高められるよう希望し、

婦人の市民・政治教育に関する一連のセミナーが経済社会理事会決議

1067A(XXXIX)によつて勧告され、この種の最初のセミナーが1967年8月、フィンランドにおいて行なわれることに注目し、

1. これらのセミナーにおいては、次の目的で婦人参政権の行使の問題に考慮がはられるよう希望を表明する。

(a) 婦人の政治的権利と義務の行使及び公的生活への参加に影響を及ぼす要因、障害、圧力を検討するため。

(b) 婦人がその政治的権利と義務を最大限に生かすよう援助し奨励する方法を確認するため。

2. 事務総長に次のことを示唆する。

(a) これらのセミナーの参加者に、各自国の問題についての情報を文書

にして提出するよう要請する。

- (d) 提供された資料の比較分析を容易ならしめるため、参加者が以上の資料を作成するさいの参考に、できれば概要を用意する。

第5章 私法上の婦人の地位

185. 委員会は第474次—476次、479次—481次会議において議題6（私法上の婦人の地位）を、議題14（少数者の差別防止及び保護に関する小委員会第19回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告）の関係部分といつしよに審議した。次の報告書が提出された—後見を含む親の権利と義務に関する事務総長報告書（E/CN.6/474）、婚姻外出生者に対する差別の研究に関する事務総長覚書（E/CN.6/485）、この問題に関して少数者保護及び差別防止に関する小委員会の特別報告者グイエノヴァット サアリオ氏により作成された報告書（E/CN.4/Sub.2/265）。

186. 諮問的地位にある民間団体B群の国際婦人協議会から意見書（E/CN.6/NGO/185）が提出された。

187. 口頭による意見発表は、討議の間に国際自由労連及び国際人権連盟のオブザーバーによつて行なわれた。

188. 事務総長代理は、後見を含む親の権利と義務に関する報告書（E/CN.6/474）について説明を行ない、この報告書が作成された経緯について述べた。まず最初に、委員会は事務総長に対し、後見を含む親の権利と義務の問題に関して、人権の分野における助言的事業計画のもとに行なわれた家族法上の婦人の地位に関する4回のセミナーの記録をはじめ、利用できる資料を活用して予備報告書を作成するよう要請した。事務総長予備報告書（E/CN.6/R.1）が委員会第19回会議に提出され、同会議は決議10（XIX）により事務総長に対して次のことを要請することを決定した。

- (a) 国連及び専門諸機関加盟国政府に、簡単な説明をそえてこの予備報告を送り、政府に追加情報の提供を要請すること。

・(b) 政府からの回答と第19回会議において委員達が予備報告について述べた意見にでらして報告書を改訂すること。

・(c) 1967年の委員会次期(第20回)会議に改訂された報告書を提出すること。

1.8.9 正常家庭、欠損家庭及び母子家庭において両親が子供に関してどこまで平等な権利と責任をもつかを明らかにすることが委員会の目的であつたので、この事務総長改訂報告書では、世界の主な法制のもとにおける親権の性格及び父母それぞれのもつ権利と義務の性格が示されている。

1.9.0 事務総長覚書(E/CN.6/485)は、少数者の差別防止及び保護に関する小委員会の決議1(XIX)(E/CN.6/930、204節)に従つて、婚姻外出生者に対する差別の研究に関する特別報告者の報告書ならびに、小委員会第19回会議の採択した婚姻外出生者の平等と無差別に関する一般原則案に対し、委員会の注意を求めている。この原則のテキストは覚書の付属となつている。

一般討議

1.9.1 一般討議で多くの代表は、後見を含む親の権利と義務に関する改訂報告書(E/CN.6/474)は委員会がこの問題を審議する際の秀れた基礎資料となるものであると、事務総長に謝意を表した。

1.9.2 数人の委員達は、永年にわたつて委員会が国連憲章及び世界人権宣言の宣言する両性の平等の原則に従つて、婚姻中及び婚姻解消の際の男女平等を保障する手段について研究して来たことに特に言及した。一方、家族は社会の基礎単位であると定めている世界人権宣言の第16条の重要性も強調された。

1.9.3 多くの代表達は、事務総長報告書から明らかなように、多くの法制において家族の中での母親の地位が向上する傾向にあること、両親は子に対して権利のみならず重大な責任をもつという考え方に進んでいること、

また多くの国で裁判所が監護や後見の問題の決定にあつて両親の性別よりも子の利益を最高に重視する傾向にあることなどは喜ばしいことであると述べた。しかし、多くの国でいまだに、子に関して、母親に対する重大な差別が存在している事を遺憾とした。ある国々では、監護、後見の権利及び親権は一般に、正常家庭においてさえ、全面的にあるいは主として、父親に委ねられている。多数の国では、親の権利と義務は全部又は殆んど全部が父親に専属しているため、欠損家庭の場合はとくに母親は不利な立場におかれる。

1.9.4 また数人の代表は、家族法の分野における両性の平等への進歩が、政治的権利の分野の進歩よりずっと遅いことは遺憾であると述べて、婦人に平等な政治的権利を与えながら、同時に家庭では婦人を劣等な地位においやるようなことは不合理であり、また、多くの場合家庭で実際に子どもの世話をする主たる責任をもつ母親に、母と子の利益を守る為に必要な法的権利を与えないことも不合理であり公正を欠くことだと述べた。

1.9.5 多数の代表達は、伝統的制度に変革をもたらす大きな原因となつている工業化や都市化等急激な経済的社会的変化の問題に言及した。世界の各地での特に重要な変化の一つは拡大家族制の消滅と「核家族」という小規模家族の出現であり、もう一つは、雇用労働に従事する婦人が増加し、婦人が家庭の経済に寄与する事ができるようになつたことである。これらの変化のために、多くの国々では、とりわけ親の権利と義務について、その性格と分担が新しい状態にふさわしい公正妥当なものになるように、早急に法の改正をする必要性が注目されてきている。

1.9.6 両親の責任は平等であるという考え方を一様に受け入れさせるという問題は複雑な問題で、とくにある種の法制をもつ国々では解決困難なことだ、と数人の代表から指摘があつた。また、他の代表は、父系制や母系制が存在する社会で、このような家族制度のために起る親の権利義務に関する特殊な問題に言及した。世界のある地域では、親権を行なうのは父親

又は父方の親類の男子であることが注目された。しかし、どの地域でも急激な経済的社会的変化が、家族構造の上にその影響を及ぼしている。

197. 数人の代表は、自国政府が、現在家族法に重大な改変を計画中であることを報告し、事務総長報告は政府にとって非常に有益な参考資料になるであろうと言った。国連諸機関の勧告や、家族法上の婦人の地位に関する4つの地域セミナーの勧告など、家族法の分野における国際活動の成果が各国政府に及ぼす影響についても注目された。

198. 私法上の婦人の地位に関する委員会の将来の事業について、ある代表は、委員会はすでに、憲法、選挙法その他婦人の政治的権利に関する法律についての事務総長報告書の作成に用いられているのと同じような方式で、私法関係の進展状況報告をはじめてはどうかと提案した。そうすれば私法上の婦人の地位に関するいろいろな新しい法律の情報やその条文が毎年継続的に提出されることになる。このような進展状況報告は作りやすく読みやすいという利点がある。更に加えて、婦人の政治的権利に関する報告は婦人に政治的権利の平等を保証する法律の制定に大きな影響を与えたので、私法上の婦人の地位に関する同種の報告も、その分野で同様な影響を与えるであろう。と述べられた。

199. 婚姻外出生者に対する差別の研究(E/CN.4/Sub.2/265)に關して、多数の委員達は、特別報告者の貴重な報告に謝意を表した。代表達はその研究が、委員会に提出された後見を含む親の権利と義務に関する基礎的報告(E/CN.6/474)に扱われていない問題、即ち、婚姻外出生者に対する親の権利と義務の問題をも扱っているので、委員会の事業に関する限りでは非常に興味深いものであることを強調した。代表達はまた、世界のある地域で婚姻外出生率が非常に高いことや、婚姻外出生者が大きな差別を受けていることに強い関心を示した。しかし、この報告書は大部分、子の権利についてのものであり、一方、委員会の主な関心は未婚の母の地位の問題であることが指摘された。この問題は、家族法上の婦人

の地位に関する最近の一連の国連セミナーにおいても討議されている。

200. 多くの代表は、特別報告者の結論と小委員会で採択された一般原則案を支持した。

その原則案は非常に高い達成基準を設定したもので、国内法の規範となることが期待されている。代表達は、母及び父の認知の権利を認めることの重要性をとくに強調した。認知は通常いかなる地位の享受にも先行要件となるからである。ある代表は、原則案は国連の上部機関で審議されるであろうから、委員会の同意と支持は正式に示されるべきであると強調した。

201. しかしながら、何人かの代表は、婚姻外出生子と未婚の母の法的社会的地位の向上のためにあらゆる努力がなされるべきである一方、婚姻による子と婚姻外の子の間の、とくに相続法上の完全な同権の原則は社会の基礎的単位としての家族制度を危くするおそれがあるという意見を述べた。

決議案の審議

202. 親の権利と義務に関して2つの決議案が提出された。第1(E/CN.6/L.498)は、フィンランド、ハンガリー、メキシコ、フィリピンの代表が提案し、後にオランダ、ベルー、ヴェネズエラが共同提案国となったものであり、第2(E/CN.6/L.502)は、英国とアラブ連合の代表から提案された。

203. 第1の決議案の条文は次のとおりであつた。

「婦人の地位委員会は、

「後見を含む親の権利と義務に関する事務総長報告書(E/CN.6/474)を感謝をもつて審議し、

1. この報告書を早い機会に印刷し、広く広報するよう希望を表明する。

2. 経済社会理事会が、次の決議案を採択するよう要請する。

「経済社会理事会は、

「男女同権の原則が、国連憲章及び世界人権宣言に厳しゆくに宣言されていることを考え、

「子に關する権利と義務の行使における父母間の平等についての1955年8月3日の理事会決議5.8.7 D II (XX)を想起し、

「多くの法制において、平等の原則にもとづく親権の共同行使の方向への傾向が一般に認められることを歓迎し、

「ある国々においては、未成年の子の監護と後見及び家庭内での親権が父親一人によつて、あるいは主として父親によつて行使されることに注目し、

「ある国々では、父母が未成年の子の扶養について平等の義務をもたず、また、ある国々では、未成年の子の財産の後見が父親一人によつてあるいは主として父親によつて行使されていることにも注目し、

「婚姻の解消に際し、ある国々では、親の性別が未成年の子の後見、監護に関する決定を行うにあつての決定要因となつていることにさらに注目し、

1. 加盟国政府が、親の権利と義務の行使に、男女間の平等を保証するため、可能なすべての措置をとるよう勧告する。

2. 各国の立法の特殊性を考慮に入れ、またあらゆる場合に子の利益が優先すべきことを念頭にいた上で、以上の平等を保証するため次の諸原則を勧告する。

「(a) 両配偶者は、共に未成年の子の法定後見人でなければならず、平等に、共同して親権を行なわなければならない。

「(b) 両親は未成年の子を扶養する義務を平等に持たねばならない。

「(c) 両配偶者は、子の利益のための管理であることを最大限に保証するために必要な法的制限の範囲内で、未成年の子の財産を管理する権利を平等に共同して持たねばならない。

「(d) 離婚、婚姻取消、または裁判別居の際の子の監護に関する手

続においては、子の利益が優先的に考慮されねばならない。

「(e) 婚姻解消の際は、子を監護している親が法定後見人となり親権を行なわなければならない」

204. この決議案の財政措置に関する事務総長の意見書(E/CN.6/L.584)が配布された。

205. 上記の決議案(E/CN.6/L.498)を説明して提案者の一人は、委員会の事業の結果はできる限り広く周知されなければならないと思うので、その理由から決議案は事務総長報告書の印刷を示唆しており、また経済社会理事会の採択を勧告する決議案本文第2節では、親の権利と義務の行使における両性の平等を保証するための一連の原則を明文化しようとしている。なお、これに関連してすでに1955年に経済社会理事会が委員会の報告に基づいて、親の権利と義務の行使と分担に関して完全な男女平等の原則を認めた一般的決議案を採択していることが指摘された。この事務総長報告書の審議によつて、委員会はこの問題に関して詳細かつ明確な勧告を作成しうるに至つた。両親は未成年の子を扶養する同等な義務を有するという原則に関して提案者達は、第2節(b)項の表現は、同一の経済的負担を両親に期待するという意味ではなく、その原則は、たとえ負担の形は異なつていても、扶養の義務は両親に平等にかかわるという意味であると説明した。

206. 意見交換の後、決議案提案者達は、理事会の採択を求める決議案第2節(a)項(c)項及び(e)項を次のように改訂した。

「(a) 婦人は、子の後見と親権の行使について男子と同等の権利をもたねばならない。

「(b) ---

「(c) 両配偶者は、子の利益のための管理者であることを最大限に保証するために必要な法的制限の範囲内で、未成年の子の財産管理について、同等の権利と義務をもたねばならない。

・ (d) - - -

・ (e) 離婚、婚姻取消、または裁判別居に際しての、子の監護、後見、その他の親権の決定に関しては、男女の間にいかなる差別をももたずしてはならない。

207. 決議案の目的が子の保育に関して両親の間に完全な平等の基準を設けることにあることを明らかにするために、提案者達は更に、理事会の採択を勧告する決議案の第2節(a)項を次のように改訂した(E/CN.6/L.498/Rev.2)。

・ (a) 婦人は、未成年の子の後見及び保育、監護、教育、扶養を含む親権の行使に関して男子と同等の権利と義務をもたねばならない。改訂された(a)項は、もとの(b)項の内容を組み入れたので、もとの(c)項、(d)項及び(e)項はそれぞれ(b)項(c)項及び(d)項となつた。

208. このように、最終的に改訂されて(E/CN.6/L.498/Rev.2)理事会の採択を勧告する決議案第2節に示された原則は次のとおりとなつた。

・ (a) 婦人は、未成年の子の後見及び保育、監護、教育、扶養を含む親権の行使に関して男子と同等の権利と義務をもたねばならない。

・ (b) 両配偶者は、子の利益のための管理であることを最大限に保証するに必要な法的制限の範囲内で、未成年の子の財産管理について、同等の権利と義務をもたねばならない。

・ (c) 離婚、婚姻取消、または裁判別居の際の子の監護に関する手続においては、子の利益が優先的に考慮されねばならない。

・ (d) 離婚、婚姻取消、または裁判別居に際しての、子の監護、後見、その他の親権の決定に関しては、男女の間にいかなる差別をももたずしてはならない。

209. 英国とアラブ連合から提案された第2の決議案(E/CN.6/L.502)は次のとおりである。

・ 婦人の地位委員会は、

・ 1966年3月9日の決議10(XIX)、及び1955年8月3日、経済社会理事会で採択された親の権利と義務の行使についての両親の平等に関する決議587D(XX)第II部を想起し、

・ 後見を含む親の権利と義務に関する事務総長報告書(E/CN.6/474)を審議して、

・ 1. 事務総長にその報告書について謝意を表明する。

・ 2. 多くの法律制度のもとで、一般に親権がより公平に分担される傾向が認められることを歓迎する。

・ 3. 経済社会理事会が、あらゆる場合に子の利益が優先されなければならないという原則を侵害することなく、より公平な親の権利と義務の行使に関する勧告を採択することは、更にこの傾向を助長するものであると確信する。

・ 4. 各国の法律の特殊性及び社会と国家から保護されるべき社会の自然的基礎的単位としての家族の意義を考慮に入れて、このような勧告を作成する可能性について第21回会議で審議することを決定する。

210. 提案者の一人はこの決議案を説明して、それは、第一の決議案(E/CN.6/L.498/Rev.2)と同様親権を公平に分担する傾向を歓迎するものであると述べ、2つの決議案の主な相異は、もし第2の決議案(E/CN.6/L.502)が採択されれば、委員会は親の権利と義務の公平な行使ということについての特別の勧告を作ることとを次期会議まで延期するという点である。事務総長報告書(E/CN.6/474)は会議のはじめに委員の手に入つたばかりで、これをよく研究するためにも、またこれにもとづいて広く受け入れられるような原則や勧告を作成するためにも、もつと時間が必要である、と述べた。

211. 第1の決議案(E/CN.6/L.498/Rev.2)を支持して、一般討議の際すでになされていた多くの議論が再び繰り返された。例えば、

国連、なかんずく婦人の地位委員会は、永年にわたって婚姻中及び婚姻解消の際の男女平等の確保のために活動していること、家族法上、とくに親の権利と義務に関して婦人に対する差別が依然として相当に存在しており、進歩が比較的遅いこと、急激な経済的社会的変化のために、多くの国々で親権に関する法律を改正する必要がますますさし迫っていることなどが論じられた。

2.1.2. 数人の代表はまた、両親の親権行使の平等に関する特別の原則についての勧告を委員会が採択することは、決して時期尚早ではないことを示そうとした。これに関連して、ある代表がこの問題についての国連の歴史をたどつて次のような指摘をした。1948年にすでに、世界人権宣言の第2条で両性の平等の原則が宣言され、第16条で男女は結婚について、また婚姻中及び婚姻解消に際して、平等な権利をもつべきことが規定された。婦人の地位委員会は親の権利と義務に関する問題を、第8回と第9回の会議で審議し、その際この問題に関する事務総長報告書が提出された。1955年には、経済社会理事会は、委員会の発議で決議587D(XX)を採択し、同決議第II部で、「国連加盟各国は、子に関する親の権利と義務の行使において両親の平等を確保するために必要なあらゆる措置を講ずる」よう勧告した。委員会は第16回会議で、後見を含む親の権利と義務に関する事務総長予備報告書の作成を事業計画中に含める事を全会一致で決定し、第17回会議では、その報告書を優先的特別事業とすることに決定した。第19回会議では、すでにのべたようにこの問題に関する事務総長予備報告書を一応審議し、追加情報を得るため各国政府にその報告書を送ること及び親の権利と義務に関する議題項目を第20回会議の優先審議事項とすることを決定した。現在、後見を含む親の権利と義務に関する事務総長最終報告書が委員会に提出されており、したがって委員会はこの問題に関する詳細な勧告を十分明文化しうる立場にたっている。このような勧告は、各国政府にこの分野の有益な指針を提供することになるであろう。

2.1.3. 多くの代表は、婦人に対する差別撤廃宣言案に関する委員会の事業との関連についても言及した。親の権利と義務の問題は、第18回・19回の両会議で、宣言案に関連して広く討議され、審議の結果第19回会議で全会一致で採択された宣言案第6条に「両親は、子に関する事柄について平等の権利と義務をもたねばならない。」という原則が宣言された。

2.1.4. 多数の発言者は、もし、次期第22回総会で婦人に対する差別撤廃宣言案が採択されることを委員会が望むのであれば、委員会は、親の権利と義務に関する両配偶者の平等の問題について明確な立場をとつたことをはっきり記録に残さなければならないと信ずる旨述べた。

2.1.5. 第2の決議案(E/CN.6/L.502)を支持する代表達は、多くの国々の政府は未だ、第1の決議案(E/CN.6/L.498/Rev.2)中、理事会の採択を勧告する決議案第2節に挙げられている原則の全部または一部を立法化したり、履行する体制にはないので、各国政府がこの問題をもつとよく研究するまで、委員会はこのような指導原則の明文化を延期するほうが賢明であろうと論じた。そして、最も公平な法律と思われるものでも、往々にして、利益を与えようとした人々に必ずしも最良の状態をもたらし得ない結果になりながらであることも指摘した。例えば両親は未成年の子を扶養する同等の義務があるという原則をとるならば、夫が母親を遺棄した場合、または何か他の理由で夫が子の扶養義務を分担しえないか、する意志がないといった場合に、母親に課せられる負担が増大することになる。1人の代表は、親の権利と義務の平等を自国の法律に導入すること、子に関する決定について同意に達しない両親からの裁判所への訴えが激増することになるであろうと懸念した。また、1人の発言者は、両配偶者は未成年の子の財産の管理について同等な権利をもたねばならないという趣旨の第2節(b)項の原則は、いくつかの国における信託法と矛盾するとのべた。すなわち、この法律では、子の財産は、しばしば子のためをはかつて信託に付され、親のどちらも使用することができなくなっている。以上の

ような種々の理由から、この代表達は、特定原則の明文化は将来の会期まで延期すべしと主張した。

216. 延期に反対する代表達は、委員会の関心と責任は、少数の国での現状維持にあるのではなく、将来に向つて、世界中の婦人が夫と同等の権利義務を獲得することができるような基準を設定することにあるという事実に関及し、第1の決議案(E/CN.6/L.498/Rev.2)は、政府がこれらの原則を履行すべき期限を定めるものではないことを指摘した。

217. 2つの決議案の討議の過程で、第1の決議案(E/CN.6/L.498/Rev.2)に対し、いくつかの修正が口頭で示唆された。

218. ギニア代表は、経済社会理事会の採択を勧告する決議案のフランス語のテキスト前文第4節及び第5節の「父親一人によつて、あるいは」という言葉の削除を提案した。しかし、この決議案の共同提案者達は、父親が単独で親権を行なうような法律制度が未だに事実存在しているので、原文の表現する思想を残しておきたいとのべた。この部分については英語訳の用語の方がむしろ受け入れやすいということで、この2つの節のフランス語とスペイン語の訳文を、英語の用語と一致させるということで意見がまとまつた。

219. フランス代表は、経済社会理事会の採択を勧告する決議案の本文第1節と第2節を修正すべく正式提案を行なつた。それによると本文第2節は本文第1節となり、次のように修正される。

「1. 加盟国政府は、各自国の法律の特殊性を考慮にいれ、あらゆる場合に子の利益が優先すべきことを念頭においた上で、親の権利と義務の行使における男女の平等を保障するための基礎として次の諸原則を用いなければならないことを勧告する。」

そして、もとの第1節は本文第2節となり、(a)項に続く。フランスの提案は10対12、棄権7で否決された。

220. 経済社会理事会の採択を求める決議案の前文第1節の中で、国際人

権規約にも言及するというソ連代表からの提案が共同提案国に受け入れられた。従つて第1節の文案は次のように修正された。

「男女同権の原則が、国連憲章、世界人権宣言及び国際人権規約に厳しく宣言されていることを考慮し」

221. 第479次会议でオーストラリア代表は、第2の決議案(E/CN.6/L.502)を第1の決議案(E/CN.6/L.498/Rev.2)より先に採決することを提案した。この動議に反対して数人の代表は、経済社会理事会機能委員会手続き規則第61条によれば、同一問題について2つ以上の提案がなされた場合は、特に別の決定をしない限り、提案が出された順に採決を行なうとなつていゝる事実を委員会の注意を喚起した。第1の決議案(E/CN.6/L.498/Rev.2)が先に提出されたのであるから、従つてこれが先に採決されるべきであるとの代表達は主張した。第480次会议で、オーストラリア案は、ハンガリー代表の要求による点呼採決により16対8、棄権6で否決された。採決の結果は次の通りである。

賛成： オーストラリア、オースリア、チリ、イラン、イラク、ウガンダ、アラブ連合、英国、

反対： 白ロシア、中国、フィンランド、ガテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、日本、メキシコ、オランダ、ペルー、フィリピン、ポーランド、チュニジア、ソ連、米国、ヴェネズエラ、

棄権： フランス、ガーナ、ギニア、リベリア、マレーシア、トルコ

222. 第480次会议で、トルコ代表は第1の決議案(E/CN.6/L.498/Rev.2)のうち、経済社会理事会の採択を勧告する部分の第1節について分割投票をするよう提案した。その結果第1節は15対0、棄権13で採択された。

223. トルコとガーナの代表は、同上決議案第2節(a)項と(b)項の分割投票を要求し、(a)項は17対1、棄権12、(b)項は19対0、棄権12で採択された。

224. 1967年2月24日の第480次会议で委員会は、修正された決議案(E/CN.6/L.498/Rev.2)全体を採決し、決議案は23対0、棄権7で採択された。

225. 決議文は次のとおりである。

5 (XX) 後見を含む親の権利と義務

婦人の地位委員会は、

後見を含む親の権利と義務に関する事務総長報告書(E/CN.6/474)を感謝をもって審議し、

1. この報告書を早い機会に印刷し、広く広報するよう希望を表明する。
2. 経済社会理事会が、次の決議案を採択するよう要請する。

<以下、第19章決議案II参照>

226. この決議案の採択によつて第2の決議案(E/CN.6/L.502)は提案者により撤回された。

227. 未婚の母の地位に関する決議案がチリ、ギニア、メキシコ及び米国から(E/CN.6/L.499)、婚姻外出生者の差別の研究に関する決議案がフィンランドとメキシコから(E/CN.6/L.500)、それぞれ提出された。この2つの決議案は後にチリ、フィンランド、ギニア、メキシコ及び米国の共同決議案として1つのテキストにまとめられた(E/CN.6/L.505)。その後ポーランドも共同提案国になった。

228. 決議案文(E/CN.6/L.505)は次の通りである。

「婦人の地位委員会は、

「経済社会理事会決議48A(IV)の規定に従つて、少数者の差別防止及び保護に関する小委員会が、性にもとづく差別に関する議題を討議する同委員会第19回会議に、婦人の地位委員会の参加を要請したことを想起し、

「少数者の差別防止及び保護に関する小委員会が、1967年1月16

日の決議1(XIX)において、事務総長に対し、婚姻外出生者の平等と無差別に関する特別記録係報告書と一般原則案を、婦人の地位委員会第20回会議に提出するよう要請したことを考慮に入れ、

「委員会は、今会議において、婚姻外出生者の平等と無差別に関する特別記録係報告書と一般原則案についての検討を満足をもつて行なつたことを考慮し、

「母及び父の認知は、婚姻外出生者の地位及び彼らに対する差別の撤廃にとつて非常に重要であることを考え、

「1961年から1964年にかけて世界の4地域において開催された、家族法における婦人の地位に関する一連の国連セミナーの参加者のもたらした情報により、多くの国々において未婚の母に対する差別が未だ法律上、事実上存在することが明らかにされたことを考慮に入れ、

「このような差別の撤廃と救済措置の改善のために、未婚の母に対する差別に関する研究をさらにすすめる緊急の必要があることを信じ、

「1. 少数者の差別防止と保護に関する小委員会がこの問題に関する特別記録係報告書と一般原則を委員会に提出するよう決定したことに感謝を表明する。

「2. 家族保護の原則に反しない限りにおいて、婚姻外出生者は母及び父の認知を法的にみとめられる権利を与えらるべきことを宣言することの重要性を強調し、この研究に謝意を表するとともに、小委員会第19回会議で採択された婚姻外出生者の平等と無差別に関する一般原則に支持を表明する。

「3. 事務総長が、特別記録係報告中の情報を含め、利用できる情報にもとづいて、未婚の母に関する法律と慣行について報告書を準備するよう要請する。

「4. 未婚の母の問題を委員会に近い将来の会議の議題にのせることを決定する。」

229 決議案の提出に際して、提案者の一人は、この決議案は、できるだけ多数の委員の賛同を得るため、先に出された2つの決議案(上記227節参照)を結合したものであると説明した。

230 続く討論で、何人かの代表は、未婚の母の地位に関する問題については、サアリオ氏の婚姻外出生子に対する差別に関する報告書の中に含まれているので、更に報告書の必要はないという意見を述べた。このような決定は特別記録係の報告書の価値を疑わせることになりかねず又、少数者の保護及び差別防止に関する小委員会は前回の会議でこの問題を検討しており、小委員会の事業と重複することになり、重複ということは国連のすべての機関がその文書の制限を要請されている時期に、また、委員会の事業計画がすでに非常に過重であるという見地からも、とくに避けるべきであるとつけ加えられた。さらに、婦人の地位向上を目的とするすべての措置は常に歓迎されるが、私法の分野は他の事項、例えば、経済的権利や社会的権利のように緊要でないとのべられた。そこで、決議案の前文第3、4、6節と本文の最後の2節の削除が示唆された。

231 多数の代表達が決議案を支持する発言をした。それによれば、サアリオ氏の報告書は未婚の母の地位よりもむしろ主として婚姻外出生子の地位に焦点がおかれている。委員会が直接関心をもっている問題は婚姻外出生子の地位ではなくて未婚の母の地位であることが強調され、以前に行なわれた家族法上の婦人の地位に関するすべての地域セミナーの討議からも明らかにみられるように、未婚の母の地位の問題は世界中の婦人が大きな関心をもっている問題であるとのべられた。また、サアリオ氏自身報告書の中でこの研究は、たとえば統計面の研究であるとか、事実上の差別、婚姻外出生をもたらす要因といった面の研究は、情報や比較できるデータがないためにほとんどなされなかつたと述べていることにも言及された。以上の理由から、特に未婚の母の地位に関する報告書が必要であり、さらにこの問題を近い将来委員会の議題にのせることも必要であるというのがこれ

ら代表達の意見だった。

232 多数の代表が、サアリオ氏の報告書に含まれた結論及び小委員会の採択した婚姻外出生子の平等と無差別に関する一般原則案を支持した。しかし、他の代表達は、いくつかの原則について態度を保留し、一般原則案をまだ十分検討していないのに、このような決議案を採択すれば、完全にそれに賛成しているものと解されるおそれがある、とのべた。

233 ガーナ代表は前文第3節の「検討した」という言葉の前の「満足をもつて」という言葉を削除することを口頭で提案した。決議案の提案者達はこの修正を受け入れた。

234 アラブ連合代表は、前文第6節の「緊急の」という語の削除を口頭で提案し、決議案提案者達はこの修正を受け入れた。

235 オランダ代表は、本文第2節「支持」の語の前に「一般的な」の語を挿入することを口頭で提案し、決議案提案者達はこの修正を受け入れた。

236 第481次会議において、ソ連及び英国代表の要請により、修正された決議案の前文第3、第4、第6節と本文の各節が分割投票に付された。

237 前文第3節は修正通り(上記233節参照)、全会一致で採択された。

238 前文第4節は28対0、棄権2で採択された。

239 前文第6節は修正通り(上記234節参照)、25対0、棄権5で採択された。

240 本文第1節は28対0、棄権1で採択された。

241 本文第2節は修正通り(上記235節参照)、24対0、棄権6で採択された。

242 本文第3節は24対0、棄権6で採択された。

243 本文第4節は25対0、棄権6で採択された。

244 修正された決議案全体は、30対0、棄権1で採択された。決議文は次のとおりである。

6 (XX) 婚姻外出生者に対する差別の研究

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会決議 48 A (IV) の規定に従つて、少数者の差別防止及び保護に関する小委員会が、性にもとづく差別に関する議題を討議する同委員会第 19 回会議に、婦人の地位委員会の参加を要請したことを想起し、

少数者の差別防止及び保護に関する小委員会が、1967 年 1 月 16 日の決議 1 (XIX) において、事務総長に対し、婚姻外出生者の平等と無差別に関する特別記録係報告書と一般原則案を、婦人の地位委員会第 20 回会議に提出するよう要請したことを考慮に入れ、

委員会は、今会議において、婚姻外出生者の平等と無差別に関する特別記録係報告書と一般原則案についての検討を行なつたことを考慮し、

母及び父の認知は、婚姻外出生者の地位及び彼らに対する差別の撤廃にとつて非常に重要であることを考え、

1961 年から 1964 年にかけて世界の 4 地域において開催された、家族法における婦人の地位に関する一連の国連セミナーの参加者のもたらした情報により、多くの国々において未婚の母に対する差別が未だ法律上、事実上存在することが明らかにされたことを考慮に入れ、

このような差別の撤廃と救済措置の改善のために、未婚の母に対する差別に関する研究をさらにすすめる必要があることを信じ、

1. 少数者の差別防止と保護に関する小委員会がこの問題に関する特別記録係報告書と一般原則を委員会に提出するよう決定したことに感謝を表明する。
2. 家族保護の原則に反しない限りにおいて、婚姻外出生者は母及び父の認知を法的にみとめられる権利を与えられるべきことを宣言することの重要性を強調し、この研究に謝意を表するとともに、小委員会第 19 回会議で採択された婚姻外出生者の平等と無差別に関する一般原則に一

般的支持を表明する。

3. 事務総長が、特別記録係報告中の情報を含め、利用できる情報にもとづいて、未婚の母に関する法律と慣行について報告書を準備するよう要請する。
4. 未婚の母の問題を委員会の近い将来の会議の議題にのせることを決定する。

第6章 婦人の教育の機会

245. 委員会は、第469次——471次、473次、474次、476次、481次——483次の会議で議題7（婦人の教育の機会）を審議した。提出された資料は、1965—1966年の婦人に特に関係のある活動及び1967—1968年に予定された主要事業計画に関するユネスコ報告書（E/CN.6/475）と、委員会第19回会議に提出された少女の高等教育の機会に関するユネスコ報告書（E/CN.6/451及びAdd.1と2）であつた。第19回会議では時間不足のため委員会はこの議題についての審議を今会議まで延期した。

246. 意見書が次の諮問的地位にある民間団体から提出された：国際婦人協議会（E/CN.6/NGO/178）、世界キリスト教女子青年会（E/CN.6/NGO/179）、国際大学婦人協会（E/CN.6/NGO/182）、世界労連（E/CN.6/NGO/190）。

247. 委員達は、ユネスコにその報告書の提出を感謝し、同時に婦人の教育の機会促進のためのユネスコ活動に満足 of 意を表した。諸国の代表達が、各自国で教育一般に大きく力が注がれた結果婦人の教育の機会が増大したことを指摘した。

婦人に特に関係のあるユネスコ活動

248. 1965—1966年の婦人に特に関係あるユネスコ活動及び1967—1968年に予定された主要事業計画に関する報告書（E/CN.6/475）の提出にあつてユネスコ代表は次のように述べた。教育における婦人の差別は法律上はなくなつてはいるが、事実上の差別は現存しており、それをなくするためには長い時間を要する。そこで事務総長は、教育、科学、文化の面における婦人の平等な機会の伸長に、もつと注意が払われなけれ

ばならないことを提言した。また、国連開発計画による総額5,200万ドルにのぼるユネスコの特別予算は、通常事業計画の予算額を上回るものであり、それはまた他の方面からの資金の運用を容易にした。

249. 婦人の進歩に寄与しているユネスコの一般的な活動に関して、

1965年11月にバンコクで行なわれたアジア地域加盟国文部大臣及び経済企画担当大臣会議及び1966年4月にトリポリで開かれたアラブ諸国文部大臣及び経済企画担当大臣会議に注意が喚起された。この2つの会議はいずれも、婦人の教育の機会及びその問題を取りあげた地域的、技術的会議への婦人の参加の機会に関する勧告を採択した。ユネスコ代表は又、ユネスコの主催で1966年9月21日から10月5日までパリで行なわれた特別政府間会議において、教員の地位に関する国際勧告が全会一致で採択されたこと、その勧告は女教師の問題に関する規定を含んでいる事を述べた。1960年に採択された「教育上の差別待遇反対に関するユネスコ条約」はこれまでに36カ国（報告書（E/CN.6/475）19節に掲げられた国々及びインドネシア）が批准している。文盲根絶はユネスコの活動のもう1つの大きな分野である。これへの対策は、1965年9月にテヘランで行なわれた文盲根絶世界文部大臣会議で広く受け入れられた機能的読み書き教育の考え方を基礎にしている。実験的読み書き教育計画が国連開発計画の援助により開始されたこと、46カ国がこの援助を求めたことが述べられた。

訳注：機能的読み書き教育とは、単に読み書きを教えることだけではなく、社会の進歩の度合いに従つて個人が社会活動に十分に参加し、その結果を享受できるようにすること——日本ユネスコ国内委員会「ユネスコ資料17」

250. ユネスコ代表は、婦人の進歩を主目的とする活動として、ユネスコが過去2年にわたつて少女と婦人の中等及び高等教育についての研究報告を委員会に提出してきたことに委員会の注意を喚起した。ユネスコは技術

援助拡大計画のもとに、加盟国に対し専門家の派遣、奨学金、施設の供与等の援助を続けてきた。スウェーデン政府の貴重な自発的寄付によつてユネスコはアフリカにおける婦人教育の促進、とくに婦人教員の養成のために多くの事業をすることができた。又、ユネスコは近東におけるパレスチナ難民のための国連難民救済事業機関(ウソルワ)との共同事業を行なつてきた。その一つにヨルダンにおける少女のための教員養成技術学校の経営がある。また、ユニセフとの幾多の共同活動も行なつてきた。ユネスコは民間婦人団体とも緊密に連繫をたもち、いくつかの団体に財政的、技術的援助を行なっている。また婦人成人教育指導者のための旅行援助計画は、ユネスコが研修者の旅費を負担するというものであるが、この事業も継続して行なわれている。ユネスコ代表は、報告書(E/CN.6/475)の付属に委員会の注意を喚起した。そこには1965年から1966年の間におけるユネスコの設立又は補助による学校及び教員養成講座の婦人在籍者数が示されており、また、1965年から1966年の間にユネスコが出版した婦人の進歩に関係のある研究のリスト及び図書目録が掲載されている。ユネスコは又、教育、科学、文化への機会を通しての婦人の進歩のための長期計画を策定した。委員会の2人の委員が、この関係で事務局長の諮問機関に参画した。この長期計画に基づいて、1967-1968年の事業計画では婦人の進歩により一層の注意がはらわれることとなろう。この事業計画は第14回ユネスコ総会で全会一致採択されたもので、報告書(E/CN.6/475)の第3部に要約されている。6150万ドルの通常予算が認められており、特別予算もほぼ同額となる見込みである。婦人に直接関係のある事業の総費用は80万ドルで、40万ドルは通常予算から、40万ドルは国連開発計画(UNDP)から計上される。婦人にもつと教育、科学、文化への機会を与えるために調査、研究、政策の策定、技術援助、実験計画への補助金、民間団体への援助等をはじめ、ユネスコによつて可能なあらゆる手段を動員しようというのが全般の意図である。

事業が総合的観点からすすめられるように、この計画はユネスコの一般活動に統合される。委員会の求めに応じて研究報告を作成することもこの計画の一部になる。次期第21回会議に提出される予定の報告は、少女と婦人の技術的、職業的訓練の機会に関するものとなり、男女共学の研究がこれに続く。ユネスコは又、教育及び職業訓練の分野で婦人に開かれた機会についてとりまとめたパンフレットも出すはずである。教育、科学、文化への婦人の機会に関する文献の解説付き目録も作られるはずである。この種の文献を一般に知らせるとともに、重複をさけるという目的からである。ユネスコ代表は、ユネスコが直接行なうことには限りがあるが、実際の援助は強化されるであろうと述べた。ユネスコは、様々の技術援助活動を計画しており、また近く1カ国を選定して農村地域における実験事業をすすめようと計画している。これは成年婦人の読み書き教育、少女の初等教育、市民教育及び家庭教育を行なうことを目的とし、10年間にわたつて行なうものである。

251. ユネスコ代表は、他の分野よりいつそ機会が制限されている科学、技術面の過程と職業への婦人の進出に特に力をいれること、またある実験事業をラテンアメリカで行なう予定であることを述べた。民間団体の活動を援助するについてはユネスコはそれを婦人団体に限定することなく、婦人の進歩の促進を目指しているあらゆる種類の団体を援助するとのべた。
252. 一般討議で、婦人の教育及び訓練は、国家の将来の発展の基本であることに意見が一致した。文盲の存在する国々では、未だに婦人が文盲人口の大部分を占めていることが遺憾とされた。
253. 数人の代表は農村婦人の教育計画の重要性に注目した。栄養や農業法の講習の必要性が強調され、食糧は現在人類にとつて非常に大きな問題であること。また婦人は農業に重要な役割を果たしていることが指摘された。
254. 市広い、基礎的な教育が必要である一方、現代社会は様々な教育的資格や技術をもつた人間を要求していることが指摘された。低開発国の代

表達は教員の必要を強調した。又、非常に多数の既婚の女教師のいるところでは出産休暇が、学校の職員配置を困難にしていることも注目された。教師と父母の緊密な協力が生徒の利益を守るための基本であることが強調された。

255. アフリカ地域の加盟国の婦人の為に、デンマークで開かれた特別訓練講習会に関連して、婦人がこのような講習会に参加した後、自国に帰って責任ある地位につけるように、資格に関する基準が設けられなければならないことが強調された。

256. 教育計画国際研究所の研修への婦人の参加の重要性に委員会の注意が喚起された。この研究所は、研修参加者が各自国の教育計画に効果的な役割を果たすことができるような訓練を行なう。婦人の参加者数は未だ十分ではないことが注目されたが、この研究所は開所後未だ2年しかたっていないことが指摘された。多くの国で企画の仕事は殆んどすべて男子が行なっていることが注目され、婦人の要求を知る企画者が必要であるという意見がのべられた。

決議案の審議

257. 婦人に特に関係あるユネスコ活動に関する決議案(E/CN.6/L.518)が、フランス、ガーナ、イラク、リベリア、及びアラブ連合から出された。

258. 決議案の提出にあたって、提案者の1人は、決議案は少女と婦人の為のあらゆる段階の教育の重要性と、少女と婦人が科学的、技術的職業につけるようにすることの現代社会における必要性を強調する趣旨であると説明した。

259. 1967年2月28日の第483次会議で、委員会は全会一致で決議案(E/CN.6/L.518)を採択した。決議文は次のとおりである。

7(X X) 婦人に特に関係のあるユネスコ活動

婦人の地位委員会は、

1965年から66年までの婦人に特に関係あるユネスコ活動及び1967年から68年に予定されている主な活動の報告書(E/CN.6/475)を検討し、

第14回ユネスコ総会が、教育、科学、文化における婦人の平等の機会確保のための長期計画の原則を承認し、1967年から68年のこの計画実施のための予算を承認したことを満足をもって注目し、

この計画は、国連が1968年に策定する統一計画中に統合できるような形で計画されていることに注目し、

1. 機能的読み書き教育事業が、未だに世界の文盲人口の大半を占める婦人に対する読み書き教育の必要性を十分考慮に入れて行なわれるよう希望を表明する。
2. 婦人と少女を科学的、専門的、技術的職業につかせるための準備を目的とする勉学の機会拡大の必要性をとくに重要視する。
3. ユネスコが、この分野において着手した事業を続行するよう要請する。
4. ユネスコの採択した計画が实际的、実験的活動の方に向っていることを賞讃し、これらの実験的活動から得られた経験が、最初の2年間の後、より多くの国々にそのような計画を拡めるのに役だてられるよう希望する。

少女と婦人の高等教育の機会

260. ユネスコ代表は、少女と婦人の高等教育の機会に関するユネスコ報告書(E/CN.6/451とAdd. 1及び2)についての説明を行ない、婦人の高等教育の機会は婦人の進歩の本質であると述べた。婦人の権利についての初期の先駆者達の多くは大学卒業者であつたこと、低開発国では高等教育を受けた婦人が、婦人の地位の向上に非常に有力な働きをしていることが指摘された。

2.6.1. この報告書は質問書に対して、加盟国82カ国、準加盟国2カ国及び非自治領20地域からよせられた104の回答にもとづいて作成されたものである。そのうち高等教育機関がないか、あるいは婦人に解放されていないという所が国と非自治領あわせて21あつた。今回の報告書に間に合わなかつた5つの回答からの情報は最終版に掲載される予定である。報告書に含まれる国々全体の学生総数は1,300万人、そのうち女子学生は約450万人である。ユネスコ代表は、質問書に回答した国々のうち、高等教育をうける権利に関して、法律上差別を設けている国はなく、また、いくつかの国では法律にはつきりと男女の平等待遇を規定していると報告されているとのべた。19世紀に婦人が社会活動に積極的な役割を果たしてきた国々では、婦人は徐々に大学の入学許可の獲得に成功し、このようにして大学は漸次男女共学となるに至つた。他方、伝統的に婦人を社会活動から除外しているような国々では別学の女子の学校を設ける傾向になつた。しかし現在の傾向は確実に男女共学制の確立に向つている。入学条件は概してすべての人に対して同じであるが、中等教育終了後高等教育を受ける女子の割合は、多くの場合男子より低い。高等教育機関には、既婚学生の入学を拒否しているところもいくつかある。

2.6.2. 回答を寄せた国のうち75%が、過去10年間に女子学生数の増加をみており、女子の割合が減少した国はわずか3カ国であるが、そこでは同時に全学生数も減少したと報告されている。女子学生の学科別分布に関するデータは注目に値する。すなわち、半数以上の国で女子学生は文学、美術、教育に集中している。これらの分布状況を34カ国について1957年のものと比べてみると、伝統的な学科を選択する女子の割合はわずかに減少している。殆んどどの国が、女子学生の学科選択に影響する最大の要因は社会的及び家族的理由であるとのべており、身体的理由はほとんど問題にされていない。婦人が勉学を中断する理由としてあげられているのは結婚だけではなく、経済的困窮もその大きな理由であると報告され

ている。女子学生に対する職業指導は多くの場合保守的で、伝統的な婦人の職業を強調する傾向がある。女子学生のための宿舎は改善されたが、多くの国々ではまだ十分な収容能力がなく、特に既婚女子学生のための施設が足りない。このような施設を建設することは多くの国で考えられてはいるが、未だ今後にまつ面が多い。奨学金は一般に、性別による差別なく与えられており、また、伝統的に婦人の分野となつているような研究分野では、婦人だけに奨学金が与えられるという例もある。婦人は教えることには堪能であるが、教育の管理面にたずさわる者は未だわずかである。婦人は一般に民間企業よりも官公庁で成功しやすいようである。高等教育を受けた婦人が、その教育にふさわしい職業につく機会をどの程度与えられているかということについて、政府及び民間団体がもつと研究する必要がある。

2.6.3. 一般討議では、多くの国の代表達がユネスコ報告書に挙げられている点を裏付ける各国の実例を述べた。特に、高等教育を求めている婦人の数は増加しているにもかかわらず、現在高等教育を受けている婦人の割合は依然として十分ではないことが述べられた。婦人の高等教育への機会を阻む種々の障害のうち、伝統、経済的理由、結婚について特に言及され、教育施設や教職員の不足ということも低開発国の代表達からのべられた。

2.6.4. 世界の大部分の地域で男女共学の傾向がはつきりあらわれてきていることが注目されたが、委員会は大学が共学でない国がいくつかあるという事実に着目した。この事実は、男女学生が、大学生活とその後の職業生活において極めて重要な、男女間の正常な協働関係を体得することを阻むものであることが強調された。いくつかの国では大学は既婚女子学生を締め出しており、それは、既婚学生のための宿舎や保育施設など必要な施設がないという理由による場合もあることがのべられた。それに関連して、多くの国々で、このような重要な事柄についての政策をたてるにあつて婦人の協力が要請されないことは遺憾であるとのべられた。

265. 変動する社会の要求に答えるため少女も科学的、技術的学科にすすむよう奨励されるべきであるという意見がのべられた。ほとんどあらゆる研究分野が理論上は婦人に解放されているが、多くの場合、婦人はこれを十分利用してはいない。多くの国々では少女は依然として教養科目の部門をえらぶ、それは将来妻や母となる身にとつて他のいかなる学科よりもふさわしいと彼女達が考えている職業、つまり教職への機会を与えることになるからである。何人かの代表達は、婦人は男子より科学的技術的学科への興味がうすく、人と接触する職業を好む傾向があると述べた。しかし、もし婦人が研究的技術的職業に就く可能性があることを知つていれば、必ずこれらの職業に興味をもつようになるであろうという主張もあつた。少女達には教育の初期の段階でより多くの情報提供と指導が必要なこと、又大学に入学する女子学生に対しても適職選択のために情報や指導の必要なことが多くの代表達によつて強調された。

266. ユネスコの訓練計画に関して、女子教育家養成事業においては、学校管理や教育予算管理の分野での仕事に必要な訓練を受けた婦人が殆んどいないという事実を考慮にいれるべきであるという意見がのべられた。

267. 数人の代表達は、婦人に教育を与えることも必要であるが、受けた教育を活用させることも重要であると強調した。婦人の雇用機会の拡大が、婦人が高等教育にすすむ重要な誘因であることが述べられた。

268. 数人の代表達は又、中高年婦人や家庭責任をもつ婦人が高等教育や訓練を受けられるような、便宜供与の必要性を強調した。これに関連して夜間講座、通信教育、ラジオ、テレビ番組の活用、討論会等の価値について述べられた。結婚後仕事をやめ、何年かして再就職のための再訓練を必要とする婦人が多くなつていることが述べられた。中高年婦人向けの講習はもつと種類を多くすべきである。また、これらの講習を程度の低いものと考えて編成すべきではないという見解がのべられた。

決議案の審議

269. 委員会は第473次と第474次会議で、フランス、メキシコ、チュニジア、英国及び米国提出の決議案(E/CN.6/L.493とRev. 1と2)を審議した。決議案文(第2次改正案)は次のとおりである。

「婦人の地位委員会は、

「ユネスコが作成した少女と婦人の高等教育の機会に関する報告書(E/CN.6/451とAdd. 1と2)に注目し、

「委員会の最近の会議で審議された初等・中等教育に関するユネスコ報告書においてみられた少女の初等・中等教育の機会の進歩の結果として、今回の報告書に、高等教育をうける少女と婦人の比率および絶対数の増加が示されていることに満足をもつて注目し、

「しかし、多くの国々でみられる著しい進歩にも拘らず、また、社会的に不利な立場にある人々、とくに、農村地域の人々に高等教育の機会を与える努力がなされているにも拘らず、以上の比率は多くの場合、高等教育をうける男子に比べ依然として低いことを考慮し、

「1. 男子との機会均等に基づいた少女と婦人の高等教育の機会の促進のための活動に対してユネスコを推奨する。

「2. 経済社会理事会が、次の決議を採択するよう勧告する。

「経済社会理事会は、

「経済・社会開発に婦人の能力を十分に活用する必要及び責任ある地位につかせることを目的として少女と婦人を男子と同等に訓練するための高等教育の重要性に留意し、

「このように婦人の能力を十分に活用するためには、高等教育に入る以前またはその修学中における勉学の中断の原因となる要因についての考察を必要とすることを認め、

「高等教育に入る以前及び高等教育のすべての段階においてのガイダンス・サービスの役割の重要性に留意し、

急速に変化する世界の要求と国家的要求に個人を常に適応させていくよう援助するため、一生を通しての教育のためのあらゆる方策が男子と同様に婦人にも適用されねばならないと信じ、

加盟諸国に対し次のことを勧告する。

(a) 女子学生が、利用できる勉学方法のうちから自己の適性に合ったものが選択できるよう、学校や大学やその他の職業指導サービスを新たに設けること、または設置を奨励すること、及び高等教育を受けたい、あるいは再びはじめたいと望む成年女子にこれと同様の指導サービスを提供すること、

(b) 少女及び婦人が男子と同様に、中等教育の終了に際し、あるいはその後において、奨学金、夜間及び通信教育、ラジオ・テレビによる教育、未婚女子学生のための住居施設、勉学のための休暇、その他それぞれの国に適した方法により高等教育の機会を利用するよう、奨励すること。

(c) 婦人が高等教育機関において、教師として、管理職として、理論的応用的研究者として、職につく機会を促進すること。

270. 決議案の提出にあたって、提案者の1人は、今回の会議で研究される問題は高等教育の問題であり、他の段階の教育についてはすでに委員会が決議を採択しているので、この決議案に入れられた勧告は高等教育の問題に限定したと説明した。積極的な人生を送り、職業によつて社会につくす為に高等教育を受けること又は再び始めることを希望する婦人達に特別に注意を払う必要がある。そこで、先進工業国においても後進地域においても、技術教育機関の門戸がひろく婦人に開放されることが重要であると提案者達は強調した。提案者達はまた、人と施設の無駄をさけるために、国家の実際の必要性と、適切なガイダンス・サービスで明かになつた個人の能力との関係を調整する必要を強調しなければならないと考えた。又、そのような施設に女子を入れることを嫌い、息子の進路のことばかり熱心に

なり勝ちな古い考え方の家族の抵抗に打ち勝つためには、その教育機関に特定の施設を設ける必要があることも述べねばならないと考えた。

271. 多くの代表達は、決議案の考え方に賛意を表明し、特に婦人の高等教育の機会、婦人の進歩及び他のすべての婦人の権利、特に政治的権利の行使及び雇用の機会と密接につながっていることに注目した。

272. 数人の代表達は、少女と婦人の高等教育の機会の促進に基本的に責任をもっているのは、ユネスコではなくて当該国の政府であるから、決議案の本文第1節の、男子との機会の均等に基づいた少女と婦人の高等教育の機会の促進のための活動に対してユネスコを推薦するという表現は必ずしも的確でないという意見を述べた。

273. 何人かの代表達は、低開発国では、発展途上にある経済の必要と見合つた適切な職業訓練施設を婦人のために設けることが大切であると感じた。この意味で、ケニヤ代表は、理事会の採択を求める決議案の(a)項の「大学」という言葉の後に「職業訓練」という言葉を入れるという修正案を口頭で提案した。多くの代表達は修正案が、往々にして限定的な意味をもつ「大学」という言葉の意味を広げるものと考え、それに賛成した。しかし、その他の代表達は、職業訓練に言及するのは、婦人労働に関する決議の方が適当であると考えた。また多くの国では、職業訓練は、必ずしも高等教育には属さない教育活動となつていることも述べられた。

274. ソ連代表は、経済社会理事会の採択を求める決議案(c)項の表現は限定的すぎると考え、次のように修正することを提案した：「(c)、高等教育に関しては、婦人の教育の機会とともに教育、医学、法律、工学、行政及び理論的応用的研究をはじめとする科学的技術的活動等あらゆる学問及び職業の分野の仕事につく機会を促進すること」。

数人の代表は、修正案が決議案の範囲を広げ、新しい分野における婦人の活動の機会をその中にもりこもうとしているその趣旨には賛成であるが、修正案は、ある特定の分野だけをあげており、従つて掲げられなかつたものを除

外して解釈されるおそれがあるという意味で限定的であるとのべた。

275. 共同提案国にイラン、イラク、ケニヤ、ガーナが加わり、委員達の出した修正や意見にもとづいて決議案文を修正した(E/CN.6/L.493/Rev.3)。

276. 英国代表は、前文第3節の「大学」を修正前の決議案に使われていた「高等教育」という言葉におきかえるべきで、その表現の方が決議案文の範囲が広がると思うと提案し、決議案の共同提案者達はこの提案を了承した。

277. 1967年2月21日、第476次会议で委員会は全会一致で決議案(E/CN.6/L.493/Rev.3)を修正通り採択した。決議文は次のとおりである。

8 (XX) 婦人の高等教育の機会

婦人の地位委員会は、

ユネスコが作成した少女と婦人の高等教育の機会に関する報告書(E/CN.6/451とAdd.1と2)に注目し、

委員会の最近の会議で審議された初等・中等教育に関するユネスコ報告書においてみられた少女の初等・中等教育の機会の進歩の結果として、今回の報告書に、高等教育をうける少女と婦人の比率および絶対数の増加が示されていることに満足をもつて注目し、

しかし、多くの国々でみられる著しい進歩にも拘らず、また、社会的に不利な立場にある人々、とくに、農村地域の人々に高等教育の機会を与える努力がなされているにも拘らず、以上の比率は多くの場合、高等教育をうける男子に比べ依然として低いことを考慮し、

1. 少女が男子と対等の資格で高等教育をうける可能性を高める措置をとっている加盟諸国を推奨する。

2. 国々が、婦人に十分な高等教育の機会を与えようとするときにいまだに

生ずる種々の問題について、その解決をたすけるような技術援助を、加盟国の要請に応じて与える努力を、ユネスコが今後も続けるよう、希望を表明する。

3. 経済社会理事会が、次の決議を採択するよう勧告する。

<以下、第19章決議案III参照>

第7章 婦人の経済的権利及び機会

278. 委員会は婦人の経済的権利及び機会に関する議題8を、第477、478、479、482、483次会議で審議した。婦人雇用の問題に特に関係あるILO活動に関する2つのILO報告書(E/CN.6/444、E/CN.6/472)が提出された。第1の報告書(E/CN.6/444)は委員会第19回会議に提出され、審議時間不足のため、第20回に持ちこされたものである。また、婦人の雇用に関するILO基準(E/CN.6/465)と同一労働同一賃金(E/CN.6/468)に関するILO報告書も提出された。

279. 次の民間団体から意見書が提出された。——国際キリスト教労連(E/CN.6/NGO/189)、世界労連(E/CN.6/NGO/190)、国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/176)、国際法律職婦人連盟(E/CN.6/NGO/186)、国際機会均等協会(E/CN.6/NGO/184)。口頭による意見発表が、委員会第479次会議で、国際自由労連のオブザーバーによつて行なわれた。

280. ILO代表は報告書の説明を行なつて、委員会に提出した報告書(E/CN.6/472)に記述されている婦人に特に関係ある活動のみならず、ILOの事業はすべて婦人に関係があると述べ、雇用計画と雇用予測、職業訓練を目的とする事業等を例にあげた。職業訓練の分野に関して、同代表はその実施面での性格は当該期間中に目立つた変化はみられなかったと述べた。少女及び婦人に特に関係ある実施計画の大部分は事務職、ホテル・飲食業、通信、被服・縫製の訓練であつた。低開発国における若年学卒者に対する予備職業訓練の必要に応えるための努力がなされたが、この分野のILOの事業は男子のみならず女子も対象としている。しかし、直接的に婦人のためとして行なわれ、経済生活における婦人の地位向上を

目的としてうたうような実行計画は全体としてまだあまりないが、これは政府の施策のあり方を反映するものであつて、婦人の訓練及び雇用に対する政府の態度が変わらない限り、変更されうるものでないと、ILO代表は述べた。

281. 差別に関しては、特別の調査や活動の計画が継続されている。ILO代表は、1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関するILO条約の批准促進のための恒常的努力及び報告書(E/CN.6/472、16節)でのべている専門家会議とは別に、国際労働事務局は批准国政府が提出する条約に関する年次報告の技術的分析を行なつたことをのべた。同事務局は、また、各国の差別問題に関する研究資料を作成し、差別撤廃に関する国内法、規則、団体協約、判決等を取りまとめた。差別に関する労働者教育用引き、一般配布用パンフレット、1967年6月の国際労働会議に提出される「南アフリカ共和国の人種差別政策に関する宣言(1964年)」の適用に関する第3次特別報告が準備中である。

282. 婦人に特に関係あるILO条約の批准に関して、婦人雇用の問題に特に関係あるILO活動に関する報告書の発行以後の各国の批准状況が次のとおり報告された。

ギニア 産前産後における婦人使用に関する条約(1919年)

すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約(1935年)

工業に使用される婦人の夜業に関する条約(1948年改正)

社会政策の基本的な目的及び基準に関する条約(1962年)

イタリア 社会政策の基本的な目的及び基準に関する条約(1962年)

クエート 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(1958年)

また、1964年3月以降に、中央アフリカ共和国、チャド、イスラエル、ヨルダン、マラウイ、ニジェール、パラグアイが「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」を批准した。ILO

代表は、人権の分野における諸条約の批准についてのよびかけを強力に行なうことによつて、「雇用及び職業の差別待遇に関する条約」の批准もすすめられるであろうと述べ、この条約は、禁止すべき差別の理由の一つとして、性別による差別をはつきりとうたつていっているので、雇用と職業のすべての分野で婦人の機会均等をすすめる強力な武器として活用できるとのべた。

283. 同一労働同一賃金の報告書(E/CN.6/468)の説明にあつて、ILO代表は、世界の各地において進歩があつたにも拘らず、多くの国々においてはそのあゆみは思つたほど進まないと述べた。さらに、同一賃金が達成され、または事実上達成されている所でもなお、婦人の平均賃金は殆んど例外なしに男子のそれに比べて非常に低い。ある国々では次のような不満がある。すなわち、1)「同一労働同一賃金」という言葉が狭く定義づけられ、この原則は男も女もついているような仕事にだけ適用されるところとしている。2)男女別の賃金体系が廃止され、性別のない新しい単一の体系を導入した場合、婦人を低賃金の部門においやる。3)婦人だけがする仕事や、圧倒的に婦人労働者の多い産業や職業の婦人のする仕事は低く評価、格付けされ、安い賃金が支払われるという従来からの傾向が依然として根強い、などである。

284. ILO代表は、今後においては、婦人の平均賃金が相対的に低い根本の原因は何か、すなわち男女の賃金格差を決定する要因は何か、ということにもつと留意することがのぞましいと思うとのべた。格差は必ずしも同一賃金原則の適用が行なわれていない結果ではなく、教育や職業訓練、技能や年功、職業上の資格、職歴の長さの相異を反映するものである。また、婦人が同じ仕事で同じ賃金を得ている場合でさえ、男子は超過勤務、夜勤、重筋・危険作業などによつて特別手当を得る機会が多いために、男子の賃金が高くなるということもある。殆んどどの国々で婦人は繊維とかある種のサービス業といつた伝統的に賃金の低い特定の産業や職業に依然として集

中していることも看過できない。もつと実態を調査する必要がある。根本的な問題は、いかにして少女や婦人の教育資格、職業資格、技術・専門職の資格を高めるか、いかにして彼らに少年や男子と同じ職業的基礎を与えるか、また、彼女らがしつかりした職業教育を身につける努力をするようにいかにして励ますかである。大切なことは、少女にも少年と同じ教育を(単に「同等の」教育というのでなく)うけさせること、急速に変化する職業の要請をふまえた前向きの職業指導をすること、すべての種類のすべての段階の訓練をうける十分な機会を与えること、少女がもつあらゆる可能性が生かされる分野でかれらを経済生活に参加させようとする教師、職業相談員、その他のすべての人々が、積極的に少女達を励ますことである。婦人が技術を修得し、活用し、また責任ある地位をまつとうする能力についての古い考え方を一掃することの重要性も強調されねばならない。ILO代表は以上のようにのべた。

285. ILO代表はまた、働く婦人に必要なサービス、例えば保育サービス、産前産後休暇中の雇用と昇進の権利の保護を含む母性保護、中高年婦人のための相談と訓練施設、食事、買物、家政を容易にするための実際の便宜供与施設についてこれらのサービスを増進する必要性に注意を促した。母性保護に関して、ILO代表は、ILOが95カ国における社会保障、労働立法のもとで現金や現物で与えられる母性保護給付の概要を表にしたものを作成したと述べた。同代表は、各地域における婦人の労働組合指導者の訓練を特に目的とする活動を含め、労働組合による労働者教育に対してILOが引続き援助を行なつていることを強調した。

286. 以上の説明を結ぶにあつて、ILO代表は、経済生活における婦人の地位を高める努力は、婦人自身が積極的に行動し、職業と真剣にとりくむ時にのみ報いられると強調し、世界経済における婦人労働力のより有効な活用をすすめるために新たな努力が必要となつてい、とのべた。

287. この議題に関する一般討議中に、委員達は、婦人の経済的、社会的

地位を高め、婦人雇用問題の实际的解決を進めようと努力したILOの諸活動に感謝を表明した。

288. 代表達は、各自国の婦人の経済的権利及び機会の状況について意見を交換し、この分野においてかなりの進歩が達成されたことを報告した。しかしながら、多くの代表は、事実上の婦人の経済的権利の実現のためには未だ多くのことが残されているという意見をのべた。数人の代表は、ILO条約や勧告が未だ全世界的に実施されていないことに遺憾の意を表明した。ある代表は、「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」をILO加盟国の半分以下の国々しか批准していないこと、また、この条約を批准した国々においてさえも同一賃金原則の完全な実施は遅々としていることを指摘した。

289. 経済的發展は国の人的資源の完全な活用を必要とすることに意見が一致した。男女が国の経済生活に参加する同等の機会をもたない間は、両性の真の平等はありえないことが述べられた。多くの代表は、雇用機会における婦人に対する差別は広く行なわれており主に婦人だけが従事するような仕事は低く評価されることが大体一般的であると評した。この種の仕事の再評価の必要が強調された。

290. 少女及び婦人のための十分な教育の機会が重要であると数人の代表は強調した。少女に少年と同等の教育機会を与えることが遅ければ速いほど、婦人が男子と同等の働く機会を得ることが容易になると述べられた。婦人の職業訓練、技術的、専門的訓練、特に農村地域における婦人の訓練の必要性に特別の注意が喚起された。数人の代表は、低開発国の農村地域における婦人の訓練については、これら地域の何百万にのぼる婦人大衆の生活水準向上の見地から、ILOとFAOのより緊密な協力が行なわれるよう要請した。

291. 数人の代表はまた、多くの国々において家事使用人が当面している問題に委員会の注意を喚起した。家事サービスの仕事は、人間関係の微妙

さのためだけでなく、低賃金と長時間労働、また、労働立法や社会保障による保護が一般的に欠けていること、労働組合が弱いといったことから問題であることが述べられた。家事使用人の労働条件の向上は、労働者自身の必要という見地からだけでなく、特に専門的職業についている婦人がその特殊技能を家庭外の仕事に生かしうるためには、家庭に家事使用人を必要とするということからみても、非常に重要であることが述べられた。家事使用人の経済状態を明らかにするため、ILOがこの問題に関して準備中の質問書中に、家事使用人の賃金率または平均年間賃金額と、他の職業の労働者のそれとの比較を含めるべきことが示唆された。

292. 婦人雇用の基準に関して、経済活動に従事する婦人の、妻、母親、労働者としての三重の役割にもつと考慮がはらわれるべきであると指摘された。しかしながら、婦人労働者は過度に保護されるべきではない、というのは、多くの国々において、それは性にもとづく差別を増大させる結果となりかねないからで、科学的、技術的進歩はこうした態度の変化と保護立法の再検討を要求している、とのべられた。ある代表は、婦人の夜業の全般的禁止の必要について、疑問を表明した。数人の代表は、婦人に対する特別の保護を少なくして、男女双方に共通の基準を改訂するといった新しい方向を示唆した。他の代表達は婦人労働保護の一層の促進と保護基準の向上を目的とする基準改正に賛成する発言を行なった。労働組合、婦人団体、使用者その他関係者の利用に供するためILO基準を集録したパンフレットを作つてはどうかという意見がのべられた。

293. 技術革新について、オートメーションの一つの結果は婦人労働者の雇用機会の増大であつたが、反面、医学的、心理学的に婦人に悪い影響を

もたらず場合もあることに委員会の注意が喚起された。

294. ILOと婦人の地位委員会は、労働組合と緊密に協力すべきで、労働組合は労働者の権利、特に婦人労働者の権利の保護に大きな影響を与えることができる、という意見がのべられた。婦人が未だ十分に労働組合に加入していない国々では、基準を高め、条約、勧告、決議、その他婦人の進歩に関係ある方策を実施する上で、婦人団体、その他市民的、政治的団体の重要なことが強調された。

295. 数人の代表は、すべてのILO会議への代表団に婦人を加えるよう加盟国政府に要請すべきであるという意見を表明した。雇用に関係するすべての事項、またILOの事業のすべての分野は婦人に直接関係があるにも拘らず、婦人は婦人問題が討議される会議にのみ出席していると述べられた。

決議案の審議

296. 婦人の経済的権利及び機会に関する決議案がチリ、トルコ、英国、米国から共同提案された(E/CN.6/L.507)。決議案は次のとおりである。

・婦人の地位委員会は

A

・1966年3月9日の委員会決議13(XIX)を想起し、

・婦人の雇用に関するILO基準についての有益な報告書(E/CN.6/465)を審議し、

・上記報告書中にあるILO婦人労働問題コンサルタント会議のこの問題に関する意見を歓迎し、

・婦人の雇用及び特別保護立法に関する方策は、オートメーション、その他の技術的進歩の影響等による状況や問題の変化に対応するとともに、男女双方にできる限り広く適用されるような保護基準の達成がのぞまし

いことをふまえるべきであると信じ、

・1. ILO事務局が、保護立法に関する進展状況につき、婦人の地位委員会に引続き情報を提供するよう要請する。

・2. ILO理事会に、婦人労働者の要求と問題及び婦人労働者保護を目的とするものを含め婦人雇用に関するILO基準について検討する機会を定期的にもつため、婦人労働問題コンサルタント会議を規則的に召集する可能性について考慮するよう要請する。

B

・ILOの同一労働同一賃金に関する報告書(E/CN.6/468)及び婦人雇用の問題に特に関係ある活動に関する報告書(E/CN.6/472)を感謝をもつて注目し、

・職業訓練、技術的・専門的訓練は、同一賃金の達成をはじめとする婦人の経済的地位の向上に最も重要であると信じ、

・1. ILO事務局が、技術協力分野で行なわれるものを含め、職業訓練、技術的・専門的訓練計画に婦人の一層の参加を奨励することを要請する。

・2. ILO事務局が、1951年の同一報酬条約及び勧告の諸原則の適用を促進する努力をつづけるとともに、この目的達成に影響を及ぼす要因に留意しつつ、同一労働同一賃金に関する隔年の報告書を、婦人の地位委員会に引続き提出するよう、さらに要請する。

・3. 主としてあるいは全面的に婦人によつて占められている職業においては、公正な報酬という問題は単に同一労働同一賃金のみによつて解決できないので、とくにこのような職業については、職務分析の今後の研究が必要であることを強調する。

297. 決議案A部を説明するにあたって、提案者達は、婦人労働者の問題や婦人の雇用に関するILO基準適用の問題は、状況の変化や労働方法の変化にてらして再検討する必要があると強調した。例えばオートメーショ

ンや技術的進歩から起る新しい問題や状況の変化は、特に婦人の雇用に関する基準や婦人労働者に關係ある保護立法に影響を及ぼすと考えられた。

298. 決議案B部に関して、提案者達は、これは一般討議で表明された多くの意見を反映するものであると述べた。ここでは婦人の専門的訓練、職業訓練を奨励することの重要性が強調されているが、これは、この種の技術的・専門的訓練事業をすすめる上でのILOの役割は非常に重要であり、また、1951年の同一報酬条約の原則の適用に関してILOが委員会に隔年に提出する報告書は、同一労働同一賃金の原則適用に関する問題の解決方法を見出すのに役に立つであろうと述べられた。そして今なお、有資格の婦人労働者が未熟練の男子労働者より低い賃金を支払われている場合が多いこと、これは必ずしも婦人であるが故でなく、婦人の従事する仕事は往々にして低く評価されるという事実によるものであることが述べられた。このような状況からおして、婦人に対する正当な報酬という問題の解決に役立つ客観的職務分析の必要が強調された。

299. ソ連代表は決議案に対し次の修正案(E/CN.6/L.514)を提出した。

1. 決議案A部に次の2つの節を加える。

「3. ILO事務局が、婦人の地位委員会第21回会議に、科学的、技術的進歩が婦人の雇用構造及び労働条件に与える影響に関する報告書を提出するよう要請する。」

「4. 婦人労働者の利益保護における労働組合の役割を重要視し、加盟国と国際労働機関が労働組合とより密接に協力し、労働組合に対して、婦人労働者の、特に私企業における婦人労働者の保護のための措置をとることを奨励するよう要請する。」

2. 決議案B部に次の2つの節を追加する。

「4. 「同一価値の労働について男女労働者に対する同一の報酬に關す

るILO条約」の当學国でない国々にできるだけ早くこの条約に加入するよう要求する。」

「5. ILO事務局が、委員会第21回会議にこの条約の実施状況に関する報告書を提出するよう要請する。」

300. 決議案A部に対する第1の修正案の提出にあつて、提案者は、その目的は前文に言及されている科学的、技術的進歩の影響という問題を本文にもいれようとするものであると説明した。また、決議案A部に新しく第4節を加える提案は、婦人労働者の利益保護における、労働組合の役割を強調しようとしたものであると説明した。

301. 決議案B部に新しく第4、5節を加える修正案の説明にあつて、ソ連代表は、これは同一報酬に関するILO条約に署名していない国が大層多いという事実に対する委員会の反応を示そうと意図するものであると述べた。

302. チュニジア代表は、口頭で、決議案A部について第2節を次のように2項に分ける修正案を提出した。即ち、

「(a) 婦人の雇用に関するILO基準、及び婦人労働者の要求と問題を検討する機会を定期的にもつため、婦人労働問題コンサルタント会議を定期的に召集する可能性について考慮する。」

「(b) 地域会議の議題に、経済生活への婦人の参加の問題を含める可能性について考慮する。」

303. チュニジア代表は、さらに口頭で、決議案B部に対する修正案を提出した。これは第1節の最後に次の言葉を加えるというものである。

「この分野の専門家の派遣を要請する政府に対して、もつと多くの専門家を提供しうるようにする。」

304. アラブ連合代表は、決議案A部前文に、「経済的、社会的および文化的權利に関する国際規約」への言及を挿入するよう提案した。

305. 決議案提案者達は、提案された種々の修正案を考慮に入れ、テキス

トを改訂した。オーストリア、イラン、日本、ケニヤ、ペルー、アラブ連合の代表達が改訂された決議案(E/CN.6/L.507/Rev.1)の共同提案国となつた。

306. ヴェネズエラ代表は、口頭で、改訂された決議案A部に修正案を提出した。これは、第2節(a)項の「婦人の要求や問題」の後に次の言葉を加えるというものである。「特に、問題の性質上雇用において婦人を劣った地位におく傾向のある社会的な諸問題、例えば母親が働きに出て留守の間、の未成年の子の状態に関する問題」。若干の討論の後、提案された修正案は、「特に、問題の性質上雇用において婦人を不利な立場におく傾向のある諸問題について」と変えられた。そして、この言葉を第2節(a)項に挿入することに意見が一致した。

307. 1967年2月28日の第483次会議で、委員会は全会一致で、改訂された決議案(E/CN.6/L.507/Rev.1)を修正どおり採択した。決議文は次のとおりである。

9 (XX) 婦人の経済的権利及び機会

婦人の地位委員会は

A

1966年3月9日の委員会決議13(XIX)を想起し、

総会が、経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約を採択したことを歓迎し、

婦人の雇用に関するILO基準についての有益な報告書(E/CN.6/465)を審議し、

上記報告書中にあるILO婦人労働問題コンサルタント会議のこの問題に関する意見を歓迎し、

婦人の雇用及び特別保護立法に関する方策は、オートメーション、その他の技術的進歩の影響等による状況や問題の変化に対応するとともに、男女双

方にできる限り広く適用されるような保護基準の達成がのぞましいことをふまえるべきであり、また、政府、労働組合、使用者団体との協力によつて、より一層すすめられるべきであると信じ、

1. ILO事務局が、保護立法に関する進展状況につき、婦人の地位委員会に引続き情報を提供するように要請する。

2. ILO理事会に次のことを要請する。

(a) 婦人の雇用に関するILO基準、及び婦人労働者の要求と問題、特に、問題の性質上雇用において婦人を不利な立場におく傾向のある諸問題について、検討する機会を定期的にもつため、婦人労働問題コンサルタント会議を定期的に召集する可能性について考慮する。

(b) 地域会議の議題に、経済生活への婦人の参加の問題を含める可能性について考慮する。

B

ILOの同一労働同一賃金に関する報告書(E/CN.6/468)及び婦人雇用の問題に特に関係ある活動に関する報告書(E/CN.6/472)を感謝をもつて注目し、

職業訓練、技術的・専門的訓練は、同一賃金の達成をはじめとする婦人の経済的地位の向上に最も重要であると信じ、

1. ILO事務局が、技術協力の分野で行なわれるものを含め、職業訓練、技術的・専門的訓練計画に婦人の一層の参加を奨励し、この分野の専門家の派遣を要請する政府に対して、もつと多くの専門家を提供しうるように、することを要請する。

2. ILO事務局が、1951年の同一報酬条約及び勧告の諸原則の適用を促進する努力をつづけるとともに、この目的達成に影響を及ぼす要因に留意しつつ、同一労働同一賃金に関する隔年の報告書を、婦人の地位委員会に引続き提出するよう、さらに要請する。

3. 主としてあるいは全面的に婦人によつて占められている職業においては、

公正な報酬という問題は単に同一労働同一賃金のみによつて解決できないので、とくにこのような職業については、職務分析の今後の研究が必要であることを強調する。

C

科学的技術的進歩の、婦人労働者の雇用及び労働条件に及ぼす影響についての委員会決議12(-XIX)を想起し、

ILOが、この問題に関する中間報告を、委員会第21回会議に提出するよう希望を表明する。

第8章 人権の分野における助言的事業

308. 第482、483、485次会議で、委員会は議題9、人権の分野における助言的事業を審議した。人権の分野における助言的事業計画に関する事務総長報告(E/CN.4/9.25-E/CN.6/4.7.6とAdd.1)及び、1966年12月にフィリピンのマニラで開催された、婦人の進歩のために必要な方策(とくに長期計画の策定に関して)に関するセミナーの報告(ST/TAO/HR/28)が資料として提出された。

309. 意見書が、諮問的地位にある民間団体B群の国際婦人協議会から提出された(E/CN.6/NGO/181)。

310. 報告書を委員会に説明して、事務総長代理は、フィンランドのヘルシンキで、1967年8月に開催される婦人の政治・市民教育に関するセミナーに注意を喚起した。これは、経済社会理事会決議1067A(XXIX)によつて始められた婦人の政治・市民教育に関するセミナーの新しいシリーズの最初のものであり、世界的規模で計画されている。事務総長代理はさらに、セミナーの議題と、セミナー参加者の指名を要請される

32カ国政府のリスト(E/CN.4/9.25/Add.1-E/CN.6/4.7.6/Add.1)に委員会の注意を喚起した。

311. 委員会はまた、1968年のセミナー計画には、世界的規模で開かれる2つのセミナーが含まれていることをしめされた。2つのうちの1つは結社の自由に関するセミナーで英国で開催され、第2はあらゆる形の人種差別撤廃に関するもので、総会決議2017(XX)及び経済社会理事会決議1103(XL)に従つて計画され、インドで開催されることになっている。経済社会理事会は決議1125(XLI)で事務総長に対し、
「婦人の地位に関するテーマのセミナーをもうひとつ開けるように1968年のセミナーの計画を立てる」よう要請しているが、1968年のこのセ

ミナーの招請国を申し出た政府はまだないと報告された。もしこのような招請が受理されると、この2つの国際セミナーの費用の合計は、婦人の地位に関するテーマのもうひとつのセミナーをまかなうため、削減されることになるかと述べられた。

3.1.2. 委員会決議8(XVII I)の勧告に従つて、事務総長は加盟国政府に対し人権フェローシップの候補者にもつと多数の婦人を含める可能性について注意を喚起した。婦人を推せんする政府の割合はかなり高くなり、1964年と1965年はそれぞれ5カ国であつたが、1966年には10カ国の政府が婦人を推せんした。また、経済社会理事会決議11.2.5(XLI)に従つて、フェローシップ資金のいくらかを集団訓練の実験計画に使用する可能性が検討されていると報告された。

3.1.3. この議題に関する討論中に、フィンランド政府が1967年のセミナーの招請を申し出たことに感謝の意が表明された。経済社会理事会決議10.6.7A(XXXIX)によつて設けられた婦人の政治・市民教育に関する新しい一連のセミナーの最初のものであるこのセミナーは、今後このテーマで開催される地域セミナーのモデルとして特に重要なものとなるであろうと考えられた。参加者を指名するよう要請された32カ国政府のうち18カ国は婦人の地位委員会の委員国であることに注意が喚起され、委員会の会議で得た経験はセミナーに特に有益であろうから、これらの国の政府は各自国の委員会代表をセミナー参加者に指名することを考慮するよう希望が表明された。

3.1.4. 数人の代表はフィンランドで開催されるセミナーは多くの問題に役立つであろうという意見をのべた。セミナーは婦人が市民的、政治的権利の行使について当面する問題により深い理解を与え、その結果婦人が各自国の政治生活によりよく参加することを可能にするであろうとのべられた。市民的、政治的権利に関する最初のセミナーが世界的規模で開かれることに十分な同意はあつたが、特定の地域で起る問題をより詳細に検討できる

地域セミナーを開催することの重要性も強調された。地域セミナーは予期されている通り同じテーマでもたれるよう強い希望が表明された。この関係で、数人の代表は西半球でのセミナーは1963年にコロンビアのボゴタで開かれた以後開かれていないとのべ、1968年のセミナーはこの地域内の国で開かれるよう示唆した。

3.1.5. 1967年にフィンランドで開催されるセミナーの議題について、多くの代表は婦人の市民的、政治的権利を育てる上での学校の役割を強調した。また、このセミナーは投票といった政治的権利の行使だけでなく、指導者養成にも力をいれるべきであるとの意見をのべた。数人の代表は婦人の政治・市民教育に関するセミナーについての婦人の地位委員会決議4(XX)(前掲18.4節参照)に言及して、このセミナーでは婦人が政治的権利を行使する上での障害について審議が行なわれるよう希望を表明した。セミナーの議題は、今会議で婦人の地位委員会が決議4(XX)を採択する以前に作成されていたが、この問題は議題1(E/CN.4/925/Add.1-E/CN.6/476/Add.1)の中で討議されることになつていた。決議4(XX)第2節に従つて、セミナー参加者は各自国で起つている障害についてのレポートを準備するよう要請されることになる。

3.1.6. 1968年には婦人の地位に関するテーマのセミナーが未だはつきりと計画されていないことは非常に残念であるとのべられ、多くの代表は、このようなセミナーがぜひとも開催されるよう希望を表明した。

3.1.7. 数人の代表は人権フェローシップ計画に各国政府が推せんする婦人の数が増加していることに満足の意を表したが、若干の代表はその数はまだ少ないとのべ、将来の改善を希望した。また、数人の代表は1966年にフェローシップをうけたものの中で、1人として婦人の権利そのものを研究テーマにえらんだものがなかつたことは残念に思うとのべ、各国政府は婦人の地位向上に直接関係ある問題の研究をのぞむ候補者を推せんするよう希望を表明した。

3.18. 数人の代表は、経済社会理事会決議1125(XLI)でのべられているフェローシップ資金の一部を集団訓練の実験計画に使用するという構想は、婦人の進歩のためにとくに有効な訓練の機会を設けようとするものと解した。ある代表は、他の国連技術協力計画のもとで計画されている地域的訓練講習及び民間婦人団体が計画する指導者養成講習にも注意を喚起した。同代表は、こういったいろいろな手段を活用することが婦人の地位を高めるための事業をすすめる上に有効であろうという意見をのべた。

決議案の審議

3.19. 第485次会议で、委員会はフィンランドとフランスの代表から提出された2つの決議案(E/CN.6/L.521とE/CN.6/L.522)を審議した。

3.20. 第1の決議案(E/CN.6/L.521)は人権の分野における助言的事業計画のもとで行なわれるセミナーに関する問題を扱ったものである。この決議案を説明して、フランス代表は婦人の地位の向上にこれまでのセミナーが果たした実り多い結果について述べ、婦人の政治・市民教育に関して1967年フィンランドのヘルシンキで開かれる世界的規模のセミナーに続いて、同じテーマのセミナーが開催されるよう希望を表明した。

3.21. 1967年3月1日の第485次会议で、委員会は全会一致で決議案(E/CN.6/L.521)を採択した。

3.22. 決議文は次のとおりである。

10(XX) 婦人の地位に関するセミナー

婦人の地位委員会は、

人権の分野における助言的事業に関する事務総長報告(E/CN.4/925-E/CN.6/47.6とAdd.1)を審議し、

アジア極東経済委員会域内諸国及び地域を対象として、フィリッピンにお

いて開催された、婦人の進歩のために必要な方策についての地域セミナーの報告(ST/TAO/HR/28)を関心をもって注目し、

人権の分野における助言的事業計画のもとに行なわれたセミナーは、世界的規模であれ、地域的のものであれ、極めて実質的な成果をあげてきたこと、特に、これらのセミナーは、すべての参加国の婦人の進歩をすすめる最良の手段の一つであつたことを考え、

1967年にフィンランドで開催される世界的規模のセミナーのために、事務総長及びフィンランド政府のたてた計画は、このセミナーへの参加を招請された32カ国代表と傍聴の民間団体代表が、学校教育及びその後の継続教育という形で少女と婦人に教育を与えるという方向にそつた市民的・政治的訓練計画の作成を通して公的生活への少女及び婦人の真の参加を確保するため、世界的規模の実際活動に着手するのを可能ならしめることを満足をもって注目し、

この婦人の市民・政治教育に関するセミナーに続くものとして、地域的(あるいは世界的規模の)セミナーが、特に1968年の国際人権年の年に、招請国となる加盟国との協力のもとに引続き開催されるよう、希望を表明する。

3.23. 第2の決議案(E/CN.6/L.522)は、人権の分野における助言的事業計画のもとで考えられるフェローシップに関するもので、次のとおりである。

婦人の地位委員会は、

人権の分野における助言的事業に関する事務総長報告を審議し、

1966年には、フェローシップをうけた婦人の数がかなり増加したことに注目し、

与えられたフェローシップは、国の行政、立法において人権が守られるための条件を向上させるすぐれた手段となつていふことを考え、

国の行政上、立法上の地位につく婦人の数が増加するにしたがつて、フェ

フェローシップに申込みのできる婦人の数も増加するであろうことを考え、

民間団体に対し、フェローシップをうけられる条件について、会員の中にできる限り広く、周知をはかるよう示唆する。

324. 決議案を説明して、フランス代表は、婦人の地位向上のために働いている民間団体は、国連の人権分野における助言的事業計画のフェローシップが提供する機会について広く周知をはかるよう奨励されるべきであり、これは各国政府によりフェローシップ候補者として推せんをうける婦人の数が増加するのを促進するであろうという意見を述べた。

325. 英国代表は決議案と人権フェローシップ計画を支持する一方、提案された前文第4節はフェローシップはここに挙げられている分野に限定されなければならないように解釈されるのではないかと考え、この節の範囲を広げるために、「国の行政上、立法上の地位」を「公的、行政上、立法上の地位」とすべきであると提案した。この修正案は決議案提案者に受け入れられた。提案者はさらに、テキストに細部の変更を若干加えた。

326. 1967年3月1日の第485次会议で、委員会は決議案(E/CN.6/L.522)を26対0、棄権3で採択した。決議文は次のとおりである。

11(X X) 人権の分野におけるフェローシップ計画

婦人の地位委員会は、

人権の分野における助言的事業に関する事務総長報告(E/CN.4/925-E/CN.6/476とAdd.1)を審議し、

1966年には、フェローシップをうけた婦人の数がかかなり増加したことに注目し、

与えられたフェローシップは、国の行政、立法において人権が守られるための条件を向上させるすぐれた手段となつていふことを考え、

公的、行政上、立法上の地位につく婦人の数が増加するにしたがつて、フ

フェローシップの推せんをうける婦人の数も増加するであろうことを考え、

民間団体に対し、フェローシップをうけられる条件について、会員の中にできる限り広く、周知をはかるよう示唆する。

第9章 婦人の進歩のための国連援助

3 2 7 第484～487次会議で、委員会は婦人の進歩のための国連援助に関する議題10を審議した。次の資料が提出された。——婦人の進歩のための統一長期計画に関する事務総長覚書(E/CN.6/477)、婦人の進歩のための国連援助に関してFAOとユニセフが提出した報告書(E/CN.6/478)、地域開発計画への婦人の参加に関する事務総長予備報告(E/CN.6/473)、1966年12月にフィリピンのマニラで開催された婦人の進歩のために必要な方策(特に長期計画の策定に関連して)に関するセミナーの報告(ST/TAO/HR/28)。

3 2 8 この議題に関する意見書が次の民間団体から提出された。——国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/181)、国際婦人法律家連盟(E/CN.6/NGO/183)。

3 2 9 口頭による意見発表が、討論の間に国際有職婦人クラブ連合会と国際法律職婦人連盟のオブザーバーからなされた。

3 3 0 ユニセフとWHOの代表も意見発表を行なった。

3 3 1 事務総長覚書(E/CN.6/477)は、1962年12月7日の決議1777(XVII)によつて総会が発議した統一的長期国連計画の研究のこれまでの経過を簡単にのべている。この関連で婦人の地位委員会が採択し、また同委員会の勧告で経済社会理事会が採択した諸決議は次の事項に関するものである。即ち

- ・ 婦人の地位に関する国内委員会または類似機関
- ・ 地域開発計画への婦人の参加
- ・ 技術援助計画その他の計画を通じて婦人の進歩のために利用できる財源の活用
- ・ 家族計画及び家族計画と婦人の進歩との関係

・ 婦人の進歩のための統一的長期国連計画の策定に関する各種の一般的勧告及びこのような計画における専門諸機関、ユニセフ、民間団体の協力
この覚書にはまた、出された勧告の実施に関する意見及び委員会の審議のための示唆が含まれている。1966年12月にフィリピンで開かれた婦人の進歩のために必要な方策(とくに長期計画の策定に関連して)に関するセミナーにおける討論から出された結論と勧告が、この報告の付属文書となつている。

3 3 2 FAOから提出された報告(E/CN.6/478)は、国の経済発展への婦人の貢献をより効果的ならしめることにFAOが特別な関心をもっていることを、強調した後、FAOが他の国際団体との協力のもとに行なつた種々の活動について述べている。FAO家庭経済部の事業計画が記載され、FAOの援助によつて行われた婦人の進歩のための諸計画が例示されている。

3 3 3 ユニセフから提出された報告書(E/CN.6/478)は婦人に特に関係あるユニセフの活動についてのべており、また1963年以来、人的資源開発の重要性の強調及びそれが国の開発計画に対してもつ役割の探究に特別な努力が払われて来たことを強調している。報告書を説明してユニセフの代表は、母親としての婦人と子供との間の緊密な相互関係に注意を喚起した。子どもの健康と福祉は大部分母親にかかっているので、母親は受胎期間中の注意の重要なことをはじめ、子どもに適した食事の与え方や児童心理学の基礎知識を教えられなければならない。同代表は婦人の向上を目ざす各種の計画に注意を喚起したが、ある国々では少女の教育や職業訓練に十分力をいれていないのは残念であると述べた。同代表は加盟国政府が経済発展のための長期計画を最重要視していることを認め、人的資源の開発は経済発展の先行要件であるという見解をのべてこのような計画に社会開発のための明確なプランを含める必要があると強調した。

3 3 4 WHO代表は、WHOの各種の事業は男子や子どもと同様、婦人の

ためにもなつてゐるとのべた。しかしながら、特に婦人のために計画された W H O の事業も沢山あつて、これらの事業の多くは母子保健事業の形で ユニセフとの協力のもとにすすめられている。保健関係の専門職従事者等の訓練をはじめ、特に家庭婦人を対象とする健康教育活動で W H O がしている事業についても言及された。これらの事業はそれを最も必要とする低開発諸国へも益々拡がり、妊娠中の母と子の援助を目的とする新しい事業も計画されていることが指摘された。婦人が男子と同等の役割を荷なりようになつてくるにつれて、婦人は益々家の外で働くようになり、その結果多くの国々で特別な保育の施設が必要になつて来ていることが強調された。この関連で、国連事務局の社会局が W H O、I L O、F A O、ユニセフと協力してこの問題の研究を行なつたことが言及され、この研究の成果として刊行された報告書に注意が喚起された。W H O 代表はこの報告書が、「公衆衛生」(Public Health Paper)シリーズのひとつとして W H O が発行した「保育所における子どもの世話」と題した論文と共に、委員会が各国におけるこの問題の最も効果的なとりくみ方について審議するのに役立つよう希望するとのべた。これらの文書は委員会第 19 回会議に提出されたが、十分な審議を行なう時間がなかつものである。

3.3.5 委員会決議 6 (X V I I I) に従つて準備された地域開発計画への婦人の参加に関する事務総長報告 (E/CN.6/473) は、完全な、また十分に適切な資料にもとづいたものではないが、地域開発における婦人の役割りについての一つの予備研究である。この予備報告は、地域開発という概念が国連でどう発展してきたかについてその大筋を述べ、地域開発ということの基本的要素、すなわち、婦人の参加を検討し評価するときの目安となる要因について説明し、さらに、婦人が参加している各種の地域開発計画その他の関連事業について述べている。また、この報告は、このような計画がどのようにして婦人の進歩に役立ってきたかを述べ、地域開発計画への婦人の貢献をその範囲と内容において広げうるような方法や手段に関

して若干の示唆を示している。これらの示唆は政府、民間団体及びその他の団体に実施可能な活動に関するもの及び、婦人の参加が期待されるような計画の内容に関するものなどである。

3.3.6 多くの代表は、地域開発計画への婦人の参加に関する事務総長の予備報告 (E/CN.6/473)、婦人の進歩に関する国連援助についての事務総長覚書 (E/CN.6/477)、及び F A O とユニセフの報告書 (E/CN.6/478) について感謝を表明した。

3.3.7 地域開発計画への婦人の参加に関する報告は数人の代表から特に歓迎された。彼らは、低開発国においては特に、地域開発は人々の考え方や伝統的な生活様式の広範囲な変革をもたらすものであると考えた。それぞれの集団における正しい態度と、適切な変化の誘因を創り出すことが重要である。ところで、若年層に対して新しい考え方や行動の仕方を教えこむことはむしろ容易であるが、しかしそのために高年層の人々に疎外感を感じさせてはならない。であるから、必要な思想的変化が社会全体にわたつて行なわれるように注意が払われねばならない。事務総長報告に概説されているような開発計画を通して、婦人は国の発展に参加し、あるいは政府の政策に影響を与えるような役割を果たすことができる。しかし、計画の達成のためには、単に上からの決定を実行するといつた人でなく、地域社会のために、また地域社会とともに働くような人をうまく選ぶことが必要である。代表達は以上のようにのべた。

3.3.8 多くの代表は婦人の進歩のための統一的長期国連計画の策定に関してなされた提案に特別な関心を示し、それらの提案は全世界、特に低開発国において婦人が当面する諸問題の解決を促進する新しい、効果的な方法であると考えた。

3.3.9 長期計画達成のためには、諸国政府と国連、ないしは専門諸機関との間の緊密な協力の必要が指摘された。このような緊密な協力は、国の経済的・社会的発展のために国家計画のあらゆる段階で婦人の十分な参加が

必要とされる状況においては、ますます緊要である。ある国々の政府が国連の提供した技術援助を十分に利用できなかったことはこの意味で残念であると、若干の代表がのべた。

3.4.0. 数人の代表は、婦人の地位委員会の勧告によつて経済社会理事会が事務総長に準備するよう要請した経済的、社会的開発における婦人の役割に関する質問書を重要視した。質問書に対する政府及び民間団体の回答は委員会の今後の事業に有効な手引きとなるであろうと彼らは考えた。彼らはまた、婦人の進歩のための統一的長期計画の研究を行なうことになつてゐる1968年の国際人権会議に先立つ婦人の地位委員会次期会議の審議に間に合うように回答を受けとる必要があることを強調した。

3.4.1. 数人の代表は、婦人指導者の有能な中核幹部を養成するセンターの設立に関心を示した。多くの低開発国では資格をもつ婦人が不足しており、このようなセンターの設立は永年の課題であつた必要をみたすものである。また、このようなセンターは、財政的援助は関係政府から受けるであろうが、経済社会理事会決議1068D (XXXIX) で勧告されているような活動的な婦人の地位国内委員会から、かなりの示唆を与えられるであろうと指摘された。

3.4.2. この様な婦人の地位に関する国内委員会の設立に関して、事務総長は、国内委員会をもつ国の数、委員会の機能、その民間団体との関係等についての正確な資料をもっていないので、この事について政府に照会してみてもどうかとの意見を出している。委員達は、そうした照会は無効であろうと考え、婦人の地位国内委員会の構成、組織、機能に関する情報や経験の交換は、委員会の設立を考慮中の政府にとつて参考になるであろうと述べた。

3.4.3. 家族計画に関する報告については、報告の範囲、及び家族計画と婦人の進歩との関係を明らかにするために研究すべき要因について、事務総長から、婦人の地位委員会の示唆が求められているが、これに関して数人

の代表は、事務局はまず家族計画についての国連の方針と、国としての方針をすでに公式に発表している加盟諸国の政策とを明らかにするような中間報告を作つてみてはどうかと示唆した。なお、1966年12月10日の人権デーにあたり事務総長は、人口に関する宣言を発表し、そのなかで事務総長は、人権デーに際して人類の数の問題とともに人権の内容についても考えてみたいと述べ、飢餓からの解放、医療サービスをうける権利、教育をうける権利等はすでに基本的人権として考えられているとのべている。事務総長報告書作成についての委員会の示唆に対する事務総長の要請に応じて、その報告には、母子の健康、家族の経済状態、子どもの教育機会、婦人の家庭外での雇用、婦人の公的、市民的生活への参加等と家族計画との関係をとりあげるようにしてはどうかと示唆された。

3.4.4. しかしながら他の代表は、家族計画は微妙な論議のある問題であつて、委員会が扱うべきものではないという意見を表明した。もし主たる目的が出生率の引下げということであれば、報告書のテーマとしては微妙な問題である。というのはそれには、女性の生理、夫婦の健康、遺伝等に関する問題が関係してくるからで、それらの問題は婦人の地位委員会の扱うべき問題でないというのがこれら代表たちの意見であつた。また、ある代表は自分の国では人々は出生率を下げることでなく、あげることに関心をもっているとのべた。

3.4.5. また、人口増加は世界的な問題ではあるが、これは国の問題としてのみ解決できる問題である。というのは、この問題は国によつてそれぞれ異なつた型をとり、国々の人口政策は決して一樣ではないからである、という意見も表明された。政府は、技術、医療立法上のサービスを提供することにとどめるべきであり、国民がそれを利用したいと欲するか否かを全く自由に決めることができるようにすべきである、という意見も述べられた。数人の代表はさらに、家族計画は出生防止のほかには計画出産と子どもをもてない夫婦に対する援助という二つのことが含まれていると指摘した。

解決方法の選択は、個々の婦人の健康状態やそれぞれの希望にしたがって行なわれるべきであり、それは必ずしも常に国会体の人口政策とは一致しないかもしれない。

346. 数人の代表は、1966年12月にフィリピンのマニラで開かれた婦人の進歩のために必要な方策（とくに長期計画の策定に関して）に関するセミナーの討論から出された結論と勧告についての事務総長覚書付属Ⅱに言及し、この結論と勧告に謝意を表して、他の地域でも同様のセミナーが開催されるよう希望した。

決議案の審議

347. 婦人の進歩と統一長期計画策定のための国連援助に関する決議案が、マレーシア、オランダ、フィリピン、トルコ、アラブ連合、ヴェネズエラから提出された（E/CN.6/L.519）。第2節(b)項の後に新しい1項を挿入するというオーストラリアの口頭による修正案が提案国に受け入れられた。共同提案国は本文第2節に「事務総長」という言葉を入れ、また専門諸機関の名前をあげるといふ改訂を行なった。

348. 1967年3月2日の第487次会議で、委員会は全会一致で修正通り決議案（E/CN.6/L.519/Rev.1）を採択した。決議文は次のとおりである。

12(XX) 農村地域における少女及び婦人の教育 と職業訓練

婦人の地位委員会は、

婦人の進歩と統一長期計画設定のための国連援助に関する事務総長覚書（E/CN.6/477）を感謝をもって審議し、

1. 婦人の進歩のための長期計画の中で、農村地域の少女及び婦人の問題に、

適切な注意と特別な研究がなされるよう、希望を表明する。

2. 事務総長、国際労働機関、ユネスコ、国連食糧農業機関、世界保健機関、ユニセフ及び諮問的地位にある関係民間団体は、できるだけ国内または地域的に総合して、農村地域の少女及び婦人の教育と職業訓練を促進するための活動や調査を強化するよう、要請する。なお、そのさい、次の点に援助の重点をおく。すなわち、少女と婦人が：——

- (a) 機械化と科学技術と農村工業の新たな発達によつてもたらされた農村地域及び農村家庭の社会経済的变化に適応すること。
- (b) 食糧、その他の農産物生産及び関連事業に十分参加すること。
- (c) 栄養、保健、衛生面における高水準の確保に積極的な役割を果たすこと。
- (d) 婦人が農村地域の発展に今後も寄与することができるように、パートタイム雇用を含む創造的生産的活動の新しい機会をとらえ、かつ作り出すこと。

3. これらの目的をめざす諸活動についての経過報告が、関係団体から婦人の地位委員会の近い将来の会議に提出されるよう、また、これらの報告は、後進国、先進国のいずれにおいても、農村と都市間の経験と技術援助を相互に交換することの偉大な可能性を考慮に入れるよう要請する。

349. 地域開発への婦人の参加に関する決議案がフィンランド、ガーナ、アラブ連合から提出された（E/CN.6/L.520）。チリ、ケニア、リベリアが後に共同提案国となつた。

350. 決議案を説明して、提案者の一人は事務総長報告（E/CN.6/473）の204と205節の結論から非常に影響を受けたとのべた。同代表は地域開発の問題は非常に重要であると考え、この決議案が全代表の支持を得るよう希望した。米国代表は本文第1節(b)項を次のように改訂する修正案を口頭で申入れた。即ち「これらの事業及び計画への婦人の貢献度とその性格」。この修正案は提案者に受け入れられた。

351. 1967年3月2日の第487次会議で、委員会は26対0、棄権

2で決議案(E/CN.6/L.520)を口頭による修正どおり採択した。
決議文は次のとおりである。

13 (XX) 地域開発計画への婦人の参加

婦人の地位委員会は、
地域開発計画への婦人の参加に関する予備報告(資料E/CN.6/473)
を審議し、
地域開発計画への婦人の参加に関する追加情報の必要を認め、

1. 事務総長は、次の点に関し追加情報をうるために、予備報告を国連及
び専門諸機関の加盟国、関係専門諸機関、諮問的地位をもつ関係民間団
体に、送付するよう要請する。

- (a) 婦人が参加している最近の地域開発事業及び計画。
- (b) これらの事業及び計画への婦人の貢献度とその性格。
- (c) 地域開発を通して婦人の地位が進められた方面。
- (d) それにより地域開発への婦人の貢献の範囲と内容が強化されたと思
われる手段。

2. 事務総長は、受けた情報を地域開発への婦人の参加に関する次の報告
に組入れ、できれば委員会次期会議に提出するよう、さらに要請する。

3.5.2. 中国、ケニア、リベリア、マレーシア、オランダ、フィリピン、米
国が決議案(E/CN.6/L.524)を提出した。これは経済社会理事会に
対し次の本文を含む決議案の採択を勧告するものであつた。

- 1. 上記セミナーの報告及びその結論と勧告に、加盟国政府ならびに関係
専門諸機関、ユニセフ、諮問的地位をもつ関係民間団体の注意を喚起す
る。
- 2. 加盟国に対し、婦人の進歩のための国内長期計画策定の努力を強化す
るよう要請する。また、これらの目的の早期実現を容易ならしめるため、

次の措置を勧告する。

(a) 理事会決議961F(XXXVI)に従つて、必要な国々に、婦人の
地位に関する国内委員会または類似の機関を設置すること。理事会決
議1068D(XXXIX)に従つて、このような国内委員会あるいは機
関の地域内での相互協力をすすめること。

(b) 婦人を政府の政策決定のポスト、特に、技術援助の要請提出の責任
をもつ委員会や審議会の委員に任命すること。

(c) 技術援助の要請提出にあつて、婦人の進歩を目的とする計画を優
先すること。

技術援助計画にもとづくフェローシップに、より多くの婦人を推せ
んすること。婦人に直接関係ある分野における専門家派遣事業をより
いっそう活用すること。

(d) 婦人の進歩に関する事項について調査を行ない、情報収集、広報の
中心となり、各分野における婦人の訓練及び再訓練を行なうための、
多目的の国内訓練センター及び地域的訓練施設をすすめること。

3. 事務総長が、国際人権年との関係で1968年中に、地域段階で婦人
の進歩について責任をもつ地域事務所をもうけることの可能性について
検討するよう、また、この事務所の地域経済社会委員会及び関連機能委
員会との関係を研究するよう要請する。

3.5.3. ガーナ代表は口頭で本文第2節(b)項は「婦人」の語の前に「資格を
もつ」の語を入れるように修正すべきことを申し入れた。この修正案は決
議案提案者に受け入れられた。オーストラリア代表は口頭で、本文第2節
(c)項の「優先する」の前に「国の総合的開発計画に関連して」を挿入する
ように修正することを申し入れた。フランス代表は同様の修正を本文第2
節序節について申し入れた。

3.5.4. 諸国の代表が国内的及び地域的な多目的訓練センターの設立につい
て疑問を表明し、このようなセンターに関する本文第2節(d)項の削除を申

し入れた。また、数人の代表が、婦人の進歩について責任をもつ地域事務所
の設立の可能性を研究するよう事務総長に要請する第3節に疑問を表明
した。彼らはこれは国連にとって重大な財政的負担を意味するものであり、
委員会が今会議でそのために残されている時間内に可能な以上の多くの審
議と研究を必要とすると考えた。

355 提案者は、討論で指摘された点と提出された修正案を考慮に入れ、
決議案(E/CN.6/L.254)を改訂した。オーストラリアとフランスの
代表の指摘にこたえるため、決議案提案者は次の修正に同意した。即ち、
理事会の採択を勧告する決議案の第2節前文の「婦人の進歩のための長期
計画」の前に「国の総合的開発計画の一環として」を入れるというもので
ある。

決議案第2節(d)項及び第3節も次のように改訂された。

(d) 婦人の進歩に関する事項について調査を行ない、情報収集、広報の中
心となり、各分野における婦人の訓練及び再訓練を行なうための、多目
的の国内訓練センターの設立または現存施設の活用計画をすすめること。

3 事務総長が、国際人権年との関係で1968年中に、地域段階で婦人
の進歩について責任をもつ地域事務所を、あるいは現在ある事務局内に
部局をもうけることの可能性について検討するよう、また、その検討の結果を
婦人の地位委員会第21回会議に報告するよう要請する。

356 1967年3月2日の第487次会議で、委員会は改訂された決議
案に次のとおり投票を行なった。

(a) 経済社会理事会の採択を勧告する決議案第2節(c)項は、23対4、
棄権5で採択された。

(b) 同決議案第2節(d)項は改訂どおり18対1、棄権13で採択された。

(c) 同決議案第3節は改訂どおり、18対4、棄権10で採択された。

(d) 決議案全体(E/CN.6/L.524)は修正どおり、20対4、棄権
8で採択された。

357 決議文は次のとおりである。

14(XX) 婦人の進歩のための国連援助

婦人の地位委員会は、

婦人の進歩のための統一的長期国連計画設定のために行なわれた活動の
概要をのべた事務総長覚書(E/CN.6/477)と、1966年12月
フィリピンのマニラで開催された、特に長期計画に関連して婦人の進歩
のために必要な方策に関するセミナーの報告(ST/TAO/HR/28)
を審議し、

婦人の地位に関する国内委員会または類似機関の任命及びそれらの機
関の地域内での相互協力に関する決議961F(XXXVI)と1068D
(XXXIX)を起想し、

数カ国政府が最近、婦人の地位に関する国内委員会及び類似機関を設
置したことに注目し、

これらの委員会あるいは機関の構成、組織、機能について情報や経験
を交換することは、将来その設置を意図する政府にとって有益であると信じ、

1. 事務総長は、現在ある婦人の地位に関する国内委員会、または、類
似機関の数、行なり業務、民間団体との関係について確かめるため、
加盟国に照会し、受けた回答にもとづいて、できれば婦人の地位委員
会第21回会議のために、報告書を作成するよう要請する。

2. 事務総長が、関係専門諸機関と協議の上、現在ある地域訓練施設や
センターについて、また、これらの施設が、婦人の進歩のために必要
な訓練や再訓練をどの程度提供しているか、あるいは提供しうるかにつ
いて検討し、できれば婦人の地位委員会第21回会議に報告するよう、
さらに要請する。

3. 経済社会理事会が、次の決議案を採択するよう勧告する。

<以下、第19章 決議案IV参照>

第10章 国際人権年

358. 総会は1963年12月12日の決議1961(XV. III)で、1968年を国際人権年と指定し、世界人権宣言採択20周年を記念して行なう方策及び活動の計画の準備を要請した。
359. その後の経過としては1968年に行なう行事、方策、活動の企画及び1968年にイランで開催される予定の国際人権会議の準備が進められてきた。
360. 1965年12月20日の決議2081(XX)で総会は、国際人権年に関連して行なう方策と活動の仮計画(決議付属)を承認し、国連加盟国、専門機関加盟国、地域的政府間団体、専門機関及び関係国際団体にその仮計画を示し、計画に対する参加と協力を要請した。総会は更に、同じ決議で1968年に行なう方策と活動の具体的内容に関しても人権委員会が勧告の準備を続けていることに注目した。
361. 人権委員会は第22回会議でこれら諸勧告の準備を完了し、国際人権年に関連して国連、加盟国、専門諸機関、国内団体及びその他の国際団体が行なうべき方策と活動の具体的な計画を総会が承認するよう、経済社会理事会に要請した。
362. 総会は1966年の第21回会議で、理事会の勧告に基づいて1966年12月19日の決議2217A(XXI)を採択し、決議付属にのべられた国際人権年のための方策と活動の具体的計画を承認した。
363. 総会は、決議2081(XX)で国際人権会議を1968年中に開催することを決定し、17人の委員から成る準備委員会を設立した。準備委員会の任務は1968年の会議の準備を完了すること、とくに会議の議題と会期と場所について総会の審議のための原案を作成し、必要な実績検討資料その他の文書の作成を指揮することである。国際人権会議準備委員会

は、第21、22回総会で審議するため、会議の準備の進捗状況について報告するよう要請された。

364. 準備委員会は1966年5月と6月に一連の会議を行ない、人権会議について、その性格、手続、議題、文書、期間、場所、期日、費用に関する多数の案を作成した。これらの案は第21回総会に提出された第1次経過報告書(A/6354)に記載されている。

365. 1966年の第21回総会は、準備委員会第1次経過報告書を審議し、人権会議及び準備委員会の今後の仕事と構成についての多数の決定を含む決議2217B(XXI)、2217C(XXI)、2217D(XXI)を採択した。

366. 決議2217C(XXI)で総会は、イラン政府の招請を感謝をもつて受け入れ、人権会議を1968年のできれば春にテヘランで開催することを決定した。総会は国連加盟国、専門機関加盟国、国際司法裁判所規程加盟国、及び総会が特に招請することを決定した国々に、人権会議への参加を要請した。人権関係の専門諸機関にもオブザーバーの派遣を求めた。

367. 総会は又、国際人権会議準備委員会第1次経過報告書に注目し委員会の業績に対して感謝の意を表した。更に総会は準備委員会に対し、人権委員会や婦人の地位委員会から寄せられる意見などを考慮に入れ、かつ第21回総会の討議、決議2217(XX)の決定及び国際人権規約の採択を念頭においた上で、総会決議2081(XX)第14節にしたがってその活動を続けるよう、また、会議準備のその後の経過を第22回総会に報告するよう要請した。総会は会議の重要性及び会議を成功させるための準備活動の重要性を更に認め、決議2217D(XXI)で準備委員会の委員数を17名から23名にふやすことを決定した。

368. 婦人の地位委員会の勧告に基づいて、経済社会理事会は1966年7月22日の決議1135(LI)を採択し、その中で理事会は、現代世界における婦人の権利の問題を国際人権年の事業計画と国際人権会議の議

題中に含める事が重要であるとのべ、また1968年に予定されている婦人の進歩のための統一的長期国連計画の発足は、国際人権年のもつとも重要な事業となるものであるとのべている。さらに理事会は、婦人に対する差別撤廃宣言案に集大成された諸基準は国際人権年の主要目標となるものであるとの所信を表明している。

369 国際人権年準備委員会の第1次経過報告書(A/6354)は、人権委員会決議7(XXII)に言及し、その決議で準備委員会は、国際人権会議についての進捗状況を人権委員会と婦人の地位委員会に常時知らせるよう要請されていると述べ、そこで準備委員会のすべての文書を婦人の地位委員会の利用に供するため議長に送付するよう事務総長に要請したと述べている。

370 1967年3月3日第489次及び第490次会议で婦人の地位委員会は国際人権年に関する議題11を審議した。この問題に関する国連諸機関の活動を概括し、国際人権会議準備委員会第1次経過報告書に委員会の注意を求めた事務総長覚書(E/CN.6/480)が提出された。

371 国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/181)と世界労連(E/CN.6/NGO/190)から意見書が提出された。

372 一般討議の中で、国際人権年は人権のために非常に有意義な貢献をなすものであり、世界中の婦人の発展向上のためのこよなき機会を提供するものであることが指摘された。1967年の総会で採択が期待されている婦人に対する差別撤廃宣言案及び、婦人の進歩のための統一的長期国連計画に関する諸勧告は、1968年の国際人権会議でとりあげる婦人の地位に関する議題項目を審議するにあつての基礎とすべきであるという示唆があり、又、委員会が国際人権会議に関して勧告をする機会を今後ももつことが望ましいという意見がのべられた。

373 これに関連して数人の代表者は婦人の進歩のための統一的長期国連計画に関する勧告は国際人権会議の前にもつと完全なものを作りあげると

とが重要であるという見解を述べた。経済・社会開発における婦人の役割に関する質問書に対する各国政府及び民間団体の回答が1968年の委員会会議に提出されるはずであることが指摘された。

決議案の審議

374 委員会は第490次会议でメキシコ提案の決議案(E/CN.6/L.527)を審議した。フランスとフィリピンが後に共同提案国になった。

375 提案者の口頭による修正を経た決議案文は次のとおりである。

「婦人の地位委員会は、

「総会が、決議1961(XVⅢ)で、1968年を世界人権宣言20周年を記念して国際人権年としたことを想起し、

「国際人権年を記念して1968年春、テヘランにおいて開催される「国際人権会議」の仮議題に、議題11(c)として、婦人の進歩のための統一的長期国連計画についての審議が含まれていることに注目し、

「婦人に対する差別撤廃宣言案が、1967年の第22回総会で採択されるよう希望し、

「経済社会理事会が、1966年8月5日の決議1156Ⅱ(XLI)において、経済、社会、人権の分野における国連事業計画の詳細な審議を容易ならしめるため、婦人の地位委員会は引続き毎年開催すべきであると決定したことを満足をもつて注目し、

1 婦人の進歩のための統一的長期国連計画の指針策定の目的で、経済社会理事会が、1966年7月26日の決議1133(XLI)により事務総長に対し作成方要請した、経済的、社会的発展における婦人の役割に関する質問書への回答を、婦人の地位委員会が審議できるようにするため、1968年の委員会会議を国際人権会議の召集に先立つて開催するよう経済社会理事会が必要な措置をとることを要請する。

・ 2 委員会第19回会議に提出された婦人の進歩の爲の国連援助に関する事務総長報告書と婦人の進歩の爲に加盟国が利用しうる資源に関する出版物を、国際人権会議に提供するよう、事務総長に要請する。

376. フィリピン代表は、決議案前文第2節の終りに、¹ 婦人の地位委員会の議題でもあり、また1966年マニラで開催された国連地域セミナーでの研究テーマでもあつた² の言葉の追加と、本文第2節の終りに³ 特に長期計画の策定に関連して婦人の進歩のために必要な方策に関するセミナーの報告(ST/TAO/HR/28)⁴ という言葉の追加を提案した。これらの修正案は決議案提案者達に受け入れられた。

377. 決議案の本文第2節の審議の際、何人かの代表達は、婦人に対する差別撤廃宣言のテキストを、国際人権会議に提供する資料の中に入れるべきであるという意見をのべた。また、委員会の活動を簡単に記述し、国連諸機関の採択した婦人の地位に関する最も重要な決議と、国連や専門諸機関が採択したこの分野の条約の実質条項とを収録して、パンフレットを作成してはどうかという示唆があり、このパンフレットも、国際人権会議に提出すべきであるとされた。

378. 総会が設立した国際人権会議準備委員会の要請で、現在次の2つの基礎的資料を作成中であることが報告された。その1つは世界人権宣言採択以来、人権の分野において国連がとつた措置を網羅したもの。第2は人権の分野において国連が用いた方法に関するものである。どちらも婦人の地位に関して独立の章を設けている。委員会は又、国連や専門機関の採択した条約、宣言その他の文書のテキストが国際人権会議の各参加者に提供されることになることもしらされた。

379. 何人かの代表は決議案の本文第2節について留保を表明した。それは委員会が人権会議に提出する文書を今決定するのは時期尚早ではないかと考えたからである。提出文書の選択は婦人の進歩のための統一的長期計画に関する次期会議の決定に大きく依存している。国際人権会議準備委員

会は会議のための実績検討資料その他の資料の作成を計画し、指揮する責任を与えられている(総会決議2081(XX)第14節)ことも指摘された。

380. オーストラリア代表は、決議案本文第2節を書き換え、第3節を加えるという提案を口頭で行なつた。修正案は次のとおりである。

・ 2 国際人権会議に提出される資料の中に、次のものが含まれるよう勧告する。

・ (a) 婦人に対する差別撤廃宣言

・ (b) 婦人の進歩のための国連援助に関する事務総長報告

・ (c) 婦人の進歩のために加盟国が利用できる資源についての出版物

・ (d) 1966年12月、マニラで開催された、特に長期計画の策定に関連して婦人の進歩のために必要な方策に関するセミナーの報告(ST/TAO/HR/28)

・ 3 事務総長が、婦人の地位委員会第20回会議における議題「国際人権年」の討議の要録を、国際人権会議準備委員会に提出するよう要請する。

この修正は決議案の提案者達に了承された。

381. 英国、ソ連、ポーランドの各代表は、改訂された決議案の本文第2節の削除を提案したが、これは16対10、棄権3で否決された。

382. 1967年3月3日 第490次会議で委員会は決議案(E/CN.6/L.527)を27対0、棄権2で修正通り採択した。決議文は次のとおりである。

15(XX) 国際人権年

婦人の地位委員会は、

総会が、決議1961(XVII)で、1968年を世界人権宣言20周年を記念して国際人権年としたことを想起し、

国際人権年を記念して1968年春、テヘランにおいて開催される「国際人権会議」の仮議題に、議題11(c)として、婦人の地位委員会の議題でもありまた1966年、マニラで開催された国連地域セミナーでの研究テーマでもあつた婦人の進歩のための統一的長期国連計画についての審議が含まれていることに注目し、

婦人に対する差別撤廃宣言案が、1967年の第22回総会で採択されるよう希望し、

経済社会理事会が、1966年8月5日の決議1156 II (XLI)において、経済、社会、人権の分野における国連事業計画の詳細な審議を容易ならしめるため、婦人の地位委員会は引続き毎年開催すべきであると決定したことを満足をもつて注目し、

1. 婦人の進歩のための統一的長期国連計画の指針策定の目的で、経済社会理事会が、1966年7月26日の決議1133 (XLI)により事務総長に対し作成方要請した、経済的、社会的発展における婦人の役割に関する質問書への回答を、婦人の地位委員が審議できるようにするため、1968年の委員会会議を国際人権会議の召集に先立つて開催するように経済社会理事会が必要な措置をとることを要請する。

2. 国際人権会議に提出される資料の中に、次のものが含まれるよう勧告する。

(a) 婦人に対する差別撤廃宣言

(b) 婦人の進歩のための国連援助に関する事務総長報告

(c) 婦人の進歩のために加盟国が利用できる資金についての出版物

(d) 1966年12月、マニラで開催された、特に長期計画の策定に関連して婦人の進歩のために必要な方策に関するセミナーの報告 (ST/TAO/HR/28)

3. 事務総長が、婦人の地位委員会第20回会議における議題「国際人権年」の討議の要録を、国際人権会議準備委員会に提出するよう要請する。

第11章 委員会の決議及び勧告の 国内法に及ぼす影響

383. 委員会は第489次会議で議題12 (委員会の決議及び勧告の国内法に及ぼす影響)を審議した。この問題に関する事務総長報告書 (E/CN.6/437/add.1) が提出された。

384. 事務総長代理はこの報告書について説明し、これは1965年の委員会第18回会議に提出された報告書 (E/CN.6/437) の内容を補足したものであるとのべた。すなわち、委員会決議14 (XVIII) に従つて、事務総長は各国政府に第1次報告書を送付し、その中の各国立法に関する情報を補足するよう依頼した。今回の報告書は、この事務総長の要請に応じた37ヶ国政府の回答に基づくものである。報告書は政治的権利と私法上の婦人の地位に関して、委員会の決議と勧告が国内法に及ぼす効果について見たものであるが、事務総長は、委員会第22回会議のために次の報告書を作るときは、委員会決議の関係する他の分野、たとえば経済的権利の分野についての情報をもいれる事を考えている、これは、第18回会議で多くの代表がのべた見解を考慮してのことであると事務総長代理はのべた。

385. 事務総長報告書の貴重な情報に対して満足の意が表明された。2、3の代表達は委員会に提出され報告書は委員会の事業の成果や委員会決定の効果を測るのに非常に役に立つという意見を述べ、事務総長が婦人の経済的権利及び機会に関する委員会の決議と勧告が国内法に及ぼす影響について次回報告書を作成することに同意した。その報告書はまた、婦人の政治的権利と私法上の婦人の地位に関する追加情報をも含むことになる。

第12章 結婚婦人の国籍

3.8.6 委員会は第489次会議で議題13（結婚婦人の国籍）を審議した。結婚婦人の国籍に影響する最近の立法の変化に関する事務総長追加報告書（E/CN.6/471）が提出された。この報告書には、同じテーマの報告書が最後に出版された1963年以後、結婚婦人の国籍条約に批准又は加入した国の情報も入っている。委員達はこの報告書に関心をもつて注目した。

第13章 人権委員会第22回会議（1966年）及び少数者の差別防止及び保護に関する小委員会第19回会議（1967年）に出席した婦人の地位委員会代表の報告

3.8.7 委員会は1967年3月3日の第489次会議で議題14を審議した。まず婦人の地位委員会を代表して人権委員会第22回会議（1966年3月8日から4月5日）に出席したヘレナ・ベニテス女史（フィリピン）の報告を聞いた。

3.8.8 ベニテス女史はその口頭報告で、人権委員会第22回会議の2つの主要な議題は、国際人権年とあらゆる形の宗教的偏狭撤廃に関する宣言案及び国際条約案であつたと述べた。女史は又、人権委員会は国際人権年に関する決議7（XXII）で、国際人権会議に関する経過を婦人の地位委員会に常時知らせるよう要請したとのべた。女史は婦人の地位委員会の委員達は、委員会が特に関心をもっている問題は何かを、国連諸機関の自国代表に報告する必要があると強調した。女史は、総会決議2081（XX）及び2217D（XXI）で定められた国際人権会議準備委員会の構成は委員会と準備委員会との関係を密接にし、両機関が一層協力を深めるよい機会をもたらすであろうとのべた。また、同代表は、準備委員会が会議の仮議題に婦人の進歩及び統一的長期計画の樹立に関する一項を含めたこと、及び総会が国際人権年の目標の一つとして婦人の地位委員会が最も重要視している婦人に対する差別撤廃宣言案の採択をとりあげたことを満足をもつて注目した。

3.8.9 私法上の婦人の地位に関する議題審議の過程で委員会は、婦人の地位委員会を代表して少数者の差別防止及び保護に関する小委員会第19回

第14章 全米婦人委員会の報告

会議(1967年1月4日から23日)に出席したマリア・ラバール・ウルピナ女史(メキシコ)の口頭報告を聞いた。第477次会議において、ラバール・ウルピナ女史は、小委員会第19回会議が婦人にとって特に重要な2つの議題、すなわち婚姻外出生者に対する差別の研究に関する特別報告者ヴィエノ・ボワット・サアリオ氏の最終報告書(E/CN.4/Sub.2/265)と、特別報告者モハメッド・アメッド・アブ・ランナット氏が行なつた裁判における平等の研究に関する経過報告書(E/CN.4/Sub.2/266)を審議したことを委員会に報告した。第1の議題に関してウルピナ女史は、特別報告者の報告書と婚姻外出生者の平等無差別に関する一般原則案を婦人の地位委員会第20回会議に提出するよう事務総長に要請する小委員会決議1(XIX)(E/CN.4/930 204節)に言及して満足の意を表し、また、この要請に従つて婦人の地位委員会は特別報告者の報告書を審議し、勧告(上記244節参照)を作成することができたとのべた。裁判における平等の研究に関して女史は、特別報告者が最終報告書の作成にあつて、未だに世界の多くの国々に存在している婦人に対する法律上及び事実上の差別を考慮に入れるよう、との希望を小委員会でのべた。この分野での婦人に対する差別の特別な事例について、同女史は特に結婚婦人の民事上の能力を極度に制限し、婦人に証人や後見人のような特定の能力の行使を認めない、ラテンアメリカの多くの民法にみられる規定について、又、犯したものが夫であるか妻であるかによつて姦通罪の取扱いが異なるという形で多くの国に刑法上の婦人に対する差別が存在していることものをべた。

390. 委員会は第490次会議で議題15(全米婦人委員会の報告)を審議した。全米婦人委員会から報告書(E/CN.6/482)が提出された。
391. 報告書の説明にあたり、全米婦人委員会代表は同委員会の歴史を簡単にのべ、これまでアメリカ諸国の婦人の為に行なつて来た活動について説明した。また、近い将来に計画している地域会議についてもものべた。
392. 婦人の地位委員会のある委員達は全米婦人委員会の活動及び報告書に感謝を表明したが、また他の委員達は、同様な政府間団体に対しても婦人の地位委員会と協力して活動するよう奨励することが望ましいと考え、このような団体の1つが行なつた活動だけが委員会で審議されるのは遺憾であるとのべた。
393. ドミニカ共和国のオブザーバーが意見発表を行なつた。

第15章 婦人の地位に関する通信

394. 議題16に関連し、経済社会理事会決議76(V)——決議304 I (XI)により修正——にもとづいて、事務総長は、1966年1月1日から11月30日までに婦人の地位に関する通信は1つも受け取っていないことを委員会に報告した(E/CN.6/CR.19)。第490次会议で委員会はこの情報に注目した。

395. 委員会は1967年3月2日の非公開会議において機密通信リスト(S.W. 機密リスト/613)を受け取り、それに注目した。

第16章 委員会の事業総覧。事業計画の検討と優先審議事項の設定。文書作成の統制と制限

396. 委員会は第490次会议で議題17を審議した。次の事務総長報告書が提出された——委員会の事業及び国際的成果総覧の追加報告(E/CN.6/3.7.2/Add.5)、婦人の地位に関する国連販売出版物に関する覚書(E/CN.6/469)、事業計画の検討、優先審議事項の設定及び文書の統制と制限に関する覚書(E/CN.6/483)、会議開催の規則に関する覚書(E/CN.6/489)。

事業計画の検討の際、委員会の議題が過重であること、将来の事業計画作成にあたっては効果と重要性の大きい議題を優先的に考えるべきであるという指摘があつた。第21回会議の議題設定の際にはこれらの点を考慮するよう希望された。

397. 数人の代表達は、1968年の委員会会議を重要視していることを強調し、婦人の地位委員会を毎年開催するという経済社会理事会の決定を歓迎した。きたるべき国際人権会議が1968年春に、テヘランで開催される予定であることから、多数の代表達は第21回会議をこの会議の前に行なう必要を強調した。

398. 又、委員会会議の運営をよりよくすすめるために、また、最近の委員国数の増加にかんがみ、最近委員国数が増加した他の国連機関で行なわれたように、会期を延長する可能性について考慮してよいのではないかという指摘があつた。

399. 数人の代表達は、委員会に出された貴重な文書を充分審議するために、議題には、代表があらかじめその資料を充分研究できる項目のみを含めることが望ましいことを指摘した。

400 委員会の採択した事業計画は以下に掲げる通りである。

I 最優先事業

(1968年婦人の地位委員会第21回会議審議事項)

A 継続事業	文 書	根 拠
事業		
1. 婦人の政治的権利		
(a) 政治的権利の分野における進歩の成果 (毎年)	憲法、選挙法その他の法律に関する事務総長追加報告書	経済社会理事会決議120A(V)、587B(XX)、1132(XLI)
(b) 信託統治地域における婦人の地位 (隔年)	事務総長報告書	委員会：第3回(E/1316、18節)第15回(E/3464、205、215、216節)
2. 人権の分野における助言的事业 (毎年)	(i) 事務総長報告書 (ii) 1967年の婦人に関するセミナー報告書	総会決議926(X) 委員会第13回決議IB(XIII)、(E/3228、30節)
3. 経済的権利及び機会 婦人の雇用に関係のあるILO活動 (毎年)	ILO報告書	経済社会理事会決議821NE(XXXII) 961D(XXXV) 961E、(XXXV)。

4. 人権に関する定期報告

(毎年)

5. 委員会事業及び国際的成果総覧

(毎年)

6. 婦人の地位に関する国連販売出版物

(毎年)

B 特別計画

1. 私法上の婦人の地位

(a) 家族法の分野で将来の計画のための示唆を伴った、委員会
のその分野における
事業の検討

1967年6月30日までの期間の、報道の自由に関する各国政府及び専門機関の報告書

事務総長追加報告書

事務総長覚書

事務総長報告書

委員会第17回決議7

(XVI)(E/3749.90

節)第18回決議12

(XVII)(E/4025.233.

316節)、第19回決議

14と15(XIX)(E/

4175、337、340、

334節)

経済社会理事会決議

1074C(XXXIX)

委員会第14回(E/

3360、144節)第15

回(E/3464、203節)

委員会第16回、決議13

(XVI)(E/3606/Rev.

1、157節)

委員会第19回(E/4175、

289節)

(b) 未婚の母の地位	事務総長報告書	委員会第20回、決議 6 (XX) (前掲244節)
2. 婦人の教育の機会 少女と婦人の技術的 職業的訓練の機会	ユネスコ報告書	委員会第18回(E/2571 71節)第18回(E/4025 316節)、第19回(E/ 4175、374節)、第 20回(前掲250節)
3. 婦人の進歩の為の国 連援助		
(a) 国の経済的社会的 発展への婦人の参加	質問書への回答を含む事 務総長報告書	経済社会理事会決議 1133 (XLI)
(b) 婦人の地位に関す る国内委員会	事務総長報告書	委員会第20回決議14 (XX) (前掲357節)
(c) 地域訓練センタ ーや施設の検討	事務総長報告書	委員会第20回決議14 (XX) (前掲357節)
(d) 地域事務所設置の 可能性の研究	事務総長報告書	委員会第20回決議14 (XX) (前掲357節)
(e) 婦人の進歩のため の長期計画の策定	事務総長報告書	経済社会理事会決議 1133 (XLI) 1134 (XLI)
4. 家族計画の婦人の地 位への影響	事務総長報告書	委員会第18回決議7 (XVII) (E/4025、 157節)、第19回決 議4 (XIX) (E/4175、 218節)

5. 地域開発への婦人の 参加	事務総長報告書	委員会第20回決議13 (XX) (前掲351節)
6. 経済的権利及び機会 科学的技術的進歩の 婦人労働者の地位に及 ぼす影響に関するI L Oの研究及び活動	I L O 報告書	委員会第19回決議12 (XIX) (E/4175、 328節)、第20回決 議9 (XX) (前掲307 節) 経済社会理事会決議 1136 (XLI)

II 次会期以後の事業計画 (注)

1. 婦人の政治的権利 (隔年)	憲法、選挙法その他の法 律及び婦人参政権条約の 履行に関する事務総長報 告書	経済社会理事会決議132 (XLI)
非自治領における婦 人の地位	事務総長報告書	委員会第3回(E/1316 18節)、第15回(E/ 3464、205、215、 216節)
2. 私法上の婦人の地位 婚姻の同意、最低年 令及び登録に関する勤 告の履行	勧告の諸原則の実施方法 に関する各国政府の報告 を含む事務総長報告書	総会決議208 (XX)

3. 婦人の進歩のための 国連援助 農村地域の少女と婦 人の教育及び職業訓練	関係専門機関の活動に 関する報告書	委員会第20回決議12 (XX)(前掲348節)
4. 婦人の教育の機会 (a) 男女共学	ユネスコ報告書	委員会第19回(E/4175 374節)
(b) 婦人に特に関係の あるユネスコ活動 (隔年)	ユネスコ報告書	経済社会理事会決議154 F(VI)、961D(XXXV) 961E11(XXXV) 委員会第17回決議4 (XVI)(E/3749、61 節)、第18回決議12 (XVII)(E/4025、 233、316節)第19 回決議11(XIX)(E/ 4175、301節)
5. 経済的権利及び機会 (a) 少女と婦人の技術 的職業的教育及び訓 練(この問題に関す る国連機関の勧告の 履行の成果の検討)	事務総長報告書(関係専 門機関と共同の)	委員会第18回決議12 (XVIII)(E/4025、 233節)
(b) 婦人のパートタイ ム労働	ILO報告書	委員会第18回決議11 (XVIII)(E/4025、 227節)、第19回(E/ 4175、233節)

6. 同一労働同一賃金 (隔年)	ILO報告書	経済社会理事会決議 504G(XVI)、884 B(XXXV)、委員会第 16回決議4(XVI)(E/ 3606/Rev.1、52節) 委員会第16回(E/3606 /Rev.1、148-150 節)、第17回(E/3749、 188節)、第18回決議 14(XVII)(E/4025、 268節)、第20回(前 掲384節)
7. 委員会の決議及び勧 告の国内法に及ぼす影 響 (隔年)	事務総長報告書	経済社会理事会決議 547D(XVII)、委員会 第14回(E/3464、 206節)
8. 結婚婦人の国籍 (隔年)	事務総長追加報告書	

(注) ここに掲載した事業に加えて、委員会は前記1-Aの部にあげた次の事業も継続事業として毎年審議する。1(a)、婦人の政治的権利の分野における進歩の成果。2、人権の分野における助言的事业。3、婦人の雇用に関係のあるILO活動。4、人権に関する定期報告。5、委員会事業及び国際的成果総覧。6、婦人の地位に関する国連販売出版物。

Ⅲ 出 版 物

婦人の地位に関するニュースレター	年2回(2月と9月)	委員会第4回(E/1712、93節)
結婚婦人の法的地位改訂版	1967年	経済社会理事会決議864 D II (XXXVI)
(国連出版物販売番号57、N.8)		
憲法、選挙法その他婦人の政治的権利に関する法律に関する総合報告書	1967年又は1968年	委員会第20回決議3 (XX) (前掲179節)
後見を含む親の権利と義務に関する事務総長報告書	1968年	委員会第20回決議5 (XX) (前掲225節)

第17章 委員会第21回会議開催場所

401. 第21回婦人の地位委員会会議開催場所に関する決議案(E/CN.6/L.526) がチリ、ホンデュラス、メキシコ、オランダ、ペルー、ベネズエラの代表から提出された。

402. 1967年3月3日の第490次会議で委員会は、決議案を全会一致で可決した。決議文は次のとおりである。

16 (XX) 婦人の地位委員会第21回会議開催場所

婦人の地位委員会は、
加盟国の招請がない限り、第21回会議を1968年にジュネーブで開催するよう経済社会理事会に勧告する。

第18章 報告書の採択

403. 1967年3月6日の第491次会議で婦人の地位委員会は、経済社会理事会へ提出する第20回会議報告書を全会一致で採択した。

第19章 経済社会理事会の採択を求める決議案

I

婦人に対する差別撤廃宣言案

経済社会理事会は、

婦人に対する差別撤廃宣言案に関する婦人の地位委員会決議I (XX) に注目し、

本決議に付属する宣言案改正テキストを総会に提出する。

付 属

婦人に対する差別撤廃宣言案

前 文

総会は、

国際連合の諸国民が、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳ならびに男女の同権についての信念を再確認したことを考慮し、

世界人権宣言が無差別の原則を確認し、すべての人間は生れながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であり、すべての人が性別による差別をはじめいかなる種類の差別をも受けることなく、宣言のかかげるすべての権利と自由とを享有することができることを宣言していることを考慮し、

一切の差別の撤廃および男女同権の促進を意図して国連及び専門諸機関の採択した決議、宣言、条約および勧告を考慮にいれ、

国連憲章、世界人権宣言、及び国連と専門諸機関が採択したその他の文書にもかかわらず、また権利の平等に関する進歩の実績にもかかわらず、婦人に対するかなりの差別が依然として存続することに関心をいだき、

婦人に対する差別は人間の尊厳及び家族と社会の福祉に反し、婦人が国の政治的・社会的・経済的・文化的生活に、男子と同等に参加することを妨げ、また、国家と人類への寄与に役立つ婦人の能力の完全な開発に対する障害で

ふると考え、

国の豊かな且つ完全な発展と世界の福祉ならびに平和のためには、すべての分野の男女の最大限の参加を必要とすると確信し、

男女平等の原則に法律上事実上の全世界的承認を確保することが必要であると考え、

厳しゆく本宣言を公布する。

第 1 条

男女の同権を事実上否定または制限する性にもとづく差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。

第 2 条

婦人を差別的に扱い現行の法律、習慣、規則および慣行を廃止し、男女の権利の平等に対し充分な法的保護を確立するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

(a) 同権の原則は各国の憲法またはそれに相当する法律にうたわれねばならない。

(b) 婦人に対する差別撤廃に関する国連および専門諸機関の国際文書は、できるだけ早く批准し、完全に実施しなければならない。

第 3 条

偏見を打破し、婦人が劣等であるという考え方にもとづく習慣的その他すべての慣行を廃止する方向に、与論を育成し国民の熱意を向けるために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。

第 4 条

次の権利はいかなる差別もなく男子と同等に婦人に保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。

(a) すべての選挙において投票する権利とすべての公選機関への選挙における被選挙権。

(b) すべての公的の国民投票における投票権

(c) 公職につき、すべての公務を行なう権利

これらの権利は立法によつて保証されねばならない。

第 5 条

婦人は国籍を取得し、変更し、または保持する男子と同一の権利をもたねばならない。他国人との婚姻が、あるいは妻を無国籍とし、あるいは夫の国籍を妻に強制することによつて、妻の国籍に自動的に影響を及ぼしてはならない。

第 6 条

1. 既婚または未婚の婦人に対して、民事法の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、とくに立法による措置をはじめとしてすべての適切な方策が行なわれなければならない。

(a) 婚姻中の取得財産をも含め、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利

(b) 法的能力とその行使の平等に対する権利

(c) 移動の自由に対する権利

2. 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。

とくに、

(a) 婦人は夫を自由に選び、自己の自由且つ完全な同意によつてのみ婚姻する権利をもたねばならない。

(b) 婦人は婚姻中及び婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたねばならない。

(c) 両親は子に関する事項について平等の権利と義務をもたねばならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先するものとする。

3. 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年令を規定し公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、立法措置をはじめ効果的な措置が行なわれなければならない。

第 7 条

婦人を差別する一切の刑法上の規定はあらためられねばならない。

第 8 条

あらゆる形の婦人売買及び婦人の売春搾取とたたかうために、立法をはじめすべての適切な方策が行なわれねばならない。

第 9 条

既婚または未婚の少女と婦人に対し、すべての段階の教育において男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

- (a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設で教育を受ける機会及びこれらの学校での勉学における平等の条件。
- (b) 共学の施設であると否とを問わず、同一の学課選択、同一の試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の校舎と設備
- (c) 奨学金その他の勉学補助金から利益を受ける平等の機会。
- (d) 成人向け読み書き教育計画を含む継続教育計画に受入れられる平等の機会。
- (e) 家族の健康及び福祉の確保をたずける教育的情報を受ける機会

第 10 条

1. 既婚または未婚の婦人に対し、経済的・社会的生活の分野において男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

- (a) 婚姻上の地位その他いかなる理由による差別をも受けることなく、職業教育を受ける権利、働く権利、職業と雇用の自由な選択の権利、専門的職業をもふくめ職業上の昇進の権利。
- (b) 同一価値の労働に関し男子と同一の報酬及び待遇の平等に対する権利。

(c) 有給休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令またはその他の労働不能に関する保障を与えられる権利。

(d) 男子と同等に家族手当をうける権利。

2. 母性の故に婦人が差別を受けることを防止し、これら婦人の実効ある労働権を保証するために、元の雇用への復帰の保証を伴う有給出産休暇の付与及び保育施設をはじめ必要な社会サービスの用意のための措置が講じられねばならない。

第 11 条

男女同権の原則は、国連憲章ならびに世界人権宣言の諸原則にしたがつてすべての国において実施されなければならない。

故に、政府、民間団体及び個人は、本宣言の掲げる諸原則の実施を促進するために、全力を挙げるよう促がされる。

(第 15 - 151 節参照)

II

後見を含む親の権利と義務

経済社会理事会は、

男女同権の原則が、国連憲章及び世界人権宣言に厳しゆくに宣言されていることを考え、

子に関する権利と義務の行使における父母間の平等についての 1955 年 8 月 3 日の理事会決議 587 D II (XX) を想起し、

多くの法制において、平等の原則にもとづく親権の共同行使の方向への傾向が一般に認められることを歓迎し、

ある国々においては、未成年の子の監護と後見及び家庭内での親権が父親一人によつて、あるいは主として父親によつて行使されることに注目し、

ある国々では、父母が未成年の子の扶養について平等の義務をもたず、また、ある国々では、未成年の子の財産の後見が父親一人によつて、あるいは

主として父親によつて行使されていることに注目し、

婚姻の解消に際し、ある国々では、親の性別が未成年の子の後見、監護に関する決定を行なうにあつての決定要因となつていことにさらに注目し、

1. 加盟国政府が、親の権利と義務の行使に、男女間の平等を保証するため、可能なすべての措置をとるよう勧告する。

2. 各国の立法の特殊性を考慮に入れ、またあらゆる場合に子の利益が優先すべきことを念頭に置いた上で、以上の平等を保証するため次の諸原則を勧告する。

(a) 婦人は、未成年の子の後見及び保育、監護、教育、扶養を含む親権の行使に関して男子と同等の権利と義務をもたねばならない。

(b) 両配偶者は、未成年の子の財産管理について、同等の権利と義務をもたねばならない。但し、この権利、義務は、子の利益のための管理であることを最大限に保証するに必要な法的制限を伴うものとする。

(c) 離婚、婚姻取消、または裁判別居の際の子の監護に関する手続においては、子の利益が優先的に考慮されねばならない。

(d) 離婚、婚姻取消、または裁判別居に際しての、子の監護、後見、その他の親権の決定に関しては、男女の間にいかなる差別をももたせてはならない。

(第202-225節参照)

III

婦人の高等教育の機会

経済社会理事会は、

経済・社会開発に婦人の能力を十分に活用する必要及び責任ある地位につかせることを目的として少女と婦人を男子と同等に訓練するための高等教育の重要性に留意し、

このように婦人の能力を十分に活用するためには、高等教育に入る以前ま

たはその修学中における勉学の中断の原因となる要因についての考察を必要とすることを認め、

高等教育に入る以前及び高等教育のすべての段階においてのガイダンス・サービスの役割の重要性に留意し、

急速に変化する世界の要求と国家的要求に個人を常に適応させていくよう援助するため、一生を通しての教育のためのあらゆる方策が男子と同様に婦人にも適用されねばならないと信じ、

加盟諸国に対し次のことを勧告する。

(a) 女子学生が、利用できる高等教育施設のうちから、自己の適性に合った学校、大学、技術その他の訓練施設をえらぶのを援助するガイダンス・サービスの確立を推進、奨励し、高等教育をうけたい、あるいは再びはじめたいと希望するすべての成年婦人にこれと同様のガイダンス・サービスを提供すること。

(b) 少女及び婦人が男子と同様に、中等教育の終了に際しあるいは中断の後、特に、奨学金、夜間及び通信教育、ラジオ・テレビによる教育、未婚女子学生のための住居施設、勉学のための休暇、その他それぞれの国に適した方法により高等教育の機会を利用するよう、奨励すること。

(c) 男子と同等の条件による婦人の高等教育の機会を促進すること。

(d) 高等教育を終了した婦人に、彼らが教育によつて就職の資格をえたすべての職種、職業への機会を保証すること。

(第269-277節参照)

IV

婦人の進歩のための国連援助

経済社会理事会は、

婦人の進歩のための統一的長期国連計画の策定に関する1962年12月7日の総会決議1777(XVII)及び1965年12月6日の決議

2059 (XX) を想起し、

理事会が決議 1133 (XLII) のなかで、加盟国に対し、各自国において、もしできれば 1967 年末までに婦人の進歩のための長期計画を策定するよう要請したことをさらに想起し、

1966 年 12 月、フィリピンにおいて開催された、とくに長期計画に関連して婦人の進歩のために必要な方策に関するセミナーの報告 (ST/TAO/HR/28)、及び特に、このセミナーの討議から出された結論と勧告を興味深く注目し、

1968 年の国際人権年が、国内的、国際的に婦人の進歩のための長期計画に焦点をあてるよい機会となることを考え、

1. 上記セミナーの報告及びその結論と勧告に、加盟国政府ならびに関係専門諸機関、ユニセフ、諮問的地位をもつ関係民間団体の注意を喚起する。
2. 加盟国に対し、国の総合的開発計画の一環として、婦人の進歩のための国内長期計画策定の努力を強化するよう要請する。また、これらの目的の早期実現を容易ならしめるため、次の措置を勧告する。

(a) 理事会決議 961 F (XXXVI) に従って、必要な国々に、婦人の地位に関する国内委員会または類似の機関を設置すること。理事会決議 1068 D (XXXIX) に従って、このような国内委員会あるいは機関の地域内での相互協力をすすめること。

(b) 資格をもつ婦人を政府の政策決定のポスト、特に、技術援助の要請提出の責任をもつ委員会や審議会の委員に任命すること。

(c) 技術援助の要請提出にあたって、婦人の進歩を目的とする計画を優先すること。技術援助計画にもとづくフェローシップに、より多くの婦人を推せんすること。婦人に直接関係ある分野における専門家派遣事業をよりいっそう活用すること。

(d) 婦人の進歩に関する事項について調査を行ない、情報収集、広報の中心となり、各分野における婦人の訓練及び再訓練を行なうための、多目

的の国内訓練センターの設立または現存施設の活用計画をすすめること。

3. 事務総長が、国際人権年との関係で 1968 年中に、地域段階で婦人の進歩について責任をもつ地域事務所を、あるいは現在ある事務局内に部局をもうけることの可能性について検討するよう、また、その検討の結果を婦人の地位委員会第 21 回会議に報告するよう要請する。

(第 352-357 節参照)

V

委員会報告書

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会第 20 回会議報告書 (E/4316) に注目する。

付 属

付 属 I

婦人の地位委員会第20回会議で審議された文書一覧

一般シリーズとして出された文書

A/6447

憲法・選挙法・その他婦人の政治的権利に関する法律：事務総長総合報告書

E/CN.6/372/Add.5

委員会事業及び国際的成果総覧：事務総長追加報告書

E/CN.6/437とAdd.1

委員会の決議及び勧告の国内法に及ぼす影響：事務総長報告書

E/CN.6/451とAdd.1-2

少女と婦人の高等教育の機会：ユネスコ報告書

E/CN.6/464

非自治領の婦人の地位に関する情報：事務総長報告書

E/CN.6/465

婦人の雇用に関するILO基準：ILO報告書

E/CN.6/466とAdd.1

委員会第20回会議仮議題

E/CN.6/466/Rev.1

委員会で採択された第20回会議議題

E/CN.6/468

同一労働同一賃金：ILO追加報告書

E/CN.6/469

婦人の地位に関する国連出版販売物：事務総長覚書

E/CN.6/470とAdd.1-4

婦人参政権条約の履行：事務総長報告書

E/CN.6/471

結婚婦人の国籍：事務総長追加報告書

E/CN.6/472

婦人雇用の観点から特に関係のあるILO活動：ILO報告書

E/CN.6/473

地域開発計画への婦人の参加：事務総長予備報告書

E/CN.6/474

後見を含む親の権利と義務：事務総長報告書

E/CN.6/475

1965-1966年における婦人に関するユネスコ活動及び1967-

1968年の主要事業計画：ユネスコ報告書

E/CN.4/925とAdd.1-E/CN.6/476とAdd.1

人権の分野における助言的事业：事務総長報告書

E/CN.6/477

婦人の進歩のための国連援助——統一長期計画：事務総長覚書

E/CN.6/478

婦人の進歩のための国連援助：FAO及びユニセフ報告書

E/CN.6/479

人権に関する定期報告：事務総長覚書

E/CN.6/480

国際人権年：事務総長覚書

E/CN.6/481-E/CN.4/933

市民的政治的権利に関する報告書及び経済的社会的文化的権利に関する報告書の問題別国別索引：事務総長覚書

E/CN.6/482

全米婦人委員会報告書

E/CN.6/483

事業計画の検討、優先審議事項の設定、文書の統制と制限：事務総長覚書

E/CN.6/484

婦人に対する差別撤廃宣言案：事務総長覚書

E/CN.6/485

婚姻外出生者に対する差別の研究：事務総長覚書

E/CN.6/489

会議開催に関する規制：事務総長報告書

E/CN.6/CR.19

通信の非機密リスト

ST/TAO/HR/28

特に長期計画の策定に関連して、婦人の進歩のために必要な方策に関するセミナー（フィリピン マニラ、1966年12月）

E/CN.4/892とAdd.1-26

人権に関する定期報告：市民的政治的権利に関する各国政府報告書

E/CN.4/893

人権に関する定期報告：ILO報告書

E/CN.4/917とAdd.1-2

人権に関する定期報告：経済的社会的文化的権利に関する各国政府報告書

E/CN.4/918とAdd.1、2

人権に関する定期報告：経済的社会的文化的権利に関する専門機関報告書

E/CN.4/Sub.2/265

婚姻外出生者の差別の研究に関する報告：特別報告者の報告書

限定シリーズとして出された文書

E/CN.6/L.489

婦人の政治的権利 — ソ連：決議案

E/CN.6/L.490

同上 — チリ、フランス、ホンデュラス、メキシコ、ペルー、フィリピン、ヴェネズエラ：決議案

E/CN.6/L.491

同上 — イラン、オランダ、米国：決議案

E/CN.6/L.492

同上：文書E/CN.6/L.490に掲載された決議案に関する事務総長財政措置意見書

E/CN.6/L.493

婦人の高等教育の機会 — フランス、メキシコ、チュニジア、英国、米国：決議案

E/CN.6/L.493/Rev.1

同上：改訂決議案

E/CN.6/L.493/Rev.2

同上：改訂決議案

E/CN.6/L.493/Rev.3

同上 — フランス、ギニア、イラン、イラク、ケニア、メキシコ、チュニジア、英国、米国：改訂決議案

E/CN.6/L.494

人権に関する定期報告 — 英国：決議案

E/CN.6/L.494/Rev.1

同上 — 英国：改訂決議案

E/CN.6/L.495

婦人に対する差別撤廃宣言案 — 起草委員会採択文：前文と第1条

E/CN.6/L.496

人権に関する定期報告：委員会第474次会議採択決議文

E/CN.6/L.497とAdd.1-10

経済社会理事会への委員会第20回会議報告書案

E/CN.6/L.498

私法上の婦人の地位 — フィンランド、ハンガリー、メキシコ、フィリピン：決議案

E/CN.6/L.498/Rev.1

同上 — フィンランド、ハンガリー、メキシコ、フィリピン：改訂決議案

E/CN.6/L.498/Rev.2

同上 — フィンランド、ハンガリー、メキシコ、オランダ、ベルー、フィリピン：決議案

E/CN.6/L.499

同上 — チリ、ギニア、メキシコ、米国：決議案

E/CN.6/L.500

婚姻外出生者に対する差別の研究 — フィンランド、メキシコ：決議案

E/CN.6/L.501

婦人に対する差別撤廃宣言案：起草委員会採択文（第4、5条）

E/CN.6/L.502

私法上の婦人の地位 — アラブ連合、英国：決議案

E/CN.6/L.503

婦人に対する差別撤廃宣言案：起草委員会採択文（第2条から11条）

E/CN.6/L.504

私法上の婦人の地位：文書E/CN.6/L.498/Rev.1の決議案に関する事務総長財政措置意見書

E/CN.6/L.505

婚姻外出生者に対する差別の研究 — チリ、フィンランド、ギニア、メキシコ、米国：決議案

E/CN.6/L.506

婦人に対する差別撤廃宣言案：起草委員会報告書

E/CN.6/L.507

婦人の経済的権利及び機会 — チリ、トルコ、英国、米国：決議案

E/CN.6/L.507/Rev.1

同上 — オーストリア、チリ、イラン、日本、ケニア、ベルー、トルコ、アラブ連合、英国、米国：改訂決議案

E/CN.6/L.508

婦人に対する差別撤廃宣言案 — ギニア、フランス、アラブ連合：起草委員会が採択した前文（E/CN.6/L.495）の修正案

E/CN.6/L.509

同上 — ギニア、フランス、イラク、アラブ連合：起草委員会が採択した前文（E/CN.6/L.495）の修正案

E/CN.6/L.510

同上 — ギニア、フランス、イラン、イラク、アラブ連合：起草委員会が採択した第2案（E/CN.6/L.503）の修正案

E/CN.6/L.511

同上 — オランダ：起草委員会が採択した第2案（E/CN.6/L.503）の修正案

E/CN.6/L.512

同上 — 英国：起草委員会が採択した前文、第2、6、7、10条(E/CN.6/L.495とE/CN.6/L.503)の修正案

E/CN.6/L.513

同上 — フランス：起草委員会が採択した第4、6条(E/CN.6/L.503)の修正案

E/CN.6/L.514

婦人の経済的権利及び機会 — ソ連：文書E/CN.6/L.507掲載決議案の修正案

E/CN.6/L.515

婦人に対する差別撤廃宣言案 — 白ロシア：起草委員会が採択した前文(E/CN.6/L.495)の修正案

E/CN.6/L.516

同上 — リベリア：起草委員会が採択した前文第1、6、8、9、10条(E/CN.6/L.495とE/CN.6/L.503)の修正案

E/CN.6/L.517

同上 — オーストラリア：起草委員会が採択した第10条(E/CN.6/L.503)の修正案

E/CN.6/L.518

婦人の教育の機会 — フランス、ガーナ、イラク、リベリア、アラブ連合：決議案

E/CN.6/L.519

婦人の進歩のための国連援助 — マレーシア、オランダ、フィリピン、トルコ、アラブ連合、ベネズエラ：決議案

E/CN.6/L.519/Rev.1

同上 — マレーシア、オランダ、フィリピン、トルコ、アラブ連合、ベネズエラ：改訂決議案

E/CN.6/L.520

同上 — フィンランド、ガーナ、アラブ連合：決議案

E/CN.6/L.521

人権の分野における助言的事業 — フィンランド、フランス：決議案

E/CN.6/L.522

同上 — フィンランド、フランス：決議案

E/CN.6/L.523

婦人に対する差別撤廃宣言案：起草委員会第2次報告書

E/CN.6/L.524

婦人の進歩のための国連援助 — 中国、ケニヤ、リベリア、マレーシア、オランダ、フィリピン、米国：決議案

E/CN.6/L.525

婦人に対する差別撤廃宣言案 — 起草委員会の決議案

E/CN.6/L.526

婦人の地位委員会第21回会議 — チリ、ホンデュラス、メキシコ、オランダ、ペルー、ベネズエラ：決議案

E/CN.6/L.527

国際人権年 — メキシコ：決議案

NGOシリーズとして出された文書

E/CN.6/NGO/176

婦人の経済的権利及び機会：国際婦人協議会の意見書

E/CN.6/NGO/177

婦人に対する差別撤廃宣言案：国際機関均等協会の意見書

E/CN.6/NGO/178

婦人の教育の機会：国際婦人協議会の意見書

E/CN.6/NGO/179

婦人の高等教育の機会：世界キリスト教女子青年会の意見書

E/CN.6/NGO/180

婦人に対する差別撤廃宣言案：国際有職婦人クラブ連合会の意見書

E/CN.6/NGO/181

人権の分野における助言的事業：婦人の進歩のための国連援助：国際人権年：国際婦人協議会の意見書

E/CN.6/NGO/182

婦人の教育の機会：国際大学婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/183

婦人の進歩のための国連援助：国際婦人法律家協会の意見書

E/CN.6/NGO/184

婦人の経済的権利及び機会：国際機会均等協会の意見書

E/CN.6/NGO/185

私法上の婦人の地位：国際婦人協議会の意見書

E/CN.6/NGO/186

婦人の経済的権利及び機会：国際法律職婦人連盟の意見書

E/CN.6/NGO/187

結婚婦人の国籍：国際法律職婦人連盟の意見書

E/CN.6/NGO/188

婦人に対する差別撤廃宣言案：国際自由労連の意見書

E/CN.6/NGO/189

婦人の経済的権利及び機会：国際キリスト教労連の意見書

E/CN.6/NGO/190

婦人の教育の機会：婦人の経済的権利及び機会：国際人権年：世界労連の意見書

付 属 II

婦人の地位委員会第20回会議の決定事項にとも

なう財政措置

1. 婦人の地位委員会は、ニューヨークの国連本部で行なわれた第20回会議で、憲法、選挙法その他婦人参政権に関係ある法律に関する改訂報告書の印刷について手配するよう事務総長に要請した決議3(XX)(第4章175-179節参照)を採択した。この決議の採択にあたって、決議案の財政措置に関する事務総長意見書(E/CN.6/L.492)が委員会に提出された。この意見書で事務総長は報告書を英語、フランス語、スペイン語で印刷する費用の総額は7,200ドルになると述べている。もしこの決議が経済社会理事会で承認されれば、事務総長は報告書が印刷に出される時次第で1967年か1968年の予算の第11部門の財源の中にこの項目を入れるよう努力するであろう。
2. 決議5(XX)(第5章202-225節参照)により委員会は、後見を含む親の権利と義務に関する事務総長報告書(E/CN.6/474)をできるだけ早く印刷し、広く配布するよう希望した。この決議を採択するに先だつて委員会は、これに関連する財政措置についての意見書(E/CN.6/L.504)に注目した。この意見書で事務総長は報告書を英語、フランス語、スペイン語で印刷する費用は7,200ドルになると述べている。もしその決議が経済社会理事会で承認されれば、事務総長は可能な範囲内で優先事項を調整して1967年か1968年の予算の第11部門の配賦総額の中で経費を賄うよう努力することとなる。

国連婦人の地位委員会

第20回報告書

昭和42年9月30日

発行者 労働婦人少年局

印刷所 有限会社 盛文社印刷所
(TEL) 294 5107代